

序章 はじめに

序章 はじめに

第1節 計画作成の背景と目的

1. 背景

湖西市（以下、「本市」という。）は静岡県の最西端に位置します。令和8年(2026)3月時点の人口は県内15位、面積は県内19位です。大規模な自治体ではありませんが令和4年(2022)の製造品出荷額は県内4位、全国でも34位で、製造業が非常に盛んです。一方で浜名湖や遠州灘、湖西連峰が織りなす豊かな自然環境や、東海道沿いに位置し、かつては遠江国と三河国の境の地であったという立地環境を有しています。このような環境を背景に多種多様な文化財が誕生し、現在まで受け継がれてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化が進むなかで、本市で長年文化財を維持してきた地域コミュニティや人材が失われ、地域の貴重な文化財の滅失や散逸が進んでいます。そのため、このような地域コミュニティや人材を支え、文化財を確実に将来へつなぐための対策が本市の緊急の課題となっています。

平成30年(2018)に文化財保護法が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定が制度化されました。これにより、地域内の多様な文化財を、中・長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に保存・活用できるようになりました。また、所有者等、専門機関、市民団体、外郭団体が総がかりとなって保存・活用に取り組むための体制づくりが可能となりました。

2. 目的

文化財を取り巻く厳しい状況を踏まえ、本市は「湖西市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」）」を作成しました。本計画は、文化財の保存・活用の取組を計画的に進め、本市の文化財を次の世代へ確実につなぐことを目的とします。また、本計画で示す取組は、行政の枠を超えて、所有者等、専門機関、市民団体、外郭団体が協力し実行するものです。官民協働で保存・活用に取り組むことで、文化財と歴史文化が持つ魅力や価値を市民と共有し、文化財の新たな担い手育成につなげます。そして、一人ひとりの心の中にシビックプライド（郷土への誇りと愛着）を醸成し、湖西市総合計画の目標である「ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI」を実現します。

3. 計画の対象と文化財の定義

（1）計画の対象

本計画は、文化財保護法や静岡県文化財保護条例、湖西市文化財保護条例に基づき、指定等がされている文化財（以下、「指定等文化財」という。）に、未指定の文化財（以下、「未指定文化財」という。）を含めた、本市域に存在する全ての文化財を対象とします。

（２）文化財の定義

文化財保護法は、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の６類型と定義しています。また、「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」も保護の対象としています。

一方で、文化財保護法に定義されていない民話や言い伝えなどの「伝承」等も、本市の歴史文化を知るうえで欠かせません。そのため本計画は文化財保護法が定義する６類型、埋蔵文化財及び文化財の保存技術に、「伝承」等を加えた総体を文化財と称します。

第２節 計画期間と進捗管理

１．計画期間

本計画の計画期間は、令和８年度（２０２６）から令和１５年度（２０３３）までの８年間とします。なお、上位計画である第６次総合計画の第Ⅱ期は、令和８年度（２０２６）から令和１１年度（２０２９）までの４年間、第Ⅲ期は令和１２年度（２０３０）から令和１５年度（２０３３）までの４年間と定めています。これに合わせるため、本計画の計画期間のうち、令和８年度（２０２６）から令和１１年度（２０２９）までの４年間を前期に、令和１２年度（２０３０）から令和１５年度（２０３３）末までの４年間を後期に設定します。

	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033
湖西市文化財 保存活用地域計画	前期				後期			
				(進捗管理と 見直し)				
第6次湖西市総合計画	第Ⅱ期				第Ⅲ期			

序 -1 計画期間

２．進捗管理と見直し

本計画の進捗管理と見直しは、総合計画の見直し時期に合わせて実施します。前期の進捗管理と見直しは、総合計画第Ⅱ期の最終年度である令和１１年度（２０２９）に行います。また、後期の進捗管理と見直しは、総合計画第Ⅲ期の最終年度である令和１５年度（２０３３）に行います。また、進捗管理は、本計画に記載する取組の実施状況を点検し、進捗の評価と課題を整理する方法で行います。

進捗管理により計画の見直しが必要となった場合や、文化財の保存・活用を取り巻く環境が大きく変わった場合は、適宜計画内容を変更します。なお、文化財保護法第１８３条の４に基づき、計画の軽微な変更以外は、文化庁長官による変更の認定を受けます。軽微な変更とは次に掲げる変更以外を指します。

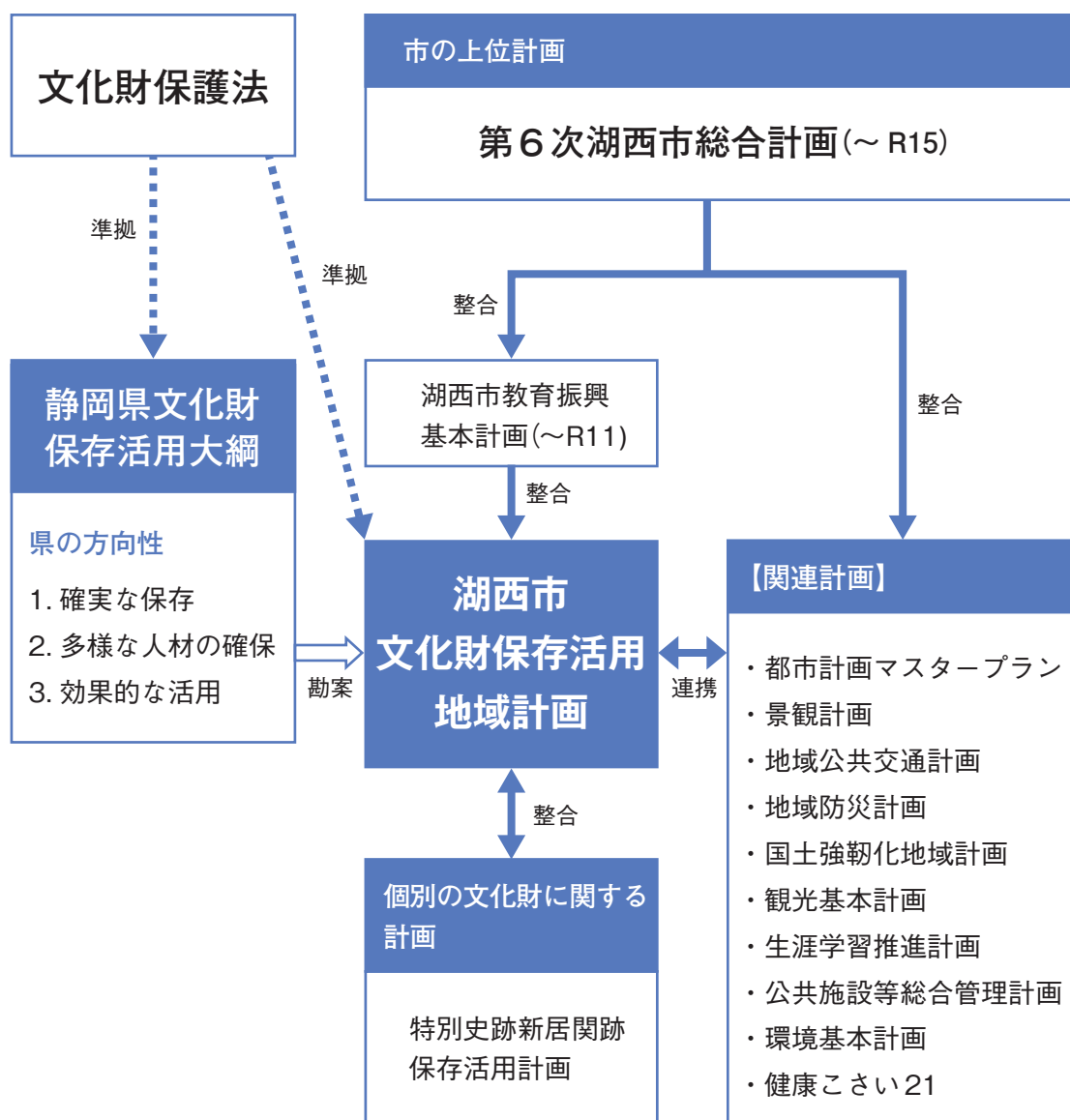
- ①計画期間の変更
- ②市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、軽微な変更を行った場合は、静岡県及び文化庁へ情報提供します。

第3節 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき作成した法定計画です。本市が実施する文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すマスタープランであるとともに、具体的な取組を示すアクションプランです。なお、本計画は「静岡県文化財保存活用大綱」の内容を勘案しつつ、市の上位計画である「第6次湖西市総合計画」や「湖西市教育振興基本計画」との整合や、その他関連計画との連携を図りながら作成しました。

なお、上位計画及び関連計画の概要は資料編に掲載します。

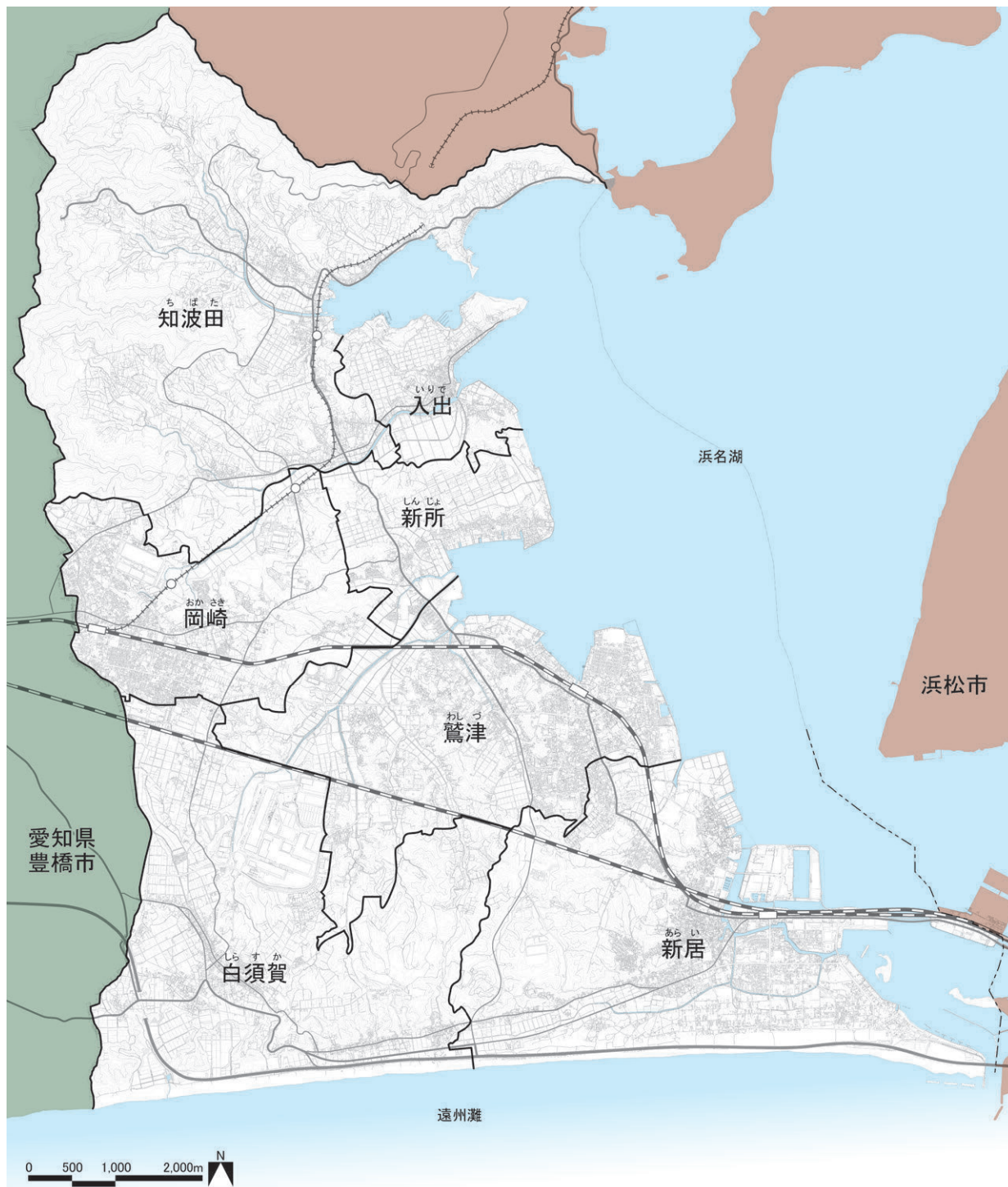


序-2 計画位置図

第4節 地区区分・地名

1. 地区区分

本市にある11の自治会地区連合会は、41の自治会で組織されます。本計画における地区区分は、概ね自治会連合会の地区割を使用します。そのうえで、^{わしづ}鷺津西及び^{わしづ}鷺津東を^{わしづ}鷺津地区に、^{あらい}新居中部、^{あらい}新居南部、^{はまな}浜名及び^{なかの}中之郷を^{あらい}新居地区に集約した、計7つの地区区分で記述します。



序-3 地区区分図

2. 地名

本計画で使用する地名及びその区画は以下の図の通りです。これらは「鷺津」や「新居町新居」などの大字、及び「新所原東」や「南台二丁目」などの町名を基に設定しました。なお、各区画に存在する「飛び地」のうち、小規模なものは便宜上記載を省略しました。



序 - 4 本計画で使用する地名とその範囲

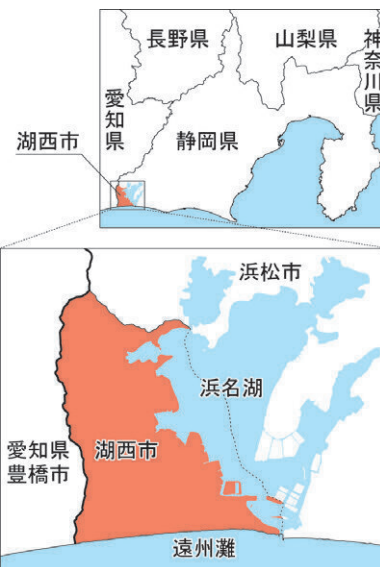
第1章 湖西市の概要

第1章 湖西市の概要

第1節 自然的・地理的環境

1. 位置・面積

本市は静岡県^{はまなこ}の最西端、浜名湖^{はまなこ}の西岸に位置する県境の市で、静岡県浜松市と愛知県豊橋市に接しています。市域の東西距離は最大 11.4km、南北距離は最大 12.5kmです。総面積は 86.56 km²で、そのうち陸地は 68.47km²、浜名湖面は 18.09km²です。



1-1 湖西市位置図

2. 地形・地質・水系

(1) 地形・地質

本市の地形は、北部の山地、中央部から南部に広がる台地、及び遠州灘沿岸と浜名湖に面して広がる低地の3つに分けることができます。

北部の山地は赤石山脈^{あかいしさんみゃく}南縁の弓張山地^{ゆみはりさんち}の一部で、「湖西連峰^{こさいれんほう}」とも呼ばれます。標高 300m から 400m ほどの主尾根が南北にのび、そこから東西に支尾根がのびます。湖西連峰^{こさいれんほう}は愛知県との県境と浜松市との市境となっています。湖西連峰を構成する岩石は主に中世代ジュラ紀（2億年～1億4000万年前）に付加されたチャートや砂岩、泥岩のほか、これらの岩石が不規則に混ざりあった混在岩です。湖西連峰^{こさいれんほう}に分布するチャートは「大知波石^{おおちばいし}」と呼ばれ、かつては石材として盛んに利用されました。

中央部から南部にかけてひろがる台地のうち、北側を「新所原台地^{しんじょはらだいち}」、南側を「湖西丘陵^{こさいきゅうりょう}」と呼びます。これらの台地は新生代第四紀の後期チバニアン期～後期更新世（30万年から1万1700年前）に形成された地形です。主に砂礫や粘土で構成され、水はけが良いのが特徴です。

新所原台地は現在の新所原駅周辺から新所地区にかけて広がります。湖西連峰や湖西丘陵に囲まれた低地に河川が運んだ土砂が堆積し、それが隆起して形成されました。標高は30m前後です。

湖西丘陵^{こさい}は、本市の南部に広がっており、豊橋市南部から広がる天伯原台地^{てんぱくばらだいち}の東縁にあたります。天竜川^{てんりゅうがわ}が運搬した土砂が海底に堆積した後、隆起して形成されました。標高は白須賀地区^{しらすか}が70～80mほどで最も高く、北北西方向へ向かって低くなります。南端は遠州灘^{えんしゅうなだ}により削られ崖（海食崖^{かいしょくがい}）になっています。湖西丘陵は南北方向に延びる小高い丘陵が複数あります。これらは台地の土砂が河川のはたらきで削り取られることでできた地形です。

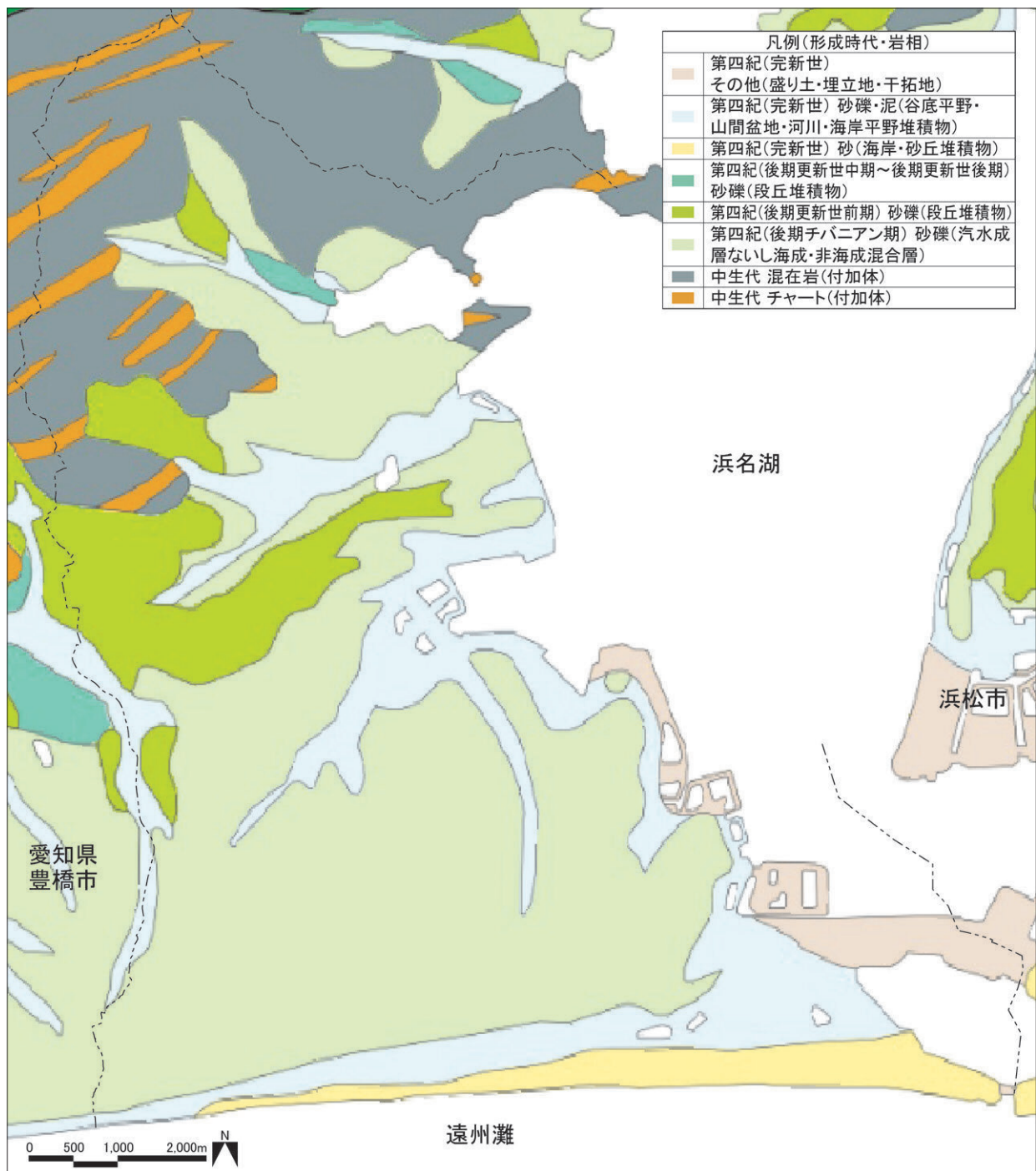
低地は遠州灘^{えんしゅうなだ}や浜名湖^{はまなこ}の沿岸、河川付近にひろがります。完新世（1万1700年前以降）にできた地形で、河川や海が運んだ土砂が堆積して形成されました。丘陵間の谷部にも広がります。市の中央部に位置する「湖西低地^{こさいていち}」と、南部に位置する「新居低地^{あらいていち}」が主要な平野です。標高は0

～15m程度で、砂や粘土の層でできています。また、^{はまなこ}浜名湖の沿岸に近代以降の埋立地が多数分布します。



1 - 2 地形図

(出典：国土地理院 地理院タイル一覧 色別標高図〈海域部分は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成〉、ベクトルタイル「地形分類〈自然地形〉」、国土数値情報より作成)



1-3 地質図

(出典：20万分の1日本シームレス地質図V2(産総研地質調査総合センター)を使用し、加筆修正して作成)

(2) 水系

本市を流れる河川は、^{みやこだ がわ}都田川水系と^{うめだ がわ}梅田川水系に属します。^{みやこだ がわ}都田川水系は静岡県の西部に位置し、^{はまな こ}浜名湖に流入する河川に加え、^{はまな こ}浜名湖とその支湖から成り、^{いまざれぐち えんしゅうなだ}今切口から遠州灘へ注ぎます。水系の名称は、^{はまな}浜松市浜名区を流れ^{はまな こ}浜名湖の北部に注ぐ^{みやこだ がわ}都田川から付けられています。^{うめだ がわ}梅田川水系は、^{はまな}愛知県と^{うめだ がわ}静岡県にまたがる^{はまな こ}梅田川及びその支川から成り、^{みかわわん}三河湾へ注ぎます。本市の主要河川のうち、^{うめだ がわ}梅田川と^{うめだ がわ}境川が^{うめだ がわ}梅田川水系、それ以外が^{みやこだ がわ}都田川水系に属します。

浜名湖は都田川水系の最下流部です。本市を流れる川の多くが浜名湖へ注ぎます。面積は約72km²で、日本で10番目に大きい湖です。湖水は今切口と呼ばれる約200mに狭められた湖口から、直接遠州灘へ注ぎます。完新世（1万1700年前）より前は遠州灘の湾でしたが、沿岸流によって運ばれた土砂が湾をふさぐことで湖になりました。湖内の水深は浅く、北部が9mから12m、南部は4m程度です。15世紀までは浜名川を経て遠州灘へと注ぐ淡水湖でしたが、明応7年（1498）から永正7年（1510）にかけて頻発した地震や津波、風水害により、浜名川の河口付近が土砂で塞がれ、さらに今切口が開口したことで汽水湖になりました。

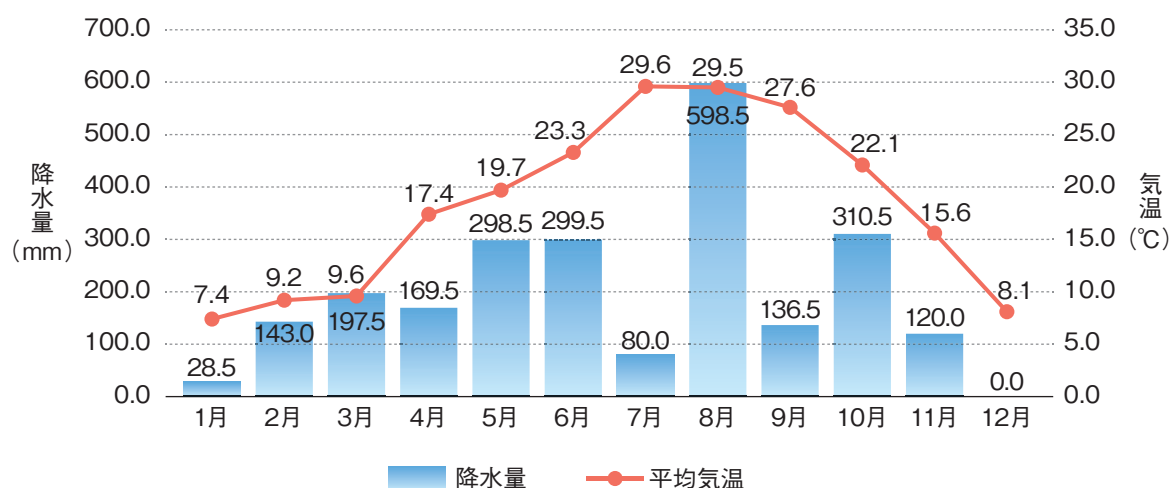
都田川水系の河川のうち、湖西連峰を水源地とする今川と太田川は、本市の北部を西から東へ流れます。また、湖西丘陵を水源地とする笠子川、坊瀬川、山口川、古見川及び大谷川は本市の南部から北へ流れます。

梅田川水系の河川は、梅田川と境川があります。境川は愛知県との県境の河川です。湖西丘陵の水源地から北へ流れ、白須賀地区を経た先で梅田川と合流し、三河湾へと注ぎます。

3. 気候

本市の年平均気温は17℃前後です。四季を通じて温暖で、真冬日はほとんどありません。年間の降水量は1,900mm前後です。

冬は「遠州のからっ風」と呼ばれる、風速4～5m/sの西北西の乾燥した強風が吹きます。これはシベリア方面で発達する高気圧が吹き出す季節風で、日本列島にぶつかって日本海側に雪を降らせた後、山を乗り越えて静岡県西部地域まで吹き込みます。



1-4 雨温図（令和6年）
（出典：令和6年版 湖西市統計書）

4. 動植物

(1) 植生・植物

本市の植生は山地、台地、^{はまなこ}浜名湖沿岸部の低地、及び^{えんしゅうなだ}遠州灘海浜部の低地の4つに分けられます。

北部の山地は、スギ類やヒノキ類の植林地が大部分を占めており、その中にシイ類やカシ類、ツバキ類からなる常緑広葉樹林やコナラ群落が点在します。また、山地の裾部にミカンの常緑果樹園が広がります。

台地はシイ類やカシ類などの常緑広葉樹や竹林、植林地が混在します。

^{はまなこ}浜名湖沿岸部の低地は、一部でヨシ原が繁茂しています。かつては広い範囲に自生していましたが護岸工事により減少しました。水中は、長さ20cmから100cmのアマモ類やコアマモ類などの海草が群生しており、江戸時代はこれらの海草を肥料として利用しました。近年はアマモの群生地が急減し、^{はまなこ}浜名湖の生態系や漁業に悪影響を及ぼしています。

^{えんしゅうなだ}遠州灘海浜部の低地は、クロマツ林が分布しています。これらは海岸の防風林や東海道沿いの松並木として植林されたものです。また、海岸の砂地でハマヒルガオやハマボウといった海浜部特有の植生を見ることができます。クロマツは本市の歴史性や地域性を反映する樹木として市の木に制定されていますが、近年はマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによる枯死被害が多発し、減少しています。

静岡県に生息する希少種を記載した『静岡県レッドデータブック』に、本市を含むメッシュで確認された植物として植物47種、菌類3種が掲載されています(資料編参照)。

(2) 動物

山地や台地に、ニホンカモシカやニホンイノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ニホンザルなどの日本在来の哺乳類が生息します。また、アライグマやヌートリア、ハクビシンなどの外来哺乳類も生息します。近年は生息数の増加や、耕作放棄地及び荒れた雑木林の増加による生息域の拡大により、住宅地や畑地での獣害が増加しています。

汽水湖である^{はまなこ}浜名湖に、マダイやヒラメなどの海水魚のほか、ボラやクロダイ、マハゼなど、汽水域を好む魚類が生息します。



1-5 湖西連峰の常緑広葉樹林



1-6 海浜部のクロマツ林



1-7 ニホンカモシカ

鳥類は、^{はまなこ}浜名湖の沿岸部や市内の河川でカワセミやアオサギなどがよく観察されます。また、^{はまなこ}浜名湖は水鳥が非常に多く生息し、カワウやゴイサギなどの年間を通じて生息する留鳥のほか、冬季はマガモやカンムリカイツブリといった多数の渡り鳥が越冬のために飛来します。

^{えんしゅうなだ}遠州灘の海浜部は数多くの海鳥の生息地であり、砂浜はコアジサシやシロチドリといった希少な鳥類の営巣地となっています。また、アカウミガメの産卵地でもあります。

『静岡県レッドデータブック』に、本市で確認された動物として動物14種、は虫類2種、両生類5種、淡水魚類10種、昆虫類25種、陸・淡水産貝類3種が掲載されています（資料編参照）。



1-8 アオサギ

第2節 社会的状況

1. 市域の変遷

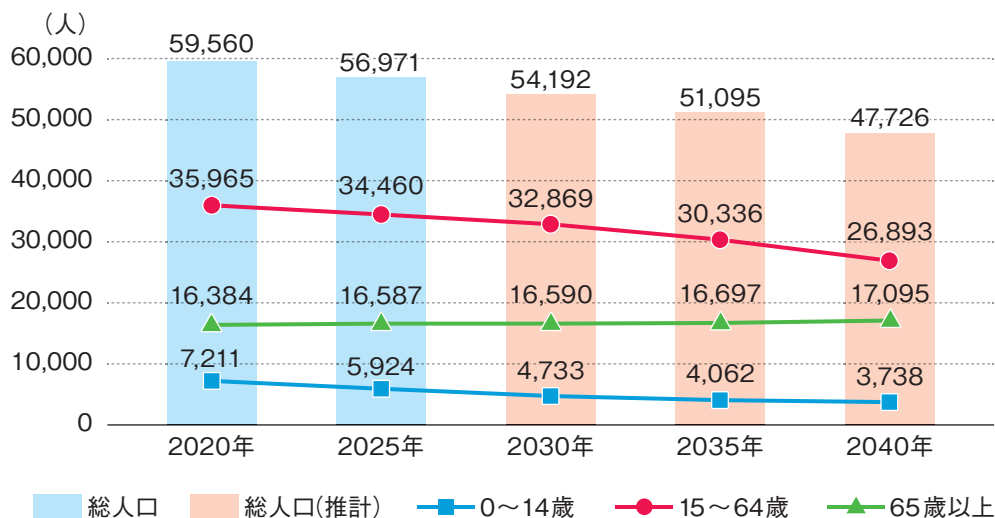
湖西市は、昭和30年(1955)に^{しらす かちよう}白須賀町、^{わしづちよう}鷺津町、^{しんじよむら}新所村、^{ちば たむら}知波田村及び^{いり でむら}入出村が合併して成立した^{こ さいちよう}湖西町が、昭和47年(1972)に市制を施行して誕生しました（以下、「旧湖西市」という）。さらに、平成22年(2010)に^{はまな ぐんあら いちよう}浜名郡新居町を編入合併し、現在の本市が成立しました。



1-9 旧町村範囲図

2. 人口

令和8年(2026)3月の人口は56,477人です。昭和60年(1985)から増加を続けましたが、平成17年(2005)以降は減少に転じています。湖西市総合計画は、現在のペースで減少が続いた場合、令和22年度(2040)に47,726人に減少すると推計しています。また、人口構成比は年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が続く一方で、高齢人口(65歳以上)が大きく増加し、少子高齢化がさらに深刻化すると推計しています。これらの状況を踏まえると、文化財の担い手不足という問題は今後より深刻となることが見込まれます。



1-10 人口推移と推計
(出典：第6次湖西市総合計画 第2期実践計画)

3. 交通

(1) 鉄道

鉄道交通は、東海道本線と天竜浜名湖線があります。東海道本線の駅は新居町駅、鷺津駅及び新所原駅があります。天竜浜名湖線の駅は新所原駅、アスモ前駅、大森駅及び知波田駅があります。また、停車駅はありませんが市内を東海道新幹線が通過します。近隣の新幹線停車駅は東の浜松駅と西の豊橋駅です。東海道本線を利用した場合、鷺津駅からの所要時間は浜松駅が20分、豊橋駅が15分です。

(2) バス

バス路線は、本市が運行するコミュニティバス(コーちゃんバス)があります。コミュニティバスは市民が日常生活で利用することを目的としています。運行は民間の事業者へ委託しており、各集落の拠点と鉄道駅を結ぶ路線や、鉄道駅間を結ぶ路線を計6本設けています。また、公共交通の空白域の解消を目的に、自宅と指定施設を結ぶデマンド型乗合タクシー(コーちゃんタクシー)を運行しています。

(3) 道路

遠州灘^{えんしゅうなだ}沿いに、東の浜松市や西の愛知県豊橋市へ連絡する国道1号及び国道42号が通っています。国道1号の本市区間は浜名バイパス及び潮見バイパスと呼ばれており、区間全てが自動車専用道路です。本市は新居弁天IC^{はまな}〔新居地区〕と大倉戸IC^{あらい}〔新居地区〕、白須賀IC^{おおくらど}〔白須賀地区〕の3つのインターチェンジが置かれています。また、浜名湖沿いに、東名高速道路^{みっかび}の三ヶ日インターチェンジ方面へ連絡する国道301号が通っています。

これらの主要幹線道路に接続する形で、県道や主要地方道が主に東西方向へ配置されています。

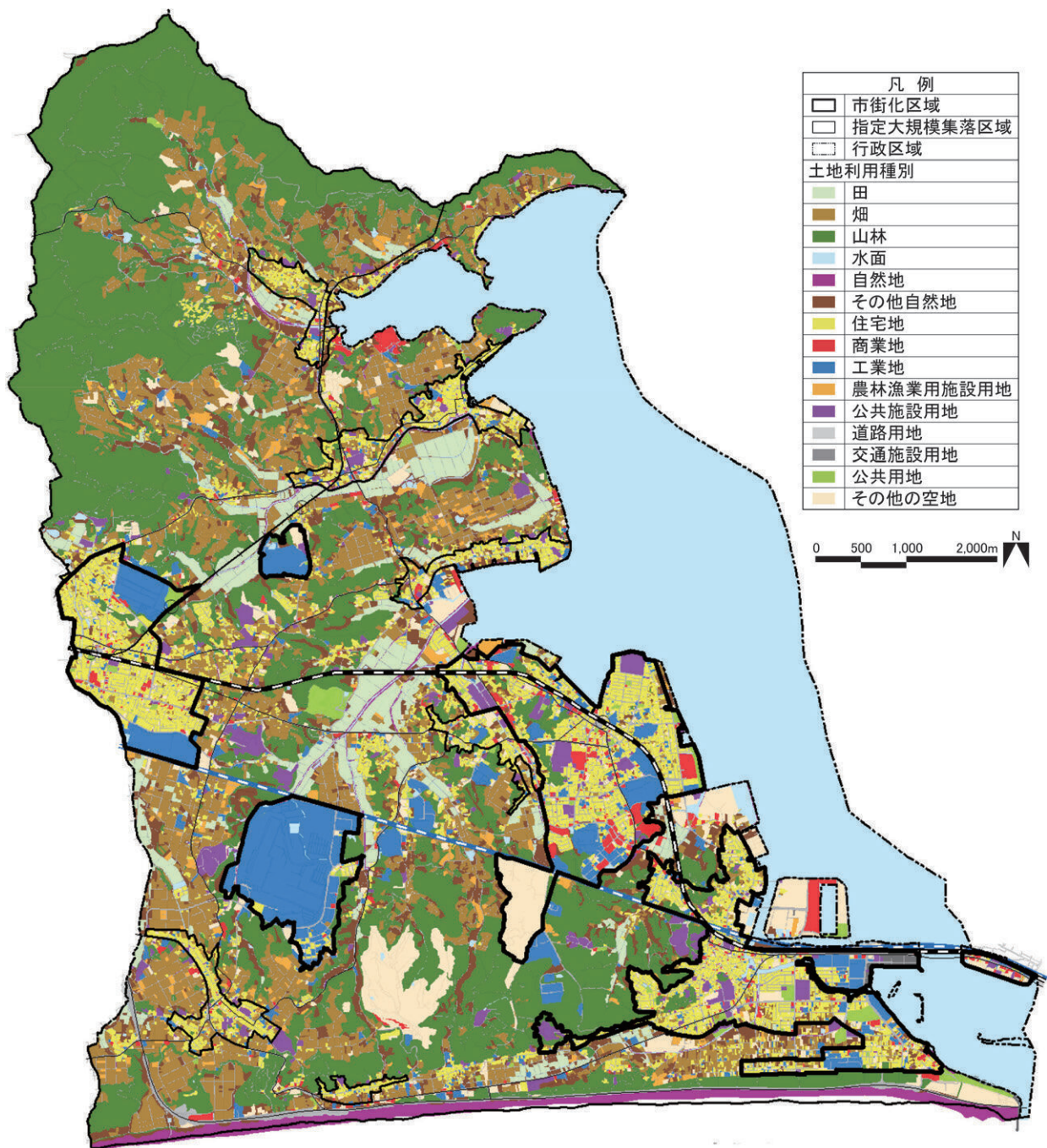


1-11 湖西市交通図

4. 土地利用

令和4年(2022)時点で、本市の69.9%で山林や農地、水面などの自然的土地利用がされており、残りの30.1%で宅地や公共・公益施設用地、道路用地などの都市的土地利用がされています。市全体で自然的土地利用の割合が大きく、豊かな自然環境が広がっています

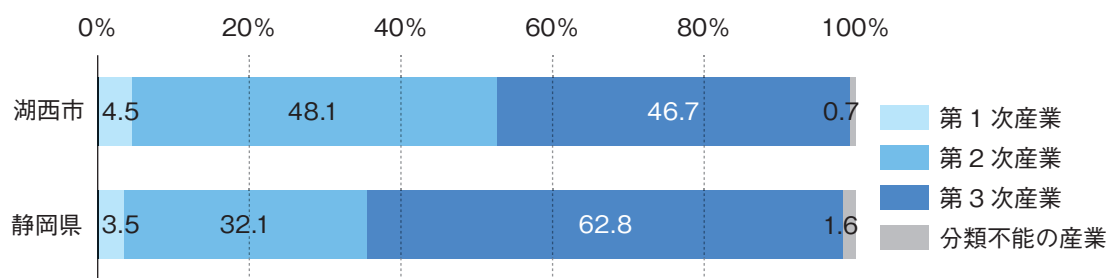
住宅地や商業地、工業地は、^{とうかいどうほんせん}東海道本線の駅の周辺に分布しています。また、大規模工場は^{とうかいどうほんせん}東海道新幹線の沿線に多く位置しています。一方で、^{かいどうしんかんせん}東海道本線の駅から離れた地区は、住宅地や商業地の広がりが局所的で、田畑や山林などの自然的土地利用が大部分を占めます。住宅地が少ない地区は人口減少がより顕著で、今後、文化財の担い手不足が顕在化すると予想されます。



1-12 令和4年時点の土地利用現況図
(出典：令和4年度 都市計画基礎調査)

5. 産業

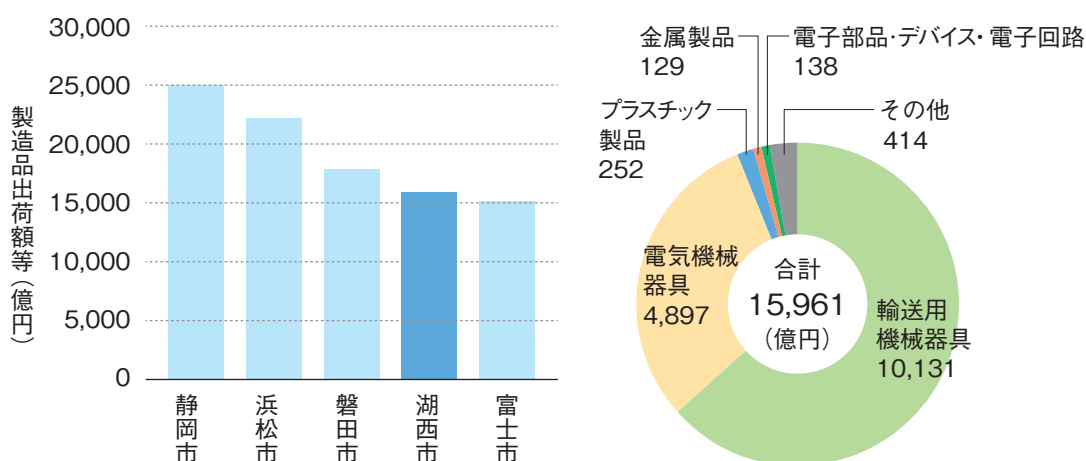
令和2年（2020）10月1日時点の産業大分類別就業者数の割合は、第1次産業（農林業・漁業）が4.5%、第2次産業（建設業、製造業・鉱業）が48.1%、第3次産業（第1次・第2次産業以外の業種）が46.7%、分類不能の産業が0.7%です。同年の静岡県全体の割合は、第1次産業が3.5%、第2次産業が32.1%、第3次産業が62.8%、分類不能の産業が1.6%です。本市は県全体と比べて、第2次産業に就業している人の割合が高く、モノづくりが盛んな町です。



1-13 産業大分類別就業者数
(出典：湖西市統計書、令和2年国勢調査)

(1) 工業

静岡県臨海部は交通の便を生かして発展した東海工業地域^{とうかいこうぎょうちいき}が広がっています。これに含まれる本市も機械工業が盛んです。本市の製造品出荷額^{せいぞうひしゅがく}の上位は、輸送用機械器具と電気機械器具^{でんききこうき}です。比較的大規模な工場は主に新居地区^{あらい}、鷺津地区^{わしづ}、岡崎地区^{おかさき}及び白須賀地区^{しらすか}にあり、自動車の部品製造や組立を行っています。令和4年（2022）の本市の製造品出荷額は約1.6兆円で、静岡市、浜松市、磐田市^{いわたし}に次いで県内4位です。



1-14 製造品出荷額（令和4年6月1日現在）
(出典：2023年経済構造実態調査)

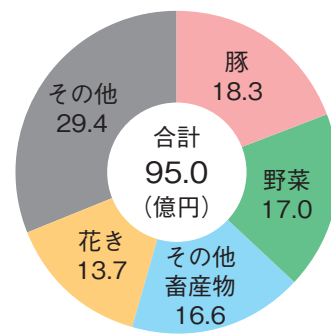
(2) 農業・漁業

令和5年(2023)の農業産出額は95.0億円です。内訳は、静岡県で一番の生産量を誇る豚が18.3億円で最も多く、次いで野菜が17.0億円、その他畜産物が16.6億円、花き類が13.7億円です。

白須賀地区は、本市で最も農業が盛んな地区です。台地上の赤土と広い耕作地を活かした野菜の生産が盛んで、露地栽培でキャベツやジャガイモなどが、ハウス栽培でセルリーやエンドウマメなどが生産されています。鷺津地区や入出地区は花き類の栽培が盛んです。特にコデマリは本市が日本一の産地で、国内シェアの8割を占めています。知波田地区では湖西連峰の斜面を活かしたミカン栽培を主に行っています。

漁港は鷺津港[鷺津地区]と入出港[入出地区]の2か所があり、主にアサリ、スズキ、タイ、ヒラメ、エビ、カニなどが水揚げされています。また、浜名港[新居地区]ではシラスやアサリ、カツオなどの海産物が水揚げされています。

浜名湖の豊かな環境を利用したウナギやカキ、海苔の養殖も盛んに行われています。一方で、平成21年(2009)頃まで浜名湖で大量に漁獲されていたアサリの水揚げ高は、近年の自然環境の変化により大きく減少しています。

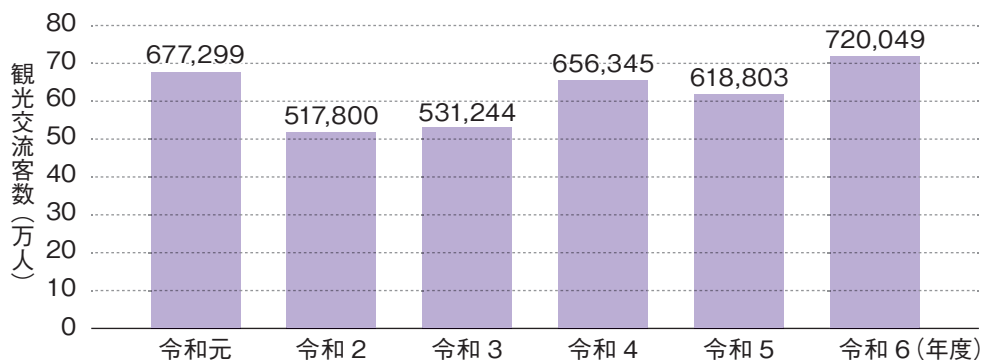


1-15 農業産出額
(出典：令和5年市町村別農業産出額〈推計〉)

6. 観光

本市の観光交流客数は、令和元年度(2019)に677,299人を記録して以降、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しましたが、近年は再び増加傾向を示しています。中京圏からの日帰りの観光客が多く、宿泊する観光客の数は少ない点が特徴です。主な観光資源は浜名湖と東海道で、これらに関連する観光スポットは新居地区に集中しています。また、湖西連峰での登山も人気で休日は多くの登山客が訪れます。

また、浜名湖周辺の効果的な情報発信や観光ブランド化を図るため、本市は浜松市や(公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー、湖西・新居観光協会と連携し、観光事業を展開しています。



1-16 観光交流客数推移
(出典：第3次湖西市観光基本計画)

7. 文化財関連施設

(1) 市営施設

常時文化財を展示している施設は4か所あり、いずれの施設も東海道の歴史や文化に関する展示を行っています。

特別史跡の新居関跡[新居地区]は、敷地内の新居関所史料館で、歴史と宿場文化に関する展示を有料で公開しています。新居関跡の約200m西側に、新居宿旅籠紀伊国屋資料館と小松楼まちづくり交流館があります。新居宿旅籠紀伊国屋資料館は明治時代の旅籠建物を平成13年(2001)に解体修理した建物で、市の有形文化財(建造物)に指定しています。建造物の内部や旅籠に関する展示を有料で公開しています。小松楼まちづくり交流館は大正時代の芸妓置屋兼小料理屋の建物を改修した建物で、国の登録有形文化財です。建造物の内部や関係資料を無料公開しています。白須賀地区にある白須賀宿歴史拠点施設(おんやど白須賀)は、旅行者の休憩施設です。館内で江戸時代の白須賀宿に関する展示を無料で公開しています。

文化財の収蔵施設は、北部多目的倉庫[知波田地区]と民具倉庫[鷺津地区]があります。その他の公立の文化施設として、中央図書館と新居図書館があります。

(2) 民営施設

民営の文化財関連施設は、豊田佐吉記念館[鷺津地区]があります。管理は所有者の豊田佐吉記念館保存会が行い、無料で公開されています。また、敷地は豊田佐吉邸として市の史跡に指定されています。



1-17 新居関所史料館



1-18 おんやど白須賀



1-19 小松楼まちづくり交流館



1-20 湖西市立中央図書館



1-21 文化財関連施設位置図

第3節 歴史的背景

1. 通史

(1) 縄文時代(1万数千年前～紀元前4世紀)

弥生時代(紀元前4世紀～3世紀後半)

古墳時代(3世紀後半～7世紀)

【人々の生活のはじまりと浜名湖】

本市は、縄文時代から人々が生活を始めました。縄文時代の人々は、食料を入手しやすい場所に集落をつくり、土器や石器、骨角器(動物の骨を削って造った道具)を使って生活しました。浜名湖の魚介類も多く採集しており、市内の遺跡からは漁具が見つっています。

最初期の遺跡は、郷北遺跡[新居地区]、寺川遺跡[新居地区]及び天白遺跡[新居地区]です。これらの遺跡は浜名湖の近くの丘陵上にあり、約7,000年前の土器や狩猟で使う矢じり、漁で使うおもり(石錘)が見つかりました。浜名湖湖底遺跡群[新居地区]からも、縄文時代の土器や骨角器の「もり」が多数見つかりました。浜名湖湖底遺跡群は、縄文時代や弥生時代の集落が、のちの時代の地形変動により浜名湖の底に沈んだ遺跡です。縄文時代の漁具だけでなく、奈良時代や鎌倉時代の陶器でできたおもり(陶錘)も浜名湖湖底遺跡群で見つっています。このことから、本市の人々は縄文時代以来、浜名湖で漁を行っていたことが分かります。

【稲作の始まりと白須賀の銅鐸】

弥生時代になると、日本列島の広範囲に稲作が広まりました。遅くとも紀元前1世紀までに、本市で稲作が始まりました。弥生時代の遺跡の多くは河川沿いに分布しています。特に笠子川沿いの丘陵上にある吉美中村遺跡[鷺津地区]や、大谷川沿いの一里田遺跡[新居地区]で弥生土器が多く見つかりました。また、弥生時代は銅鐸という青銅器を使った祭りが行われており、鍛冶ヶ谷遺跡[白須賀地区]で江戸時代に銅鐸の破片が出土しました。



1-22 湖底遺跡出土の漁具
上：骨角器(もり)
下：石錘



1-23 一里田遺跡出土弥生土器

【古墳の築造】

古墳時代は東北地方から九州地方まで、各地で有力者（豪族）の墓である古墳が築かれました。周辺の浜松市や磐田市は巨大な前方後円墳^{ぜんぽうこうえんふん}を築くほどの力をもった豪族がいました。一方で、本市にそのような人々はおらず、直径 20 m 以下の小規模な円墳が大半を占めます。

本市で最も古い古墳は利木古墳^{りきこふん} [大知波地区] です。5 世紀後半に築かれた古墳で、人や動物の形をした埴輪^{はにわ}（形象埴輪）や、筒状の埴輪（円筒埴輪）が出土しました。

鷺津地区の笠子川沿いや、岡崎地区の湖西連峰で多くの古墳が築かれました。特に、神座古墳群^{かんざこふんぐん} [知波田地区] や梅田古墳群^{うめだこふんぐん} [岡崎地区] は、小さな円形の古墳（円墳）が密集しています。



1-24 神座古墳群発掘調査時写真



1-25 古墳群・古墳跡群の分布範囲図(消滅したものも含む)

これらは^{ぐんしゅうふん}群集墳と呼ばれ、本市においては6世紀前半から7世紀中頃まで形成されました。また、弥生時代と同様に、古墳時代の人々も河川の近くで生活をしていました。古墳時代の集落遺跡は^{かさごがわ}笠子川や^{いまがわ}今川、^{おおやがわ}大谷川の近くで見つかっています。

【須恵器生産の開始】

5世紀の後半から^{すえき}須恵器の生産が行われました。これが「^{こさいかまあとぐん}湖西窯跡群」の始まりです。^{すえき}須恵器とは、丘陵の斜面をトンネル状に掘った窯で焼き上げた灰色で硬い土器のことで、朝鮮半島に起源を持ちます。^{こさいかまあとぐん}湖西窯跡群は6世紀中頃まで^{すえき}須恵器の他に埴輪も生産しましたが、その後は^{すえき}須恵器だけを生産しました。^{すえきがま}須恵器窯は6世紀後半まで^{かさごがわ}笠子川沿いの丘陵部でしか築かれず、後の時代と比較すると生産は小規模なものでした。

(2) 飛鳥時代（6世紀末～710）

奈良時代（710～794）

平安時代（794～1185）

【行政区画】

飛鳥時代と奈良時代は国家の仕組みが整えられた時代です。7世紀中頃に^{こく ひょう り}国・評・里という行政区画が置かれ、中央集権的な政治体制ができました。その後、^{たいほう}大宝元年（701）に^{こく ぐん}国・郡・里（後に^{ごう}郷と改称）に改められ、それぞれの長として、^{こくし}国司・^{ぐんじ}郡司・^{りちょう}里長（郷の場合は^{ごうちょう}郷長）が任命されました。また、地方統治の拠点として^{こくふ}国府と^{ぐうけ}郡家が置かれました。

本市は、当初は^{とおとうみのくにふちのこおり}遠江国^ふ渟^ち評（^ふ敷知郡）に属しました。その後、郡の領域が再編されたことで、遅くとも^{てんびょう}天平12年（740）までに^{とおとうみのくに}遠江国^{はまなぐん}浜名郡に組み替えられました。^{はまなぐん}浜名郡の下に8つの郷が置かれ、本市は^{おおみわごう}大神郷、^{うまやごう}駅家郷及び^{あらいごう}新居郷の3郷がありました。このうち新居郷は^{あらいごう}承平年間（931～938）までに消滅し、^{おおみわごう}大神郷に再編されました。これは^{あらいごう}新居郷内の人口減少や、^{はまなこ}浜名湖周辺部の地形変化などが要因と考えられています。

【須恵器生産の拡大と衰退】

飛鳥・奈良時代は、^{こさい}湖西丘陵が窯の構築に適した地形であったことや、^{こさい}湖西丘陵から良質な粘土が採れたこと、^{はまなこ}浜名湖の水運を利用して製品の出荷ができたことから本市で大量の^{すえき}須恵器が生産されました。それまで^{かさごがわ}笠子川沿いの丘陵部に限られていた窯の分布は、飛鳥時代に^{おおたがわ}太田川沿いや^{こみがわ}古見川、^{さかいがわ}境川以西（愛知県豊橋市）の丘陵に広がりました。奈良時代の前半に、窯の分布密度が濃くなりました。長期間にわたり継続して^{すえき}須恵器の生産が行われた結果、市内にたくさんの窯跡が残されました。この時代に^{こさいよう}湖西窯で生産された^{すえき}須恵器は、本市から遠く離れた場所でも見つかっています。特に東日本の太平洋沿岸の遺跡から、^{こさいよう}湖西窯産の^{すえき}須恵器が多く見つかっています。



1-26 奈良時代の湖西窯産須恵器

須恵器生産の拡大に伴い、製品の選別や保管、出荷を一手に担う拠点^{かさごがわ}が笠子川に面した丘陵の先端に置かれました。これは、笠子川の周辺が古墳時代から続く須恵器生産の中心で、生産した須恵器の運搬に笠子川と浜名湖の水運を利用していたためです。最も大きい拠点は吉美中村遺跡^{きびなかつむら いせき}〔鷺津地区〕で、住居跡や複数の倉庫跡、廃棄された大量の須恵器が見つっています。

このように、飛鳥時代から奈良時代にかけて大規模な窯業が行われましたが、奈良時代の後半に入るとそれまで湖西窯産須恵器を使用していた地域にも窯が築かれるようになり、湖西窯産須恵器の需要が激減しました。湖西窯での須恵器生産の規模は急激に縮小し、平安時代の初めに生産されなくなりました。



1-27 地中から見つかった窯跡
(谷上第2地点窯)

【官道の整備と浜名橋】

飛鳥時代から奈良時代にかけて、都と地方をつなぐ官道^{かんどう}が整備されました。官道は約16kmごとに駅家^{うまや}（馬の乗り継ぎを行う施設）が置かれました。本市は、畿内から太平洋沿岸諸国を経て東国に至る東海道が整備され、駅家として猪鼻駅が置かれました。

現在の橋本〔新居地区〕はかつて浜名川に面しており、奈良時代は既に集落が開かれていました。平安時代に橋本に浜名橋が架橋されました。具体的な建設年代は不明ですが、遅くとも貞観4年(862)に既にあり、長さ約170m、幅約7m、高さ約5mに及ぶ巨大な橋でした。その後、浜名橋は何度も修復と再建を繰り返しながら、15世紀まで東海道の交通を支えました。また、浜名橋は交通の要衝としてだけでなく、景勝地としても有名な場所でした。藤原定家が「影たえてしたゆく水もかすみけり はまの橋の春の夕暮」という歌を詠んだように、浜名橋の美しい景色や様子が、数多くの和歌や旅行者の日記に記されています。



1-28 浜名橋を描いた絵図
(遠江国浜名湖今切湊口俯瞰図)

江戸時代終わり頃の資料。浜名川を南北にまたぐ浜名橋が描かれる。

【古代の神社】

奈良時代に国家が整備されると全国の神社が組織化されました。延長5年(927)の『延喜式神名帳』に全国に存在した代表的な神社が記されており、これらの神社は式内社と総称されます。浜名郡は5つの式内社があり、このうち本市は大神神社と角避比古神社の2社がありました。

大神神社は現在の二宮神社〔新居地区〕の前身の神社で、その名前から大神郷にあったことが分かります。角避比古神社は後世の津波で流失した後、再建されなかったため、後身の神社や所在地の詳細は分かりません。しかし、新居町浜名地区周辺にあり、現在の湊神社〔新居地区〕が角避比古神社の流れを汲んでいると伝えられています。

【真言宗寺院と大知波峠廃寺の繁栄】

平安時代の初め、最澄により天台宗が、空海により真言宗が開かれました。どちらも加持祈祷と呼ばれる儀式により国家と社会の平穏を祈ることが特徴で、天皇や貴族の信仰を広く集めました。

愛知県豊橋市にある普門寺は真言宗の寺院です。平安時代は東海地方でも屈指の規模を誇る寺院でした。普門寺の影響で、平安時代以降の本市に真言宗の寺院が多数建てられました。本興寺[鷲津地区]や蔵法寺[白須賀地区]は、創建当初は普門寺の末寺(本山の支配下にある寺)で、真言宗の寺院でした。また、応賀寺[新居地区]や本果寺[新居地区]、東福寺[新居地区]も、真言宗の寺院として創建されました。

この時代の仏教の様子を知るうえで、最も重要な遺跡が大知波峠廃寺跡[知波田地区]です。大知波峠廃寺跡は、平安時代後半の10世紀中頃から11世紀中頃まで湖西連峰の山中にあった山寺の遺跡です。発掘調査で7棟の堂跡や石垣が見つかり、大規模な山寺であったことが分かっています。

湖西連峰は三河国との国境を形成する山々として、奈良時代はすでに信仰の対象でした。そのような霊山に、平安時代に大知波峠廃寺跡となる山寺がつくられ、ふもとの人々の信仰を集めたのです。



1-29 大知波峠廃寺跡

(3) 鎌倉時代(1185～1336)

室町時代(1336～1573)

安土桃山時代(1573～1600)

【荘園の誕生】

奈良時代は、全ての人民と土地は天皇の所有物であるとする公地公民制のもと支配が行われましたが、平安時代後半になると中央の有力者は自らの権威を背景に、全国各地に荘園と呼ばれる私有地を増やしました。鎌倉時代から室町時代は本市に高野山領の那賀荘(現在の新居地区中之郷周辺)や東北院領の吉美荘(現在の鷲津地区吉美周辺)、南禅寺領の新所郷(現在の新所地区周辺)、臨川寺三合院領の内山郷(現在の新居地区周辺)など、大寺院や有力者の荘園がありました。

また、荘園の成立とともに郡や郷の範囲も変化し、白須賀地区を除いた本市全域が、再び敷知郡の一部となりました。

【中世窯業の展開】

須恵器の生産は平安時代の初めに衰退したものの、平安時代後半の12世紀初めから再び窯が築かれはじめました。この時代の窯業は愛知県の渥美半島から導入されたもので、陶土や製品の形に共通点が多いため、本市と渥美半島の窯跡を総称して「渥美・湖西中世窯」と呼んでいます。

12世紀は、山茶碗と呼ばれる碗や小皿、壺、甕などの陶器に加えて、特注品である瓦や陶製五輪塔（五輪塔の形をした経容器）を生産しました。13世紀になると古瀬戸窯や常滑窯に押され、山茶碗と小皿を中心とした小型製品の生産へと転換しましたが、競合に敗れ、14世紀初めに衰退しました。



1-30 山口第17地点窯から出土した瓦

【橋本宿の繁栄と衰退】

鎌倉幕府の成立により都と鎌倉を結ぶ東海道の重要性が増し、往来する人が増加しました。また、物資の輸送や軍事の面においても重要であったため、東海道の整備が進みました。東海道沿いの各地で、旅行者に対して宿泊施設や輸送用の人馬、旅行に必要な物資を提供する「宿」が形成され、地域経済の中心地となりました。

浜名橋のたもとにあった集落は、鎌倉時代には橋本宿と呼ばれるようになりました。橋本宿は東海道を通行する人々の拠点として繁栄しました。また、職人や商人のほか、弦や詩歌の技能を持った遊女が多くいたことが記録されています。鎌倉幕府の初代将軍である源頼朝は建久元年（1190）、橋本宿に宿泊しました。これがきっかけとなり、現在の新居地区周辺に源頼朝に関する言い伝えが数多く生まれました。また、室町時代の永享4年（1432）に室町幕府の6代将軍である足利義教が橋本宿に宿泊しました。

交通の要衝であった橋本宿は争いの舞台にもなりました。治承・寿永の乱（源平合戦）や、承久3年（1221）に後鳥羽上皇が起こした承久の乱の際は、橋本宿へ兵が派遣されました。また、建武2年（1335）に北条時行が起こした中先代の乱の際は橋本宿周辺が戦場となりました。



1-31 風炉の井

源頼朝が上洛した際、この井戸から汲んだ水で茶を沸かしもてなしたとの伝説が残る。

鎌倉時代から室町時代の終わりにかけて、橋本宿は浜名湖西岸地域の中心でした。しかし、浜名湖を往来する手段として渡船が用いられるようになったことや、明応7年（1498）から永正7年（1510）にかけて頻発した地震や津波、洪水により今切口ができたことが影響し、16世紀前半に橋本宿は衰退しました。その後は湖岸付近が渡船による往来の拠点として発展しました。

【武士による支配】

室町時代は、幕府により派遣された守護（守護大名）と呼ばれる有力武士が各地を支配しましたが、応仁の乱で幕府の権威が失われると、各地の有力者が実力で支配地域を広げました。

駿河国の守護であった今川氏親は、明応3年（1494）から文亀元年（1501）の間に遠江国の守護であった斯波氏を倒し、遠江国を自らの領国へ組み入れました。今川氏親は、三河との国境であった浜名湖西岸地域を特に重視しました。そのため、大永年間（1521～1528）に浜名湖の湖上交通の掌握と、国境防備の堅牢化を目的に宇津山城〔入出地区〕を築城しました。

また、今川氏支配下の新居地区に、浜名湖を通行する船から通行料を徴収するための関所を置きました。

永禄3年(1560)の桶狭間の戦いで今川氏親の子にあたる今川義元が敗れた後、徳川家康は三河国の今川氏の領地へ侵攻し、永禄8年(1565)に三河国全域を支配下に置きました。今川義元の跡を継いだ今川氏真はこれに對抗し、浜名湖沿岸部の防備を進めました。本市においても永禄4年(1561)以降に宇津山城の拡張や、妙立寺[鷺津地区]境内での境目城の築造が行われました。

永禄11年(1568)、徳川家康が遠江国へ侵攻し、永禄12年(1569)にその全域が支配下に置かれました。徳川家康も浜名湖周辺の土地を重視し、天正2年(1574)に今切渡船の船主に対して、特権を認める代わりに円滑な渡船運営を命じました。その後、豊臣秀吉が天下統一を果たすと、豊臣方の大名である池田照政が浜名湖西岸を支配しました。池田照政も徳川家康と同様に今切渡船を保護しました。

【中世の信仰】

平安時代から鎌倉時代にかけて真言宗の寺院が勢力を広げましたが、室町時代以降は鎌倉六宗(浄土宗、浄土真宗、日蓮宗、時宗、臨済宗、曹洞宗)が台頭し、本市で真言宗寺院の改宗や鎌倉六宗に属する寺院の創建が進みました。特に日蓮宗(法華宗)の活動が活発で、真言宗寺院として成立した本興寺[鷺津地区]は永徳3年(1383)に法華宗へ改宗しました。その後、今川家の家臣で三河国西郡(現在の愛知県蒲郡市)周辺を支配した鵜殿氏に厚く保護され、本興寺は大きく発展しました。また、妙立寺[鷺津地区]は至徳3年(1386)に日蓮宗の寺院として開かれ、発展しました。

女河八幡宮[新所地区]の特殊神事と二宮神社[新居地区]の流鏝馬神事は、鎌倉時代から室町時代にかけて成立しました。前者は南朝方の武将として活躍した宗良親王が、延元2年(1337)に内藤延国という人物に命じて奉納させたことが始まりと伝えられています。後者は元亀元年(1570)の姉川の戦いの際、家康方として戦った柴田七九郎という人物が、神馬や矢、馬具を奉納したことをきっかけに始まったといわれています。



1-32 宇津山城遠景



1-33 女河八幡宮特殊神事

(4) 江戸時代(1600～1868)

【行政区画の変遷】

正保元年(1644)に作成された『正保郷帳』によると、当時本市に20村があり、その全てが幕府領でした。その後、村の数は24村に増加しました。元禄10年(1697)に幕府領が旗本(幕府直属の家臣)に分け与えられたことで、全24村のうち新居関所周辺の6村と白須賀宿周辺の2村を除いた16村が、新たに旗本領(幕府直属の家臣団の領地)となりました。

元禄15年(1702)に新居関所の管理が幕府から三河国吉田藩(現在の愛知県豊橋市周辺)へ移されると、同年に新居関所周辺の6村が吉田藩の領地に編入されました。宝永2年(1705)にさらに8村が編入され、計14村が吉田藩領となりました。これらの村々は新居付村と呼ばれました。その後、新田開発や分村が進み、幕末の時点で31村がありました。なお、江戸時代を通じて白須賀村及び境宿村だけが浜名郡に属し、それ以外の村は全て敷知郡に属しました。

1-34 明治2年時点の領地支配

年	郡	幕府領	旗本領	吉田藩領	浜松藩領
明治2年 (1869)	敷知郡	新所村新田 岡崎村新田 東市場村 【計3村】	鷺津村 古見村 新所東方村 新所西方村(一部吉田藩領) 中川尻村 【計5村】	西市場村 西川尻村 坊瀬村 山口村 岡崎村 梅田村 新居宿 橋本村 中之郷村 内山村 松本新田 大倉戸新田 弥太郎新田 松山新田 【計14村】	南川尻村 神座村 太田村 大知波村 利木村 横山村 入出村 【計7村】
	浜名郡	白須賀宿 境宿村 【計2村】	—	—	—

※赤字…元禄15年(1702)に吉田藩へ編入した村

※青字…宝永2年(1705)に吉田藩へ編入した村

※松本新田村…明和6年(1769)に吉田藩へ編入

【新居関所の成立と展開】

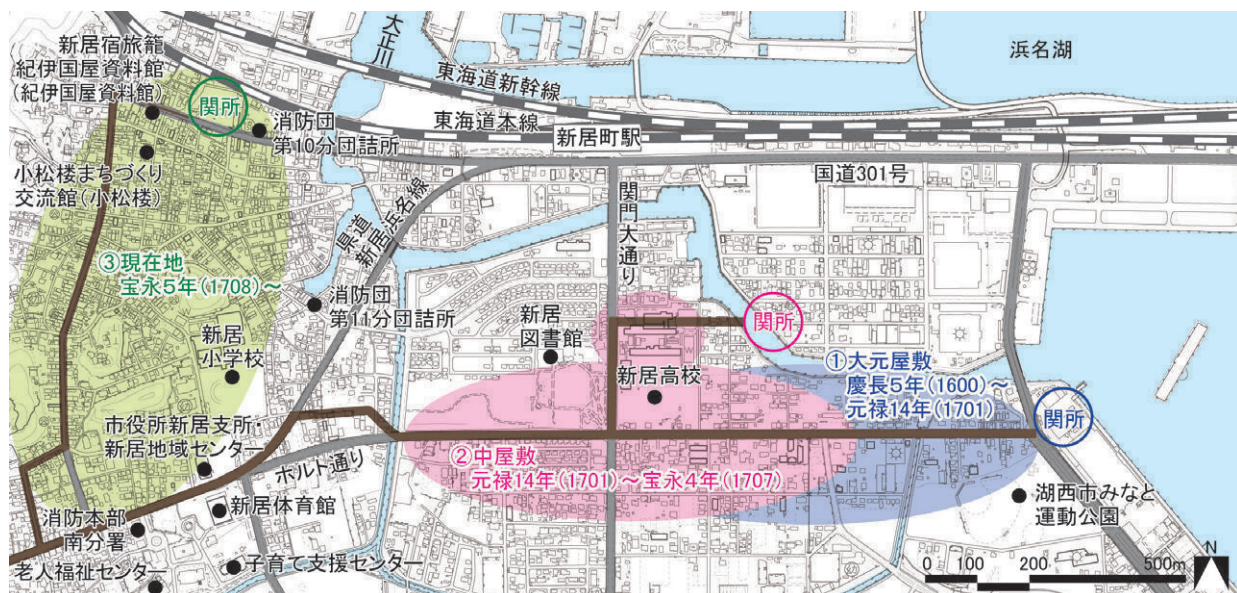
慶長5年(1600)に関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康は、東海交通の要衝であった今切口の西側に新居関所(今切関所)を設置しました。新居関所は通過する人や鉄砲の検閲を行い、特に江戸方面へ入ってくる鉄砲と江戸から出ていく女性を厳しく取り締まりました。前者は江戸の治安維持のために、後者は人質として江戸に置かれている大名の妻子が自らの国へ帰ることを防ぐために行われました。

新居関所は構内に舞坂への渡船（今切渡船）の船着き場がありました。また、通行に使用する馬や人足、今切渡船を手配する施設（船会所）も置かれていました。これらの施設が関所の構内に置かれている例は他に無く、新居関所の特徴でした。

設置当初の新居関所は、現在の湖西市みなと運動公園の北側付近にありました。その後、元禄12年（1699）の暴風雨とそれに伴う高潮被害のため、元禄14年（1701）に現在の新居高校付近へ移転し、翌年に関所の管理が幕府から吉田藩へと移されました。しかし、宝永4年（1707）の宝永地震により再び新居関所が大破したため、宝永5年（1708）に現在地である泉町付近へ再度移転しました。関所建物は嘉永7年（1854）の安政東海地震で再び倒壊したため、安政2～5年（1855～1858）に建て替えられました。現在の新居関跡に残る関所建物はこの時のものです。江戸時代の関所は明治2年（1869）に廃止されましたが、新居関所の建物は学校や町役場として利用され続けました。現在は新居地区のシンボルとして市民に愛され、新居関所を核に周辺地区の景観形成が行われています。



1-35 新居関跡

1-36 新居関所での検閲を描いた浮世絵
（「東海道五十三次 荒井」葛飾北斎）

1-37 関所・宿場移転図

【東海道の整備と宿場】

江戸時代の初期、徳川家康により東海道の整備が行われました。松並木の街路樹や1里（約3.9km）ごとに設置された一里塚の整備もこの時期に始まりました。

徳川家康は東海道の交通を円滑にするため、慶長6年(1601)から段階的に各所へ宿場を設置しました。本市の宿場は、慶長6年(1601)に現在の湖西市みなと運動公園付近に新居宿が、潮見坂下の元宿と呼ばれる場所に白須賀宿が設置されました。新居宿は先述の高潮や地震により、新居関所とともに2度移転しました。また、宝永4年(1707)の宝永地震の際に白須賀宿も壊滅し、潮見坂の上に移転しました。

宿場は幕府の公用のための人馬を常備することや、幕府の物資を無償で次の宿まで送り届ける「伝馬役」が義務付けられました。これらの義務の代わりに、屋敷地にかかる税の免除や旅人を宿泊させる権利、公用以外の物資を有償で運搬する権利を得ていました。さらに、新居宿はこの特権に加えて、今切渡船の運営を独占する権利が与えられ、江戸時代を通じて宿場の大きな収入源でした。一方で、対岸の舞坂宿にも今切渡船の渡船場がありましたが渡船運営には参画できず、宿場の財政は困窮しました。そのため江戸時代の舞坂宿で、今切渡船への参画を目指した運動が度々行われましたが、新居宿の反対により実現しませんでした。

宿場は大名が宿泊する本陣及び脇本陣、庶民の宿泊が可能な旅籠や木賃宿といった宿泊施設があり、旅行者の拠点として機能しました。新居宿と白須賀宿の人口はどちらも江戸時代の終わり頃に3,000人前後を数え、百姓や漁師を中心に、職人や商人、医師といった様々な職業の人々が暮らしていました。特に新居宿には、渡船や輸送船に従事する船守や船を修理する船大工など、船に関係する職業の人々が多く居住していました。

【江戸時代の生業】

江戸時代の主な生業は稲作でしたが、本市の村は栄養と水の乏しい台地や砂地にあったものも多く、このような村では畑作が広く行われました。浜名湖沿岸の人々が畑作をするうえで重要だったのが「藻草」です。藻草とは、浜名湖の湖底に自生するアマモ類やコアマモ類、アオサ類のことで、乾燥させて畑の肥料にしました。また、販売により貴重な収入源にもなりました。藻草を採取できる水域は村ごとに定められていましたが、水域の境界や藻草取りのルール、他村の人間による盗み採りを巡り、近隣の村同士で何度も紛争が生じました。

また、遠江では綿花の栽培が古くから行われ、江戸時代は全国でも有数の産地でした。それを原料とした機織りも行われ、遠州木綿として広く知られていました。

遠州灘と浜名湖の沿岸部では漁業が行われました。特に盛んだったのが入出村で、他の村の生業が農業中心であったのに対し、入出村は漁業を中心としました。入出村の漁期は他村の漁が禁止されていたことに加えて、浜名湖北岸の広い範囲で地引網漁(六帖網)を行う特権が



1-38 潮見坂を描いた浮世絵
(『東海道五十三次 白須賀』歌川広重)

与えられていました。そのため、入出村の港に大量の魚が水揚げされ、これを求めて集まった行商人や仲買人で賑わいました。一方で、浜名湖での漁における入出村の権限が大きすぎたことで、浜名湖沿岸の村との紛争が度々生じました。また、地引網漁が藻草を根こそぎ抜いてしまうため、そのことに不満を持った村とも紛争が生じました。

【宿場の文化】

江戸時代の新居宿と白須賀宿は人や物資が集中したことで浜名湖西岸地域の文化の中心となりました。旅籠や資産家の自宅で、学問や和歌、俳諧などの文化活動が行われました。また、古典を通じて日本の古代文化を明らかにしようとする国学が発展しました。白須賀宿の国学者である夏目獺麿は、自宅を拠点に国学書の出版活動を行い、国学の普及と発展に努めました。

吉田藩から派遣された関所役人による教育活動が行われ、人々に文化的素養が備わったことも、新居宿で文化活動が盛んであった理由の一つです。特に、安政3年(1856)から慶応2年(1866)まで関所役人を勤めた山本忠佐は住民の教育に熱心で、10年間で約100名の住民が門人となりました。



1-39 伝夏目獺麿肖像画

新居関所の存在は、人々の生活文化にも影響を与えました。その最たる例が婚姻です。本市の女性が嫁ぐ際、浜名湖の東岸地域へ嫁入りすると帰省のたびに関所通行の手続きが必要となりました。そのため、嫁ぎ先は浜名湖西岸の村々や三河方面に集中しました。これにより、本市は方言や慣習などの面で、浜名湖の東岸地域とは異なる文化が形成されました。新居地区を象徴する祭礼として現在も盛んに行われている諏訪神社奉納煙火[新居地区]は、江戸時代に吉田藩の影響を受けて生まれた文化の一つです。

江戸時代は、各地区で秋葉講という火防の神である秋葉山を信仰する集団が組織され、秋葉山(浜松市)への参拝や秋葉灯籠の建立が行われました。秋葉灯籠は本市の各地に建てられました。建物が密集し火事が起こりやすかった新居宿の周辺で特に多く建てられました。



1-40 新居宿内の秋葉灯籠

(5) 明治時代(1868～1912)

大正時代(1912～1926)

昭和時代(戦前)(1926～1945)

【行政区画の変遷】

明治時代(1868～1912)における行政区画の変遷を示した表が1-41です。明治元年(1868)に吉田藩領の新居宿と新居付村が新政府領へ編入され、幕府領、旗本領及び浜松藩領が駿府藩

領^{りょう}へ編入されました。しかし明治2年(1869)2月に、新居宿^{あら いしゆく}及び新居付村^{あら いづきむら}は再び吉田藩^{よし だはんりょう}領へ戻されました。同年6月に、藩主の領地と領民を天皇へ返上させる版籍奉還^{はんせきほうかん}が行われると、駿府藩^{すん ぶはん}と吉田藩^{よし だはん}はそれぞれ静岡藩^{しずおかはん}と豊橋藩^{とよはしはん}へ改名し、同年7月に本市の全域が静岡藩^{しずおかはん}領となりました。明治4年(1871)に廃藩置県^{はいはん ち けん みことのり}の詔^{みことのり}が発せられると、静岡藩^{しずおかはん}は静岡県へと名称を改めました。その後、同年11月に浜松県が新たに設置されると、本市の村々はこれに属しました。

明治5年(1872)に浜松県下が82区に分けられ、それぞれの区ごとに戸籍が作成されました。この時、本市に浜松県第79～82区が設置されました。また、同年6月に県下^{だい いく しょう ぐ}を大区と小区に分ける^{だい しょう ぐ せい}大小区制が施行され、これらの区分けが行政区画として利用されました。大小区制^{だい しょう ぐ せい}は範囲を変えながら、明治22年(1889)まで続けました。

明治8～9年(1875～1876)は村々の合併が相次ぎました。明治8年(1875)に南川尻村^{みなみかわしりむら}、西川尻村^{にしかわしりむら}及び中川尻村^{なかがわしりむら}と、東市場村^{ひがしいちばむら}及び西市場村^{にしいちばむら}の計5村が合併し、吉美村^{きびむら}が誕生しました。また、同年に東新所村^{ひがししんじょむら}と西新所村^{にししんじょむら}が合併し、新所村^{しんじょむら}が誕生しました。明治9年(1876)に橋本村^{はしもとむら}、松山新田村^{まつやましんでんむら}、松本新田村^{まつもとしんでんむら}、大倉戸新田村^{おおくらどしんでんむら}が合併し、浜名村^{はまなむら}が誕生しました。

明治9年(1876)に浜松県が静岡県に編入されると、県政の中心が県中部に移りました。これにより県西部の人々に様々な面で不都合が生じたため、同年に引佐郡^{いなさぐん}、敷知郡^{ふちぐん}及び浜名郡^{はまなぐん}の40村が愛知県への編入を願い出ました。しかし、編入は実現しませんでした。

明治11年(1878)に郡区町村編成法^{だい しょう ぐ せい}が施行されると、大小区制は廃止され、代わって旧来の郡町村が行政単位として復活しました。白須賀宿^{しらすかしゆく}及び境宿^{さかいじゆく}は浜名郡^{はまなぐん}に属し、それ以外の村は敷知郡^{ふちぐん}に属しました。

明治22年(1889)に、地方自治の確立を目指した市制・町村制^{し せい ちょうそんせい}が施行され、大規模な合併が行われました。敷知郡で知波田村^{ふちぐん ちばたむら}、入出村^{いりでむら}、新所村^{しんじょむら}、吉津村^{よしづむら}及び新居町^{あら いちょう}が誕生し、浜名郡^{はまなぐん}では白須賀町^{しらすかしちやう}が誕生しました。施行された直後の同年4月に、敷知郡に属していた新居町^{あら いちょう}、吉津村^{よしづむら}、新所村^{しんじょむら}、入出村^{いりでむら}及び知波田村^{ちばたむら}と、現在の浜松市にあった西浜名村^{にしはまなむら}と東浜名村^{ひがしはまなむら}の計1町6村が、浜名郡への編入を願い出ました。これは、同じ敷知郡でも浜名湖を隔てた東部とは人情や風俗が異なり、交通でも不便を強いられていたことが理由でしたが、認められませんでした。また、行政や経済、慣習の面から新居町域^{あら いちやう}の村々と深いつながりがあった中之郷村^{なかの ごうむら}が新居町^{あら いちやう}ではなく吉津村に編入されたため、中之郷村の人々に様々な面で不都合を与えました。

その後、明治29年(1896)に敷知郡^{ふちぐん}が廃止されたため、本市の町村は全て浜名郡^{はまなぐん}に再編成されました。また、明治38年(1905)に中之郷村民^{なかの ごうそんみん}の悲願であった新居町^{あら いちやう}への編入が実現しました。この中之郷村^{なかの ごうむら}の編入をもって、昭和30年(1955)の湖西町^{こ さいちやう}の成立まで続く、本市の基本的な行政区画が完成しました。

▼明治初期～9年の藩・県の変遷

			慶応 4 年 9 月 8 日	明治 2 年 2 月 5 日	明治 2 年 6 月 (版籍奉還)	明治 2 年 7 月	明治 4 年 7 月 14 日 (廃藩置県)	明治 4 年 11 月 15 日	明治 9 年 8 月 21 日
旧湖西市域	幕府領	白須賀宿	駿府藩	駿府藩	静岡藩	静岡藩	静岡県	浜松県	静岡県
		境宿村							
		東市場村							
	旗本領	鷲津村							
		古見村							
		新所東方村							
		新所西方村							
		中川尻村							
	浜松藩領	南川尻村							
		神座村							
		太田村							
		大知波村							
		利木村							
		横山村							
		入出村							
吉田藩領	西市場村	新政府領	吉田藩	豊橋藩					
	西川尻村								
	坊瀬村								
	山口村								
	岡崎村								
	梅田村								
	中之郷村								
	新居宿								
旧新居町域	内山村								
	橋本村								
	松山新田村								
	松本新田村								
		大倉戸新田村							

▼明治5年～9年の大小区制による区画

	明治5年正月 (戸籍編成)	明治5年6月	明治6年2月	明治8年7月15日	明治9年8月21日 (浜松県が静岡県へ編入)
太田村	浜松県 79区	浜松県 第1大区 79小区	浜松県 第1大区 13小区	浜松県 第1大区 13小区	静岡県 第12大区 13小区
大知波村					
利木村					
横山村					
入出村					
鷺津村	浜松県 80区	浜松県 第1大区 80小区	浜松県 第1大区 12小区	浜松県 第1大区 11小区	静岡県 第12大区 12小区
古見村					
南川尻村					
西川尻村					
中川尻村					
東市場村					
西市場村					
新所東方村					
新所西方村					
岡崎村					
土族屋敷	浜松県 81区	浜松県 第1大区 81小区	浜松県 第1大区 10小区	浜松県 第1大区 9小区	静岡県 第12大区 9小区
梅田村					
神座村					
中之郷村					
新居宿					
内山村					
橋本村					
松山新田村					
松本新田村					
大倉戸新田村					
坊瀬村	浜松県 第82区	浜松県 第1大区 82小区	浜松県 第1大区 11小区	浜松県 第1大区 10小区	静岡県 第12大区 10小区
山口村					
白須賀宿					
境宿					

▼明治8年以降の村々の合併

		明治8年	明治9年	明治22年	明治38年	昭和4年	郡		
							明治12年	明治29年	
新所東方村	新所村						敷知郡	浜名郡	
新所西方村									
土族屋敷									
岡崎村									
梅田村									
新居宿	新居町								
内山村									
橋本村									浜名村
松山新田村									
松本新田村									
大倉戸新田村									
中之郷村	吉津村		鷺津町 (町制施行)						
山口村									
坊瀬村									
西市場村					吉美村				
西川尻村									
南川尻村									
東市場村									
中川尻村									
古見村	知波田村								
鷺津村									
太田村									
大知波村									
利木村									
横山村	白須賀町								
神座村									
入出村									
白須賀宿									
境宿									

【湖上交通の発達】

明治5年(1872)、伊藤安七郎^{いとうやすしちろう}により新所西方村の小網屋^{しんじょにしかたむら こあみや}と呼ばれていた場所に港が作られ、浜松との間に渡船が就航しました。この航路は明治9年(1876)から蒸気船が就航し、短時間で浜松との往来ができました。これにより利用客が急増し、港周辺に旅館や茶屋が軒を連ねました。この発展をきっかけに、小網屋は「日の岡^{ひのおか}」という地名に改められました。しかし、明治21年(1888)の東海道本線の開通により鉄道が主な移動手段になったことで、渡船と日の岡^{ひのおか}は衰退しました。

明治40年(1907)に浜名湖巡航船株式会社^{はまなこじゅんこうせんかぶしきがいしゃ} [鷺津地区^{わしづ}] が設立されたことで、湖上交通は再び活気を取り戻しました。浜名湖巡航船は、鷺津^{わしづ}から入出及び新所方面への航路や、気賀^{きが}及び三ヶ日^{みっかび}方面への航路を運航しました。大正8年(1919)に新居汽船会社^{あらいきせんがいしゃ} [新居地区^{あらい}] を吸収し、新居を起点に各地を結ぶ航路の運航を始めました。湖岸の道路が未整備だった時代、浜名湖巡行船は湖岸の人々の足として、また物資輸送のかなめとして重宝され、最盛期は年間46万人もの人々を輸送しました。



1-42 浜名湖を航行中の巡航船

【東海道本線の敷設と新居地区の埋立て】

明治19年(1886)、伊藤博文^{いとうひろぶみ}により東海道本線の着工が公表され、明治21年(1888)に浜松―豊橋間(浜松駅、馬郡駅、鷺津駅、豊橋駅)が開通しました。また、開通当初は単線だった浜松―豊橋間は、明治36～37年(1903～1904)に複線化され、輸送力が向上しました。

鉄道駅の設置後、農村だった鷺津地区^{わしづ}に民家や商店が軒を連ね、本市の中心地区へ成長しました。また、原料や工業製品の長距離輸送が可能になったことで、鷺津駅周辺に工場が数多く建設され、本市の工業化が急速に進みました。その一方で長距離移動の手段が徒歩から鉄道に変わったことで、東海道の交通量は激減し宿場は衰退しました。特に、白須賀宿^{しらすかしゆく}は鉄道の沿線から大きく外れたため、交通の拠点としての機能が失われ、農業と漁業を中心とする地区に転換しました。



1-43 埋立用土砂の掘削風景

白須賀宿と同様に新居宿も一度は衰退しましたが、大正4年(1915)に新居町駅^{あらいまちえき}が建設されたことで再び発展し、新居宿は飲食店が軒を連ねる歓楽街になりました。新居町駅の工事の際は、新居関跡から新居町駅までの約1kmの水面が細長く埋め立てられました。駅周辺の埋立は昭和30年(1955)頃まで行われ、新居町の面積は埋立が行われる前の約1.5倍に広がりました。また、埋立の際に周辺の山が削られたことで、新居地区の景観は大きく変わりました。



1-44 前田川拱渠

明治時代に線路が敷設された土手の下へ道路や川を通すために設けられたトンネルのことを拱渠^{きようきよ}という。

【製糸業の発展】

製糸業は蚕の繭から生糸を取り出す産業です。明治時代の初めは、手作業で生糸を取る座繰^{ざぐり}製糸^{せいし}が行われました。明治4～8年(1871～1875)に、大知波村の岡部重五郎^{おおち ばむら おか べじゅう ごろう}により座繰器^{ざぐり き}機の製造や製糸の方法が広められました。

明治26年(1893)に器械製糸^{き かいせいし}(水力や蒸気機関を用いた機械による製糸)を行う明進社製糸^{めいしんしゃせいし}場^{じょう} [知波田地区] が建設され、明治30年代(1897～1906)に岡崎地区^{おかさき}や鷺津地区^{わしづ}、白須賀地区^{しらすか}で多くの器械製糸工場^{き かいせいし こうじょう}ができました。また、明治37年(1904)に、本市初の大規模器械製糸工場^{き かいせいし こうじょう}である宮崎製糸^{みやざきせいし}工場^{こうじょう} [鷺津地区] が鷺津駅の西側にできました。

玉糸製糸も本市で盛んに行われました。玉糸製糸とは2匹の蚕がつくる大きな繭^{たまゆめ}(玉繭)から糸を取り出す製糸方法のことです。明治25年(1892)に、二川の^{ふたがわ}小淵志^{お ぶちし}ちにより玉糸の商品化技術が確立され、豊橋周辺が全国でも有数の生産地になりました。東海道沿いに位置し、二川^{ふたがわ}と交流があった新居地区^{あら い}と白須賀地区^{しらすか}へ玉糸製糸が導入され、複数の工場ができました。

大正時代(1912～1926)になっても製糸業の好調は続きました。大正5年(1916)に鷺津駅南側に^{わしづ えき}丸^{まる}内山製糸^{うちやませいし}鷺津分工場^{わしづ ぶんこうじょう} [鷺津地区] が、大正8年(1919)に新居町駅の西側に^{もり た せいし こうじょう}守田製糸工場^{あらい} [新居地区] ができました。これら大規模な製糸工場の設立をもって本市の製糸業は全盛期を迎えました。

【綿工業の発展】

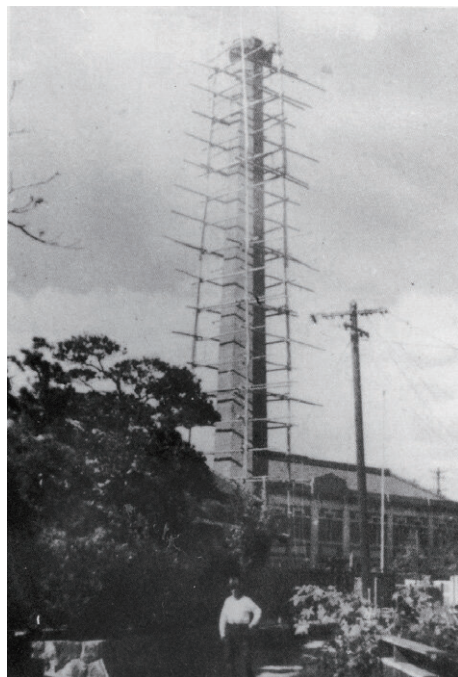
綿花から綿糸を紡ぐ紡績と、綿糸で布を織る織布を合わせて綿工業と呼びます。

明治時代初めの農村では、江戸時代以来の手動の機織り機を使った織布が行われていました。その後、明治29年(1896)に、吉津村出身の豊田佐吉^{よしづ むら とよだ さきち}が機械の力で動く機織り機^{どうりよくしよつ き}(動力機織機)を日本で初めて発明すると、農村で行われていた織布が工場での機械生産へ転換しました。明治33年(1900)に、本市初の動力機織機^{どうりよくしよつ き}を用いた工場である山口織布工場^{やまぐちしよく ふ こうじょう} [鷺津地区] ^{わしづ}ができました。鷺津地区は鉄道による物資の運搬に適し、既に製糸工場が進出していたことから、地元資本の織布工場が多数できました。

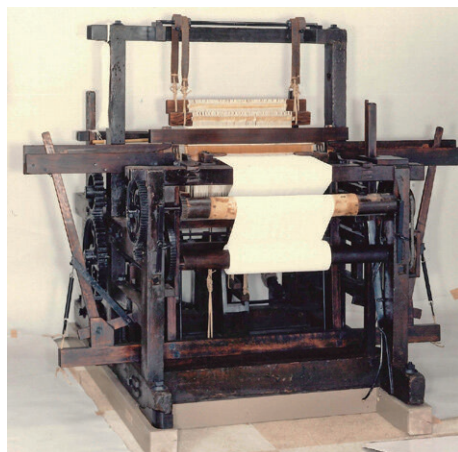
昭和4年(1929)に、地元資本の大規模紡織会社である



1-45 明進社製糸場(昭和初期)



1-46 宮崎製糸鷺津工場



1-47 木鉄混成動力織機

鷺津紡織株式会社[鷺津地区]ができました。また、同年に鷺津駅北側で富士紡績株式会社鷺津工場[鷺津地区]ができました。富士紡績は静岡県的小山町に本社を置く、全国でも有数の紡績会社であったため、新工場の誘致に際して浜松と激しい競争が行われました。最終的に、三方を浜名湖に囲まれた良い環境であり、かつ浜名湖の水を豊富に利用できることが決め手となり、表鷺津[鷺津地区]への建設が決定されました。

鷺津紡織や富士紡績鷺津工場の設立をきっかけに、本市の綿工業は最盛期を迎えました。また、鷺津駅周辺は飛躍的に発展し、鷺津地区は工業の街として更に発展しました。

【生業の変化】

明治時代に鉄道の敷設や工場の設立が進んだことで、農村の生業も変化しました。

本市で特に盛んに行われたのが養蚕業です。養蚕は蚕の餌となる桑を栽培し、蚕を育て、繭を生産する一連の営みです。製糸工場の増加により繭の需要が拡大し、明治時代中頃から大正時代にかけて養蚕農家の数が急増しました。白須賀地区は特に養蚕が盛んで、明治44年(1911)は本市の繭の3割を生産しました。それまで開発が進んでいなかった上の原[岡崎地区]でも、明治29年(1896)頃から開墾が進んで広大な桑畑ができ、人口も増加しました。昭和元年(1926)に本市を含む浜名郡は、静岡県で最も養蚕が盛んな地域になりました。

農産物は、米や麦といった穀物及び豆類のほか、大根、サツマイモなどが主に栽培されました。鉄道駅が設置された鷺津地区と新居地区は、長距離輸送の面で他の地区よりも有利であったため、キュウリやスイカ、ネーブルオレンジ、スイートメロン(なつめ瓜)など、多様な作物が栽培されました。また、明治時代の初めに大知波地区でミカン栽培が導入され、明治35年(1902)前後に地区全体へ普及しました。

新居地区と白須賀地区は農家の副業として、「琉球」と呼ばれる沖縄諸島周辺で栽培されていたイ草(シチトウイ)と、それを原料にした琉球畳表が生産されました。これらの生産は江戸時代から行われていましたが、明治20年代(1887～1896)の全国的な畳需要の拡大に伴い、生産量が急増しました。



1-48 山口織布工場



1-49 富士紡績鷺津工場



1-50 養蚕農家(昭和初期)



1-51 桑の収穫風景

えんしゅうなだ はま な こ
遠州灘や浜名湖の沿岸部は漁業が主要産業の一つでした。しらすか
白須賀地区は江戸時代の終わり頃から戦後直後まで地引網漁が盛んに行われました。あらい
新居地区はカツオの一本釣りや地引網によるイワシ漁、シラス漁などが行われました。いりで
入出地区では、明治時代の初めにかくめ あみりょう
という漁法が確立され、大正時代からは大船団を組んで行う
おおかく め あみりょう
大囲目網漁が盛んに行われました。この漁法により大量のボラやスズキが水揚げされ、豊橋や東京へ出荷されました。また、漁業の隆盛に伴い仲買、水産加工業（佃煮）、船大工がいりで
入出地区に現れました。



1-52 地引網漁の作業風景（白須賀地区）



1-53 囲目網漁の作業風景（入出地区）

ウナギやカキの養殖業が始められたのも明治時代です。本市のウナギ養殖は、明治18年（1885）にあらい
新居地区で初めて試みられ、明治時代の終わり頃から盛んになりました。あらい
新居地区やいりで
入出地区、しんじょ
新所地区に多数の養殖池が築かれ、大正時代にははま な こ
本市を含む浜名湖周辺が全国でも有数のウナギ生産地になりました。ウナギ養殖拡大の背景には、はま な こ
浜名湖の豊かな水資源や鉄道輸送の発達に加えて、養蚕業の副産物として得られる蚕の蛹を飼料として利用できたことがありました。

【道路・鉄道交通の発達】

大正時代から昭和時代の初めにかけて本市の道路整備が進みました。昭和4年（1929）になか
はま な ばし
浜名橋が、昭和7年（1932）にしはま な ばし
西浜名橋が竣工しました。これにより、あらい
新居地区とまいさか
舞阪が国道1号でつながれ、徒歩や自動車で浜松へ向かうことが可能になりました。

道路網の整備に伴い自動車交通が発達しました。大正14年（1925）に本市で定期バスの運行が始まり、あらい まちえき
新居町駅からわしづ えき
鷺津駅を経由しみつ か び
三ヶ日方面へと向かう路線と、いりで
入出村からかんざ ち
神座[知波田地区]を経由しふたがわえき
二川駅へ向かう路線が運行されました。昭和12年（1937）に日本国有鉄道により、あらい まちえき
新居町駅からしらすか
白須賀地区を経由してしらすか えき
豊橋駅へ向かう定期バスの運行が始まりました。しらすか
白須賀地区にしらすか
白須賀駅が置かれ、駅長とその家族が常駐しました。国鉄バスは鉄道駅から離れていたしらすか
白須賀地区の住民にとって重要な交通手段で、主に浜松や豊橋方面への通勤や通学に利用されました。

道路と同様に鉄道網の整備も行われました。昭和11年（1936）にふたまたせん
国鉄二俣線（現在のてんりゅうはま
天竜浜名湖線）が開通し、同年にしんじょはらえき
新所原駅[しんじょ
新所地区]とちばたえき
知波田駅[ちばた
知波田地区]が置かれました。国鉄ふたまたせん
二俣線は、とうかいどうほんせん
東海道本線のしんじょはらえき
新所原駅からはま な こ
浜名湖の北側を経由し、掛川駅までを結んだ単線の鉄道です。当初は一部区間のみの営業でしたが、昭和15年（1940）にしんじょはらえき
掛川駅—しんじょはらえき
新所原駅間の全線が開通しました。

【繊維産業の衰退と鉄工業及び機械工業の進展】

昭和4年(1929)の世界恐慌により、当時最大の市場であったアメリカへの生糸輸出が激減しました。また、化学繊維の普及に伴い生糸自体の需要が減少しました。これらの要因により製糸業は急速に衰退し、中小工場の多くが姿を消しました。また、昭和12年(1937)に「製糸業法」に基づき全国で小規模工場が廃止され、本市の製糸工場は更に数を減らしました。

戦時中に、本市の機械製糸工場は④内山製糸鷺津分工場、守田製糸場及び宮崎製糸岡崎分工場の3か所だけになりました。これらの企業も、戦時中の業績不振や、国主導で製糸工場の統合が進められたことで、昭和18年(1943)までに全て消滅しました。守田製糸場は、日本蚕糸製造株式会社へ統合された後も落下傘用絹糸の製造を続けましたが、昭和東南海地震や艦砲射撃により工場が破壊され、終戦とともに閉鎖されました。これ以降、大きな製糸工場が築かれることはなく、本市の製糸業は終わりを迎えました。

製糸業の衰退に伴い、本市で盛んに行われていた養蚕業も、昭和初期から衰退していきました。戦争が始まると、食糧増産のため桑園は畑へと姿を変え、養蚕農家はさらに減少しました。

製糸業と同様に綿工業も戦争の影響を大きく受けました。富士紡績鷺津工場は、軍需品の生産を余儀なくされました。また、軍によって工場の一部が取り上げられ、兵器工場として利用されました。鷺津紡績は、飛行機の生産を行っていた中島飛行機へ工場の全てを貸したことで操業停止に追い込まれました。軍需工場となることを免れた工場も、戦時中には綿製品の生産が国の管理下に置かれたことにより衰退しました。

製糸業や綿工業が衰退した一方で、戦時中は鉄工業や機械工業が大きく成長しました。特に、製糸業や綿工業によって工業の地盤が完成していた鷺津地区で機械や兵器を生産する工場が数多くできました。

(6) 昭和時代(戦後)(1945～)

【戦後の工業】

綿工業は戦時中に下火となりましたが、戦後は富士紡績鷺津工場や鷺津紡績を筆頭とする繊維工場が復興しました。遠州紡績[鷺津地区]や新日本紡績[新居地区]といった工場の新設も相次ぎ、戦後しばらくは再び綿工業が産業の中心になりました。また、戦時中に誕生した鉄工場や機械工場は、戦争の終結とともに平和産業へと転換し、乾電池や通信機、自動車部品などを製造しました。

その後、昭和25年(1950)から始まった朝鮮戦争をきっかけに、本市の鉄工業や機械工業が大きく成長しました。トヨタ自動車や日産自動車へ部品を供給する大工場や、これらの大工場へ部品供給を行う中小工場が増加し、自動車工業が急速に発展しました。繊維工場よりも成長が見込める機械工場への転換も相次ぎました。

昭和30年代(1955～1964)は、全国的な自動車需要の増加や、湖西町と新居町が企業誘致を積極的に進めたことにより、本市の自動車工業はさらに成長しました。新居町駅の東に位置

する向島地区は工場用地の整備が進み、数多くの工場が進出しました。昭和40年代(1965～1974)は道路整備の進展や高速道路の開通により、物流の中心が鉄道からトラックに変わりました。道路や工業用水の整備も進み、それまで開発が進んでいなかった丘陵部を中心に工場用地の造成が盛んに行われました。昭和45年(1970)に鈴木自動車工業株式会社湖西工場〔白須賀地区〕(現スズキ株式会社湖西工場)が建設され、本市の自動車工業はさらに発展しました。

一方で、終戦直後に産業の中心を担った綿工業は、昭和40年代(1965～1974)から徐々に衰退しました。鷺津地区の発展のきっかけとなった富士紡績鷺津工場は平成12年(2000)に閉鎖され、跡地は住宅街となりました。

昭和58年(1983)に鈴木自動車工業の湖西第2工場が建設されました。この建設に合わせて、昭和55～60年(1980～1985)に東笠子土地区画整理事業が進められ、鈴木自動車工業の協力企業が多く進出しました。その後も丘陵部で工場用地の造成が行われ、自動車産業に携わる工場や企業が相次いで進出しました。令和6年(2024)にトヨタバッテリー新居工場が開業するなど、現在も大規模工場の進出は続いています。



1-54 操業当初のスズキ株式会社湖西工場



1-55 トヨタバッテリー新居工場

【戦後の農業】

昭和21～29年(1946～1954)の内浦湾干拓事業〔入出地区〕や、昭和22～30年(1947～1955)の大原開拓事業〔知波田地区〕など、終戦直後の本市は耕地の拡大が進みました。

花き栽培は、終戦直後の知波田地区で行われ、昭和24年(1949)からはコデマリの生産が始まりました。その後、知波田地区と交流の深かった入出地区にも花き栽培が広がりました。

昭和40年代(1965～1974)は、農業の近代化が進みました。昭和39～41年(1964～1966)は、ほ場整備(小規模かつびつな形をした田畑を、広大な田畑へ区画整理すること。)やミカン畑の造成が行われました。また、ライスセンターやミカン集荷場、養豚センターの建設が行われ

ました。昭和37～43年(1962～1968)に湖西用水が整備され、旧湖西市へ農業用水が配水されました。台地上に位置していたために渇水に悩まされてきた地区へ、水が安定的に供給されたことで、多様な作物が生産されるようになりました。同時期にビニールハウスを用いたハウス栽



1-56 内浦湾の干拓地

上：干拓前の内浦(写真奥)

下：干拓後の内浦(赤枠内)

(出典：国土地理院の空中写真を加工して作成)

培も普及し、^{しらすか}白須賀地区でエンドウマメやセルリーなどの栽培が始まりました。

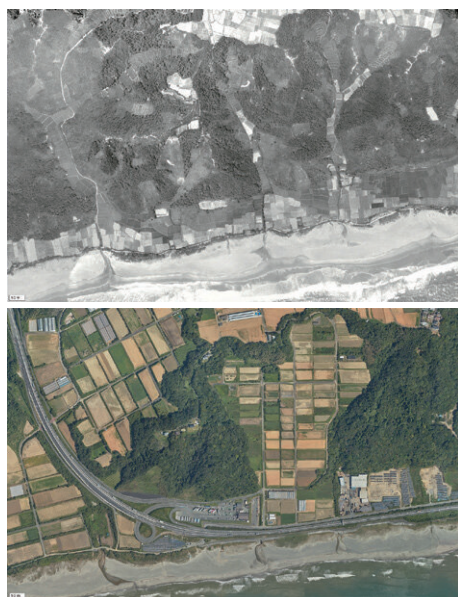
昭和51年(1976)から平成7年(1995)まで、旧湖西市の全域を対象とした^{のうそん き ばんそうごうせい び}農村基盤総合整備パイロット事業^{し ぎょう}が実施され、ほ場整備、農業用水路や農道の整備、農村集落の排水整備、農村公園の建設、及び農用地の新規開発が大規模に行われました。この事業により、旧湖西市に整然かつ広大な田畑が広がる農村景観が形成され、大型機械の導入やハウス建設が意欲的に進められました。また、畜産環境の整備も昭和50年代(1975～1984)に進められました。

【浜名湖競艇の整備】

戦後、^{ひつぱく}逼迫していた^{あら い ちよう}新居町の財政を立て直したのが^{はま な}浜名湖競艇(現在のボートレース浜名湖)でした。昭和26年(1951)にモーターボート競争法が公布されると、^{あら い ちよう}新居町と^{まいさかちよう}舞阪町(現在の浜松市中央区)は積極的に競艇の誘致を行いました。最終的に^{ゆうとうちよう}雄踏町(現在の浜松市中央区)を加えた3町で組合を組織し、競艇事業を運営することが決定しました。^{まいさかちよう}舞阪町の^{べんてんじま}弁天島に^{はま な こ きようてい}浜名湖競艇場が置かれ、昭和28年(1953)に^{はま な こ きようてい}浜名湖競艇が初めて開催されました。昭和39年(1964)からは^{こ さいちよう}湖西町(旧湖西市)も^{はま な こ きようてい}浜名湖競艇の運営に参加しました。

その後、台風による被害や、土砂の堆積による水位の低下により^{べんてんじま}弁天島での操業が難しくなったため、昭和41年(1966)に^{あら い}新居地区の^{はま な こ}浜名湖の水面を埋め立てることで、新たなレース場が建設されました。このレース場への移転に伴い、^{はま な こ}浜名湖競艇組合は^{きようてい}浜名湖競艇企業団へ改称し、組織の整備と拡充が図られました。新幹線をまたいで競艇方面へ向かう^{こ せんきよう}跨線橋や、^{あら い まち}新居町駅における競艇場専用乗降口の整備は、この時期に企業団によって行われました。

移転後の^{はま な こ きようてい}浜名湖競艇は賑わいを見せ、昭和48年(1973)以降は開催日1日あたりの平均来場者数が1万人を超えるようになりました。これに伴い、周辺道路の交通渋滞が激しくなったため、昭和56年(1981)に道路の拡充が行われました。また、^{はま な こ}浜名湖西側地区の渋滞緩和と地元の交通安全を目的に、平成8年(1996)に^{はま な こ}浜名湖をまたぐ形でサンマリブリッジが開通しました。^{はま な こ きようてい}浜名湖競艇から入る収益金は非常に大きく、昭和43年(1968)以降は^{あら い ちよう}新居町の収入の40%以上を占めました。^{あら い ちよう}新居町は収益金を土木建築や公共施設の



1-57 農村基盤総合整備パイロット事業による耕作地の変化(白須賀)
上：1960年代
下：2021年
(出典：国土地理院撮影の空中写真)



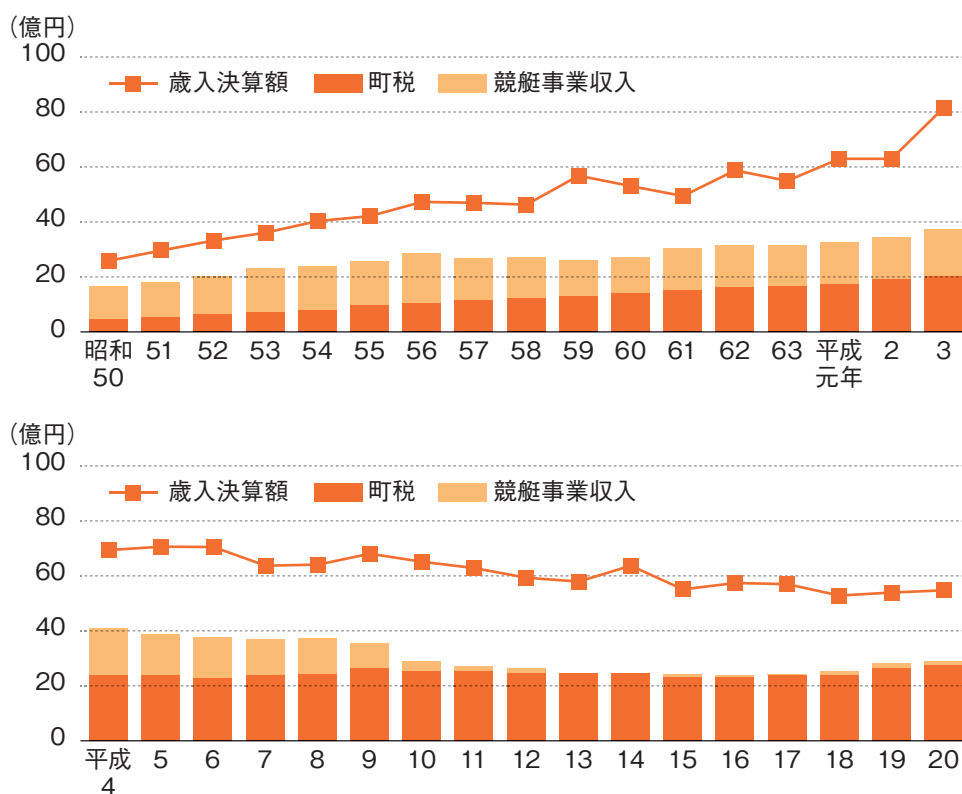
1-58 ボートレース浜名湖



1-59 サンマリブリッジ

充実、産業の発展、教育振興に充てたため、町の公共施設は他市町村と比べると非常に充実していました。

設置後から順調に成長してきた浜名湖競艇ですが、平成3年(1991)から売上高が減少しました。新居町の競艇収益金も平成4年(1992)を境に減少し、平成13年(2001)以降は新居町の収入の5%に満たない金額になりました。競艇収益金に財源の多くを頼っていた新居町は財政難に陥り、平成22年(2010)に湖西市と合併しました。現在のボートレース浜名湖は、本市と浜松市が構成する浜名湖ボートレース企業団により運営されており、企業団から分配される収益金は本市の重要な財源になっています。



1-60 新居町の歳入における町税と競艇収入の推移
(出典：町制百二十周年記念誌『新居人の百二十年』)

第2章 文化財の概要と特徴

第2章 文化財の概要と特徴

第2章では本市の文化財の概要と特徴について、指定等文化財及び未指定文化財ごとに記載します。

第1節 指定等文化財の概要と特徴

令和8年(2026)3月時点で、本市の指定等文化財の件数は103件です。指定等の主体別の件数は、国指定が7件、県指定が17件、市指定が77件、国登録が2件です。なお、文化財の保存技術に選定されているものはありません。

地区別の件数で見ると、鷺津地区が48件と最も多く、次いで新居地区38件、知波田地区8件、白須賀地区5件、新所地区2件、入出地区2件、岡崎地区0件と続きます。このことから、本市の指定等文化財は鷺津地区と新居地区に集中していることが分かります。鷺津地区の指定等文化財は、古刹である本興寺に関する文化財が大半を占めています。また、新居地区は、新居関所や新居宿があったことに加えて、合併前まで新居町が自治体として独自に指定を行っていたため、指定等文化財の件数が多い傾向にあります。一方で知波田地区、入出地区、新所地区及び白須賀地区は指定等文化財の件数が少なく、岡崎地区は0件です。

類型ごとの件数は、有形文化財(建造物)が17件、有形文化財(美術工芸品)が63件、無形の民俗文化財が11件、遺跡が8件、名勝地が1件、動物・植物・地質鉱物が3件です。なお、無形文化財、有形の民俗文化財、文化的景観及び伝統的建造物群はいずれも0件です。

以下に類型ごとの概要を記します。なお、文化財の所有者及び指定等の主体は文化財名称直後の括弧内に記します。

2-1 類型別件数

令和8年(2026)3月時点

類型		国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	1	—	3	11	2	17	
	美術工芸品	絵画	1	—	2	5	0	8
		彫刻	0	—	3	11	0	14
		工芸品	0	—	0	7	0	7
		書跡・典籍	3	—	5	4	0	12
		古文書	0	—	0	18	0	18
		考古資料	0	—	0	1	0	1
		歴史資料	0	—	1	2	0	3
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	(2)	1	10	0	11	
記念物	遺跡	2	—	0	6	0	8	
	名勝地	0	—	1	0	0	1	
	動物・植物・地質 鉱物	0	—	1	2	0	3	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	0	
合計		7	(2)	17	77	2	103	

※県指定の女河八幡宮例大祭神事(女河八幡宮の祭礼)及び市指定の大倉戸のチャンチャコチャン(新居のこと八日行事)は、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(いわゆる国の記録選択)」にも選択されているため、表中では()としています。

2-2 地区別指定等文化財件数

令和8年(2026)3月時点

類型		知波田	入出	新所	岡崎	鷺津	白須賀	新居	合計	
有形文化財	建造物	2	0	1	0	9	0	5	17	
	美術工芸品	絵画	0	1	0	0	5	0	2	8
		彫刻	3	1	0	0	1	1	8	14
		工芸品	0	0	0	0	3	1	3	7
		書跡・典籍	0	0	0	0	8	1	3	12
		古文書	0	0	0	0	17	0	1	18
		考古資料	0	0	0	0	0	0	1	1
		歴史資料	0	0	0	0	0	1	2	3
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	1	0	3	0	7	11	
記念物	遺跡	1	0	0	0	2	1	4	8	
	名勝地	1	0	0	0	0	0	0	1	
	動物・植物・地質 鉱物	1	0	0	0	0	0	2	3	
文化的景観		0	0	0	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		8	2	2	0	48	5	38	103	

2-3 指定等文化財一覧表

令和8年(2026)3月時点

番号	指定	類型		名称	指定年月日
1	国	有形文化財	建造物	本興寺本堂	明治40年(1907)5月27日 昭和25年(1950)8月29日
2	県	有形文化財	建造物	大神山八幡宮境内社 熱田神社本殿 附棟札 3 枚	昭和56年(1981)3月16日
3	県	有形文化財	建造物	本興寺奥書院	昭和60年(1985)3月19日
4	県	有形文化財	建造物	応賀寺薬師堂	昭和56年(1981)10月23日
5	市	有形文化財	建造物	法泉寺山門	平成元年(1989)5月1日
6	市	有形文化財	建造物	妙立寺山門	昭和59年(1984)11月30日
7	市	有形文化財	建造物	本興寺山門	昭和59年(1984)11月30日
8	市	有形文化財	建造物	本興寺中門	平成元年(1989)5月1日
9	市	有形文化財	建造物	本興寺千仏堂	平成9年(1997)4月24日
10	市	有形文化財	建造物	本興寺客殿	平成9年(1997)4月24日
11	市	有形文化財	建造物	本興寺番神堂	平成24年(2012)5月25日
12	市	有形文化財	建造物	八幡神社神殿	昭和53年(1978)7月4日
13	市	有形文化財	建造物	二宮神社本殿 附：棟札 18 枚	平成22年(2010)3月4日
14	市	有形文化財	建造物	新居宿旅籠紀伊国屋	平成14年(2002)3月29日
15	市	有形文化財	建造物	土肥孫兵衛奉納石燈籠と願書	平成18年(2006)3月29日
16	国登録	有形文化財	建造物	天竜浜名湖鉄道利木隧道	平成23年(2011)1月26日
17	国登録	有形文化財	建造物	旧小松楼本館	平成21年(2009)1月8日
18	国	有形文化財	絵画	絹本著色法華経曼荼羅図	明治43年(1910)8月29日 昭和25年(1950)8月29日
19	県	有形文化財	絵画	絹本著色仏涅槃図	昭和53年(1978)10月20日
20	県	有形文化財	絵画	紙本水墨四季山水障壁図	昭和31年(1956)1月7日
21	市	有形文化財	絵画	宇津山城古図	昭和59年(1984)11月30日
22	市	有形文化財	絵画	本興寺大書院板戸絵	昭和62年(1987)6月26日
23	市	有形文化財	絵画	八幡諏訪神社歌仙絵	平成元年(1989)5月1日
24	市	有形文化財	絵画	絹本著色文殊菩薩像	昭和54年(1979)3月12日
25	市	有形文化財	絵画	絹本著色不動明王像	昭和54年(1979)3月12日
26	県	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来座像	昭和55年(1980)3月21日
27	県	有形文化財	彫刻	木造薬師如来座像	昭和55年(1980)3月21日
28	県	有形文化財	彫刻	木造毘沙門天立像	昭和55年(1980)11月28日
29	市	有形文化財	彫刻	木造聖観音像	昭和56年(1981)4月1日
30	市	有形文化財	彫刻	木造青面金剛像	昭和56年(1981)4月1日
31	市	有形文化財	彫刻	木造毘沙門天像	昭和56年(1981)4月1日
32	市	有形文化財	彫刻	木造韋駄天像	昭和56年(1981)4月1日
33	市	有形文化財	彫刻	薬師如来立像	昭和51年(1976)3月13日
34	市	有形文化財	彫刻	大黒天立像	昭和51年(1976)3月13日

番号	指定	類型		名称	指定年月日
35	市	有形文化財	彫刻	木造不動明王立像	昭和54年(1979)3月12日
36	市	有形文化財	彫刻	木造弘法大師座像	昭和54年(1979)3月12日
37	市	有形文化財	彫刻	木造四天王立像	昭和57年(1982)12月22日
38	市	有形文化財	彫刻	木造ジキジキ座像	平成11年(1999)3月25日
39	市	有形文化財	彫刻	木造金剛力士立像	昭和54年(1979)3月12日
40	市	有形文化財	工芸品	雲版	昭和51年(1976)3月13日
41	市	有形文化財	工芸品	鰐口	昭和51年(1976)3月13日
42	市	有形文化財	工芸品	鰐口	昭和51年(1976)3月13日
43	市	有形文化財	工芸品	鰐口	昭和59年(1984)11月30日
44	市	有形文化財	工芸品	二宮神社の曲玉	昭和54年(1979)3月12日
45	市	有形文化財	工芸品	鰐口	昭和54年(1979)3月12日
46	市	有形文化財	工芸品	織地三十三体観音像	昭和54年(1979)3月12日
47	国	有形文化財	書跡・典籍	紺紙金字法華經(開結共)	昭和24年(1949)5月30日 昭和25年(1950)8月29日
48	国	有形文化財	書跡・典籍	紺紙金字法華經(開結共)	昭和28年(1953)11月14日
49	国	有形文化財	書跡・典籍	紺紙金字法華經	昭和28年(1953)11月14日
50	県	有形文化財	書跡・典籍	紙本墨書法華經	昭和31年(1956)5月24日
51	県	有形文化財	書跡・典籍	後深草天皇御消息(両門跡筆)	昭和31年(1956)5月24日
52	県	有形文化財	書跡・典籍	後伏見上皇御消息	昭和31年(1956)5月24日
53	県	有形文化財	書跡・典籍	寛性法親王御消息	昭和31年(1956)5月24日
54	県	有形文化財	書跡・典籍	古版法華經	昭和31年(1956)5月24日
55	市	有形文化財	書跡・典籍	夏目麿廬関係資料	昭和53年(1978)5月1日
56	市	有形文化財	書跡・典籍	紺紙金字写經(観普賢經・無量義經)	昭和54年(1979)3月12日
57	市	有形文化財	書跡・典籍	算額	平成7年(1995)12月4日
58	市	有形文化財	書跡・典籍	紙本墨書大般若經卷第 528	昭和57年(1982)12月22日
59	市	有形文化財	古文書	今川氏真寺領安堵状	平成元年(1989)5月1日
60	市	有形文化財	古文書	今川氏真判物	平成9年(1997)4月24日
61	市	有形文化財	古文書	日蓮上人置文	平成元年(1989)5月1日
62	市	有形文化財	古文書	今川氏親禁制	平成元年(1989)5月1日
63	市	有形文化財	古文書	瀬名一秀判物	平成元年(1989)5月1日
64	市	有形文化財	古文書	今切御関所留	平成18年(2006)3月29日
65	市	有形文化財	古文書	斯波義雄書状	令和元年(2019)10月31日
66	市	有形文化財	古文書	中山生心判物	令和元年(2019)10月31日
67	市	有形文化財	古文書	中山生心判物	令和元年(2019)10月31日
68	市	有形文化財	古文書	今川氏真禁制	令和元年(2019)10月31日
69	市	有形文化財	古文書	長池親能禁制	令和元年(2019)10月31日
70	市	有形文化財	古文書	朝比奈氏泰判物	令和元年(2019)10月31日
71	市	有形文化財	古文書	今川氏真書状写	令和元年(2019)10月31日

番号	指定	類型		名称	指定年月日
72	市	有形文化財	古文書	今川氏真判物	令和元年(2019)10月31日
73	市	有形文化財	古文書	今川家朱印状	令和元年(2019)10月31日
74	市	有形文化財	古文書	大原資良制札	令和元年(2019)10月31日
75	市	有形文化財	古文書	大原資良書状	令和元年(2019)10月31日
76	市	有形文化財	古文書	全阿弥書簡	令和元年(2019)10月31日
77	市	有形文化財	考古資料	浜名湖新居町沖湖底遺跡群【ゼゼラ遺跡(地区)・スモテ遺跡(地区) 西浜名橋遺跡(地区)】出土品	令和3年(2021)6月3日
78	県	有形文化財	歴史資料	新居関所関係遺品	昭和58年(1983)2月25日
79	市	有形文化財	歴史資料	伝夏目甕磨肖像画	平成25年(2013)7月25日
80	市	有形文化財	歴史資料	源頼朝関係遺品	昭和54年(1979)3月12日
81	県	民俗文化財	無形の民俗文化財	女河八幡宮例大祭神事	平成24年(2012)3月30日
82	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	熱田一宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年(2013)7月25日
83	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	古見八幡神社例大祭流鏝馬神事	平成25年(2013)7月25日
84	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	八幡諏訪神社例大祭流鏝馬神事	平成25年(2013)7月25日
85	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	二宮神社例大祭流鏝馬神事	平成25年(2013)7月25日
86	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	湊神社祭礼ギスカゴ囃子	昭和59年(1984)2月15日
87	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	猿田彦煙火	昭和59年(1984)2月15日
88	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	新居町細工花火	昭和60年(1985)2月25日
89	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	諏訪神社手筒花火	平成6年(1994)4月27日
90	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	橋本大般若経お経守	昭和60年(1985)2月25日
91	市	民俗文化財	無形の民俗文化財	大倉戸のチャンチャコチャン	昭和57年(1982)12月22日
92	国	記念物	遺跡	大知波峠廃寺跡	平成13年(2001)1月29日
93	国	記念物	遺跡	新居関跡	大正10年(1921)3月3日 昭和30年(1955)8月22日 (追加)平成11年(1999)1月27日 (追加)平成26年(2014)10月6日
94	市	記念物	遺跡	火除地及び火防樹	昭和59年(1984)11月30日
95	市	記念物	遺跡	豊田佐吉邸	平成元年(1989)5月1日
96	市	記念物	遺跡	堂頭の松	昭和54年(1979)3月12日
97	市	記念物	遺跡	風炉の井	昭和54年(1979)3月12日
98	市	記念物	遺跡	旧東海道の松並木	昭和54年(1979)3月12日
99	市	記念物	遺跡	横枕古墳	令和6年(2024)2月9日
100	県	記念物	名勝地	浜名湖	昭和29年(1954)1月30日
101	県	記念物	動物・植物・地質 鉱物	トキワマンサク北限群生地	昭和52年(1977)12月20日
102	市	記念物	動物・植物・地質 鉱物	諏訪神社ケヤキ	昭和54年(1979)3月12日
103	市	記念物	動物・植物・地質 鉱物	東福寺のマキ	昭和54年(1979)3月12日



2-4 指定文化財位置図
※個人蔵は除く

1. 有形文化財

【建造物】

国指定が1件、県指定が3件、市指定が11件、国登録が2件あります。

寺社建築は、天文21年(1552)に再建された「本興寺^{ほんこうじ}本堂^{ほんどう}」(本興寺、国指定)があります。和様、禅宗様及び大仏様を巧みに取り入れた形式・意匠で、迫力のある茅葺^{かやぶき}屋根が特徴です。また、再建当初の棟札^{どうのながもち}に鶴殿長持が寄進したことが記されています。本興寺は本堂以外にも、江戸初期の書院建築である「本興寺奥書院^{ほんこうじおくしやういん}」(本興寺、県指定)や、吉田城から移築された「本興寺山門^{ほんこうじさんもん}」(本興寺、市指定)などが指定を受けています。このほか、室町時代の建築様式をもつ「応賀寺薬師堂^{おうがじやくしどう}」(応賀寺、県指定)や、安土桃山時代の技法を残す「大神山八幡宮境内社熱田神社本殿^{おおかみやまはちまんぐうけいだいしやあつたじんじや}附 棟札3枚」(大神山八幡宮、県指定)、堀江城から移築された「法泉寺山門^{ほうせんじさんもん}」(法泉寺、市指定)などがあります。

宿場建築では、江戸時代に紀州藩の御用宿であった「新居宿旅籠紀伊国屋^{あらにしゆくはたごきのくにや}」(湖西市、市指定)と、大正時代に芸妓置屋兼小料理屋を営んでいた「旧小松楼本館^{けいぎおきやきゅうこまつろうほんかん}」(湖西市、国登録)があります。石造物は、新居宿の2度目の移転に尽力した土肥孫兵衛が奉納した「土肥孫兵衛奉納石燈籠^{どいまごべえほうのういしどうろう}と願書^{ねがいしょ}」(諏訪神社、市指定)があります。

近代の土木遺産では、二俣線のトンネルとして昭和10年(1935)に竣工した「天竜浜名湖鉄道利木隧道^{てんりゅうはまなこてつどうりきずいどう}」(天竜浜名湖鉄道、国登録)があります。

【美術工芸品】

国指定が4件、県指定が11件、市指定が48件あります。また、種類ごとにみると、絵画が8件、彫刻が14件、工芸品が7件、書跡・典籍が12件、古文書が18件、考古資料が1件、歴史資料が3件です。

絵画は、鎌倉時代に法華經の教えを広めるために作成された「絹本著色法華經曼荼羅図^{けんぽんちゃくしよくほけぎやうまんだらず}」(本興寺、国指定)や、鎌倉公方(室町幕府が置いた鎌倉府の長官)だった足利持氏の花押がある「絹本著色仏涅槃図^{けんぽんちゃくしよくぶつねはんず}」(妙立寺、県指定)などの仏教絵画があります。このほか、室町時代の宇津山城の



2- 5 本興寺本堂



2- 6 大神山八幡宮境内社熱田神社本殿



2- 7 法泉寺山門



2- 8 土肥孫兵衛奉納石燈籠

様子を描いた「宇津山城古図」(正太寺、市指定)や、谷文晁の晩年の作品である「紙本水墨四季山水障壁図」(本興寺、県指定)などがあります。

彫刻は全て仏像です。室町時代以前に制作された仏像に、文永7年(1270)に作られ、鎌倉時代の写実的な表現が際立つ「木造毘沙門天立像」(応賀寺、県指定)や、天文3年(1534)の墨書がある「大黒天立像」(妙立寺、市指定)などがあります。また、江戸時代に制作された仏像に、均整の取れた左右対称の姿勢が美しい「木造韋駄天像」(長栄寺、市指定)や、庚申の日に祭られていた「木造青面金剛像」(利木区、市指定)などがあります。

工芸品は、元和4年(1618)の銘文がある「雲版」(蔵法寺、市指定)や、御神体である「二宮神社の曲玉」(二宮神社、市指定)、永享5年(1433)の銘文がある「鰐口」(応賀寺、市指定)などがあります。

書跡・典籍は、紺紙に金字で書写された「紺紙金字法華経」(本興寺、国指定)や、藤原基衡が父の菩提を弔うために書写させた「紺紙金字法華経(開結共)」(妙立寺、国指定)など、5件の法華経があります。このほかに、文亀2年(1502)に戦乱を避けるために京都の本禅寺から移された「後伏見上皇御消息」(本興寺、県指定)、「後深草天皇御消息(両門跡筆)」(本興寺、



2-9 絹本著色仏涅槃図(妙立寺)



2-11 木造毘沙門天立像



2-12 二宮神社の曲玉



2-14 夏目麿関係資料



2-10 宇津山城古図



2-13 紺紙金字法華経



2-15 今川氏親禁制

県指定) 及び「寛性法親王御消息」(本興寺、県指定) や、明治3年(1870)に諏訪神社へ奉納された「算額」(諏訪神社、市指定)、夏目麿の書簡や出版事業に関する版木などを一括で指定した「夏目麿関係資料」(夏目麿顕彰会、市指定)があります。

古文書は、「今川氏真寺領安堵状」(妙立寺、市指定) や「今川氏親禁制」(本興寺、市指定) など、今川氏に關係する資料が多数あります。このほかにも、遠江守護を務めた斯波義雄の書状である「斯波義雄書状」(本興寺、市指定) や、徳川家康に仕えた全阿弥の書状である「全阿弥書簡」(本興寺、市指定) など、室町時代の資料があります。

考古資料は、浜名湖底のアサリ漁の際に採集された「浜名湖新居町沖湖底遺跡群【ゼゼラ遺跡(地区)・スモテ遺跡(地区)・西浜名橋遺跡(地区)】出土品」(湖西市、市指定)があります。

歴史資料は、絵図や絵画などの「新居関所関係遺品」(湖西市、県指定)、建久元年(1190)に源頼朝が橋本宿に滞在した際に遺したとされる「源頼朝関係遺品」(応賀寺、市指定)、「伝夏目麿肖像画」(個人、市指定)があります。

2. 民俗文化財

【無形の民俗文化財】

県指定が1件、市指定が10件あります。

「女河八幡宮例大祭神事」(女河八幡宮氏子会、県指定) は、流鏝馬を中心に、巫女トや十列児、種蒔、相撲といった儀礼から構成されており、近畿地方の影響を強く残しています。このほかに古見八幡神社、熱田神社、八幡諏訪神社及び二宮神社の4か所でも流鏝馬神事が行われており、いずれも市の文化財に指定されています。

「諏訪神社手筒花火」(遠州新居手筒花火保存会、市指定) は、花火六町と呼ばれる新居宿内の6町によって約2,000本の手筒花火が奉納される祭礼です。新居地区の手筒花火は乱点け(一度に数十本の手筒花火に点火すること)とお囃子が特徴です。

「大倉戸のチャンチャコチャン」(大倉戸のチャンチャコチャン保存会、市指定) は、疫病神を集落の外に送り出す行事です。「新居のこと八日行事」の一つとして、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択されています。

このほかに「橋本大般若経お経守」(橋本大般若経お経守保存会、市指定) や、「新居町細工花火」(新居町細工花火保存会、市指定) がありますが、いずれも現在は実施されていません。



2-16 諏訪神社手筒花火



2-17 大倉戸のチャンチャコチャン

3. 記念物

【遺跡】

国指定が2件、市指定が6件あります。

遺跡は、江戸時代当時の主要な関所建物が位置を変えずに現存している「新居関跡」(湖西市、国指定)や、平安時代の山寺の遺跡として重要な「大知波峠廃寺跡」(湖西市、国指定)、本市で数少ない現地見学が可能な古墳である「横枕古墳」(湖西市、市指定)があります。このほかにも、豊田佐吉が誕生した地である「豊田佐吉邸」(豊田佐吉記念館保存会、市指定)や、県内で唯一残る「火除地及び火防樹」(個人、市指定)、新居宿から白須賀宿に至る東海道筋にある「旧東海道の松並木」(湖西市、市指定)などがあります。

【名勝地】

県指定が1件あります。静岡県をよく示すシンボルとして、浜名湖面及び背後の山々が「浜名湖」(県指定)に指定されています。

【動物・植物・地質鉱物】

県指定が1件、市指定が2件あります。

国内最大規模の群生地かつ自生地の北限である「トキワマンサク北限群生地」(神座自治会、県指定)、遠州地域で最大級のマキである「東福寺のマキ」(東福寺、市指定)、及び樹齢450年以上の古木である「諏訪神社ケヤキ」(諏訪神社、市指定)があります。また、地域を定めずに指定された天然記念物のうち、「カモシカ」(国指定)が湖西連峰や市内の丘陵部に生息しています。



2-18 横枕古墳



2-19 豊田佐吉邸跡



2-20 トキワマンサク北限群生地



2-21 東福寺のマキ

第2節 未指定文化財の概要と特徴

未指定文化財の把握は、国や県、本市、民間団体等が過去に作成した文化財調査報告書や本市が発行した書籍に記載されている文化財を抽出する方法で行いました。令和8年(2026)3月時点で把握している件数は1,791件です。

地区別の件数でみると鷺津地区が518件、新居地区が535件で、両地区で全体の6割近くを占めています。次いで白須賀地区の263件、知波田地区の218件、新所地区の98件、岡崎地区の93件、入出地区の66件が続きます。また、鷺津地区で歴史資料を、新居地区で古文書、有形の民俗文化財及び伝承を、白須賀地区で彫刻を比較的多く把握しています。

類型ごとの件数は、有形文化財(建造物)が99件、有形文化財(美術工芸品)が986件、有形の民俗文化財が302件、無形の民俗文化財が85件、遺跡が32件、名勝地が10件、動物・植物・地質鉱物が11件、無形文化財と伝統的建造物群の把握件数が0件、文化的景観が4件、埋蔵文化財が207件、伝承が55件です。以下に、類型ごとの概要を記載します。

2-22 未指定文化財地区別件数

令和8年(2026)3月時点

類型		知波田	入出	新所	岡崎	鷺津	白須賀	新居	合計	
有形文化財	建造物	10	1	5	11	19	8	45	99	
	美術工芸品	絵画	5	0	1	2	26	11	20	65
		彫刻	13	9	14	3	9	26	3	77
		工芸品	0	0	2	1	8	6	8	25
		書跡・典籍	0	0	0	1	8	4	7	20
		古文書	15	8	10	8	35	16	52	144
		考古資料	3	0	0	2	11	2	5	23
		歴史資料	84	24	53	27	248	116	80	632
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	40	4	5	6	89	32	126	302	
	無形の民俗文化財	5	7	1	2	14	4	52	85	
記念物	遺跡	1	1	1	1	4	7	17	32	
	名勝地	0	0	0	0	1	1	8	10	
	動物・植物・地質 鉱物	3	2	0	3	2	1	0	11	
文化的景観		0	1	0	0	0	1	2	4	
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	0	
埋蔵文化財		29	4	4	25	35	16	94	207	
その他	伝承	10	5	2	1	9	12	16	55	
合計		218	66	98	93	518	263	535	1,791	

1. 有形文化財

【建造物】

建造物は、近世以降に建てられた寺社建築が多くあります。寺社建築は貞享元年(1684)の「本興寺大黒堂」や、元禄16年(1703)の「向雲寺山門」など、江戸時代の中頃にさかのぼる建物があります。また、少数ながら、明治36年(1903)の東海道本線複線化の際に造られた拱渠群や、「旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫」など、近代の交通や産業に関わる建造物があります。

【美術工芸品】

絵画は、寺社が所有する仏教絵画や花鳥画のほか、「梅田村古図」や「橋本古図」など、近世・近代の絵図があります。

彫刻は江戸時代以降に制作された仏像や石造物があります。特に石造物は、寺社の石燈籠や板碑のほか、路傍の道祖神や馬頭観音といった道に関するものがあります。

工芸品は、寺社が所有する梵鐘や神輿があります。蔵法寺の梵鐘は延宝5年(1677)の銘があり、古い資料です。神輿は諏訪神社や湊神社にあり、いずれも近世に作られたものです。

書跡・典籍は、法華経や曼荼羅といった仏教に関する資料があります。このほかに、勝海舟が揮ごうした額や、徳富蘇峰による墨跡額など、近代から現代にかけての偉人の書があります。

古文書は、近世・近代のものが大半を占めます。これらの資料は旧家や寺社、地区の自治会が主に所有しています。特に、白須賀宿の移転に関する記録や新居宿の運営に関する記録など、宿や東海道に関する古文書が多くあります。

考古資料は、発掘調査における出土品が大半を占めます。特に湖西窯跡群から出土した須恵器が多くあります。また、「大知波峠廃寺跡出土遺物」や「新居関跡出土遺物」といった史跡からの出土遺物もあります。

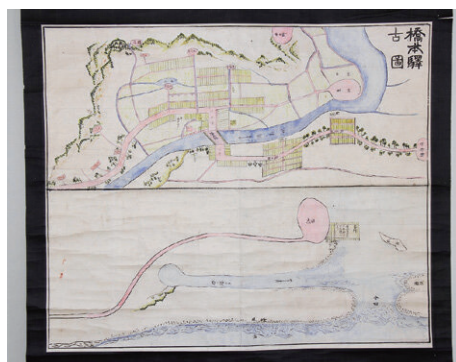
歴史資料は、寺社に納められた奉納札及び棟札や、偉人の顕彰碑、戦争の慰霊碑及び昭和時代の土地改良碑といった石碑があります。白須賀地区は特に石碑が多く、白須賀中学校の南側に石碑類が集められています。



2-23 本興寺大黒堂



2-24 旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫



2-25 橋本古図



2-26 笠子の馬頭観音



2-27 徳富蘇峰墨跡額



2-28 大知波峠廃寺跡出土遺物



2-29 白須賀の石碑群

2. 民俗文化財

【有形の民俗文化財】

有形の民俗文化財は、近世・近代の民具や石造物が中心です。民具は、農業や製糸、^{たたみおもて}畳表の生産、漁業など生業にかかわる資料が特に多くあります。また、石造物は、道祖神や馬頭観音、各地の^{こうしんとう}庚申塔、^{あきはじょうやとう}秋葉常夜燈などがあります。

【無形の民俗文化財】

無形の民俗文化財は、各地区で行われている祭礼や行事のほか、農村歌舞伎、民謡、遊び唄、酒盛、食文化があります。遊び唄や酒盛は^{あら い}新居地区に伝わるものが中心です。食文化は桃の節句のお菓子である「すわま」や、うなぎを使用した「^{めし}ぼく飯」が^{あら い}新居地区にあります。また、漁業が盛んであった入出地区に、伝統食の「^{ぎよ}魚めし^{およ}及び^{ぎよ}ボラみそ」や煮込んだボラをとろろに加えた「^{ぎよ}魚とろ」があります。



2-30 すわま



2-31 魚とろ

3. 記念物

【遺跡】

遺跡は、東海道に関するものが中心です。景勝地として多くの旅人の人気を集めた「^{しおみざか}潮見坂」や、^{いまぎれとせん}今切渡船に係留していた「^{あら い ふなこ}新居船囲い場跡」、明治天皇が東京行幸の際に休憩をとった「^{いいだ ぶ へ え}飯田武兵衛本陣跡」や「^{めい じ てんのうおんの だて}明治天皇御野立所跡」などがあります。

【名勝地】

名勝地は、庭園や風景が中心です。庭園は、^{こ ぼりえんしゅう}小堀遠州の作庭であると伝えられる「^{ほんこう じ ていえん}本興寺庭園」や、昭和時代の造園家である^{なか ね きんさく}中根金作が作庭した「^{あら い と しょかんでいえん}新居図書館庭園」及び



2-32 潮見坂

「^{ろうじんふくし}老人福祉センター^{かれさんすいていえん}枯山水庭園」があります。風景は、^{はま}浜名湖から^な愛知県^{たはらし}田原市の^{あつみはんとう}渥美半島先端部まで延びる「^{かた}片浜十三里」があります。

【動物・植物・地質鉱物】

植物は全て樹木です。樹齢600年以上と目される「^{ほん}本興寺の開山杉^{こうじかいざんすぎ}」や、約300株が生育している「^{しょうたいじばな}正太寺鼻のミヤマツツジ群落^{ぐんらく}」、神木である「^{はくさん}白山・^{にのみやじんじゃ}西宮神社のクス」などがあります。

地質鉱物は^{こさいれんぼう}湖西連峰の^{しゅうきよく}岩石の褶曲（折れ曲がった地層）である「^{りきしゅうきよく}利木の褶曲」があります。

4. 文化的景観

文化的景観は、漁業景観や東海道の宿場景観があります。漁業景観は、^{いりであらい}入出地区や新居地区で形成された「^{はまな}浜名湖岸の船が並ぶ景観^{こがんふねならけいかん}」があります。また、東海道の宿場景観は、「^{しらすか}白須賀の宿場跡の町並み^{しゅくばあとまちな}」及び「^{あらいしゅくば}新居の宿場の町並み^{まちな}」があります。

5. 埋蔵文化財

埋蔵文化財は207か所が周知されています。地区別の件数は、^{あらい}新居地区で最多の94件を把握しており、次いで^{わしづ}鷺津地区の35件、^{ちばた}知波田地区の29件、^{おかさき}岡崎地区の25件、^{しらすか}白須賀地区の16件、^{いりで}入出地区と^{しんじょ}新所地区の4件が続きます。

埋蔵文化財は古墳時代から鎌倉時代の窯跡群が非常に多く、30か所が周知されています。このうち^{あらこだい}新古第2地点^{てんがま}窯及び第3地点^{だい}窯は、本市で調査された窯跡の中で最も大規模で、7世紀から8世紀の窯跡17基と、12世紀から13世紀の窯跡を4基確認しています。調査後は地中に埋め戻し、現在も地下保存がされています。また、^{こさいれんぼう}湖西連峰の周辺は多数の古墳があります。「^{かんざこふんぐん}神座古墳群」は、遺体を収めた石室や、遺体とともに収めた副葬品が発掘調査で見つかりました。

6. その他の文化財

文化財保護法に定義されていない、その他の文化財に該当するものとして伝承があります。



2-33 本興寺庭園



2-34 白山・西宮神社のクス



2-35 浜名湖岸の船が並ぶ風景
(新居地区)



2-36 新古第2地点窯

地区別の件数でみると新居地区^{あら い}で最多の16件を把握しており、次いで白須賀地区^{しら す か}の12件、知波田地区^{ち ば た}の10件、鷺津地区^{わ し づ}の9件、入出地区^{い り で}の5件、新所地区^{しんじょ}の2件、岡崎地区^{おかさき}の1件が続きます。東海道の宿場として古くから栄えていた新居地区^{あら い}と白須賀地区^{しら す か}で多くの伝承が伝えられているため、把握件数が多くなっています。

伝承は、徳川家康^{とくがわいえやす}に関係するものや、江戸時代の東海道や宿場に関係するもの、人々の生活に関するもの、怪異に関するものなど、様々な内容があります。

第3節 関連する制度

1.100年フード

我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、文化庁は地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を「100年フード」と名付け、継承していくことを目指す取組を推進しています。本市からは、「伝統の100年フード部門～江戸時代から続く郷土の料理～」として「すわま」が令和4年度に認定されました。

2. しずおか遺産

しずおか遺産とは、県内の魅力的な歴史文化資源を県内外の多くの人に知ってもらうために、静岡県が制定した制度です。県内各地の有形及び無形の文化財を結び付けたストーリーが「しずおか遺産」に認定されます。

本市は、「秋葉信仰^{あきは しんこう}と街道^{かいどう}」のストーリーに関係する9市町（浜松市、湖西市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、牧之原市、御前崎市）の一つです。市内に複数ある「秋葉常夜燈^{あきは じょうや どう}」のほか、秋葉常夜燈^{あきは じょうや どう}の鞘堂^{さやどう}としては遠州地方^{えんしゅう}で最大級の大きさを誇る「船町の鞘堂^{ふなまち さやどう}」や、かつて新居地区^{あら い}で行われていた「秋葉さんの火祭り^{あきは ひまつ}（おたい祭り）」、「旧東海道新居宿^{あら い しゆく}」がストーリーの構成文化財に認定されています。



2-37 船町の鞘堂



2-38 新居宿の景観

第3章 湖西市の歴史文化の特性

第3章 湖西市の歴史文化の特性

第1章から第2章まで、本市の自然的環境や社会的環境、歴史的環境、文化財について記載しました。これらの内容をふまえ、地域固有の歴史文化の特性を以下の通り示します。

① 浜名湖と湖西連峰に育まれた暮らし

本市の人々は、古より浜名湖と湖西連峰から得られる様々な恵みに育まれながら暮らしてきました。現代においても農業や水産業、観光産業の面で浜名湖と湖西連峰は欠かせない存在です。

浜名湖は水産資源の宝庫で、縄文時代から現在まで人々の暮らしを支えてきました。また、交通や産業の発展にも大きな影響を与えました。現在も漁業や養殖業、ボートレース、マリンスポーツ、景勝地など様々に親しまれています。

湖西連峰はかつて霊山として本市の人々の信仰を集め、平安時代に大知波峠廃寺跡の前身となる寺院が栄えました。明治時代にミカン栽培や大知波石の産地として、麓の人々の生活に欠かせない存在になりました。現在もミカン栽培やハイキングコース、浜名湖を一望できる展望スポットとして多くの人々に愛されています。

② 東海道の往来がもたらした文化と産業の発展

東海道がひらかれ、大勢の人々が本市を往来したことで、宿を中心に経済と文化が発展しました。明治時代の東海道本線の敷設後は鷺津駅周辺が急速に発展し、現代まで続く産業の礎が築されました。

奈良時代から江戸時代は、東海道の沿線地域が本市の経済と文化の中心として発展しました。橋本宿、新居宿及び白須賀宿は特に多くの人々が訪れ、橋本宿の源頼朝伝説や夏目麿の活躍、国学の発展など多数の歴史文化が誕生しました。

明治時代に東海道本線が開通すると、長距離移動の手段が徒歩から鉄道に代わりました。江戸時代に宿場町として栄えた白須賀宿は、鉄道の沿線から離れたことで人の往来が激減し、農業と漁業を生業の中心とする町へと転換しました。一方で、鷺津駅の周辺が本市の製造業の中心として急速に発展し、現在の鷺津地区が生まれました。

③ 湖西を襲った自然災害と復興の営み

本市は過去に幾度も大規模な自然災害に襲われ、そのたびに壊滅的な被害を受けました。一方でこれらの自然災害と、そこからの復興の営みは、その後の本市の歴史に大きな影響を与えました。

明応地震、慶長地震、宝永地震、安政東海地震、そして昭和東南海地震と、本市は記録に残るだけでも5度も南海トラフ地震に襲われ、そのたびに壊滅的な被害を受けました。さらに、台風や高潮などの風水害も頻発し、時には甚大な被害がありました。一方で明応地震をはじめ

とする室町時代の自然災害により今切口いまぎれぐちが開口したことは、今切渡船いまぎれとせんによる新居地区あら いの発展と新居関跡あら いのせきあとの設置につながりました。また災害からの復興の過程で、新居宿あら いしゆくと白須賀宿しらす かしゆくの町割りや宿場景観、新居関跡の関所建物など、現在まで受け継がれている文化財が誕生しました。

④国境と新居関所が生んだ歴史文化

本市は国境くにざかいと新居関所あら い せきしよという二つの境界があり、それぞれに由来する文化財が誕生しました。現在も静岡県最西端に位置する県境の市であり、本市の人々は浜松市と豊橋市の双方と関わりながら生活しています。

奈良時代に各地くにざかいに国境が定められ、本市は三河国み かわのくにと遠江国とおとうみのくにの境界の地になりました。これ以降、湖西連峰こ さいれんぽうは国境の山として人々の信仰を集め、山中に大知波峠おお ち ば とうげ廃寺跡となる寺院が築かれました。また、各地で争いが頻発した室町時代は、国境くにざかいである本市が戦略上重要視され、宇津山城つ やまじょうや境目城さかい め じょうが構築されました。

江戸時代は、浜名湖東岸地域はま な ことの間に新居関所あら い せきしよという新たな境界ができました。これにより浜松方面との往来が制限されるとともに、本市の村々が三河国吉田藩み かわのくに よし だ はんの支配下におかれました。その結果、諏訪神社手筒花火す わ じんじや て つつはなびに代表されるように、方言や慣習、祭礼など様々な面で吉田藩よし だ はんの影響を受けた文化が成立しました。また、本市の人々に三河方面み かわへの帰属意識が形成され、明治時代に西の行政区画への編入を目指す運動が起こりました。現在は静岡県西端のまちとして、本市の人々は通勤や通学、買い物など様々な面で、浜松市と豊橋市双方に深く関わりながら生活しています。

⑤モノづくりへの情熱—須恵器生産から繊維工業、機械工業へ—

本市のモノづくりは古墳時代こふんの須恵器生産す え きに始まり、鎌倉時代の中世陶器生産、明治時代から昭和時代の繊維工業、そして現代の自動車関連産業へと変遷しました。産業が移り変わる中で、本市の人々にモノづくりへの情熱が生まれました。

古墳時代から奈良時代にかけての本市は全国でも有数の須恵器生産地す え きで、最盛期は東日本の広範囲を流通圏としました。また、須恵器生産す え きが衰退した後、平安時代の終わりから鎌倉時代に再び陶器生産が盛んとなりました。

明治時代に鉄道駅が設置されると、繊維工業が急速に成長しました。特に駅が置かれた鷺津地区わしづは繊維工業のまちとして急速に発展し、大正時代から昭和初期に大規模工場が多数進出しました。明治時代以降に整えられた工業基盤を基に、戦時中から戦後には機械工業への転換が進み、現代の本市の産業が形作られました。このように、古代にまでさかのぼるモノづくりの伝統が、本市の人々のモノづくりに対する情熱を育みました。

第4章 文化財に関する既往の把握調査

第4章 文化財に関する既往の把握調査

本章では、これまでに実施された文化財の把握調査をまとめたうえで、その現状を整理します。

第1節 過去に実施した把握調査の概要

これまで、国や静岡県、市、大学等の研究機関が把握調査を実施してきました。これらは、文化財全般の所在を把握するための総合的な把握調査と、文化財類型ごとに実施された把握調査の2種類に分けられます。以下にそれぞれの概要を記載します。

1. 総合的な把握調査

総合的な把握調査は、昭和時代に新居町と旧湖西市がそれぞれ実施しました。

新居町は、昭和35年(1960)から新居関所関係資料や新居町の歴史に関する資料の編纂を始め、昭和55年(1980)までに10冊の『新居町史』資料編を刊行しました。また、昭和54年(1979)に新居町制の施行90周年を記念し、再び『新居町史』編纂事業を行いました。前回の町史編纂事業で実施しなかった、方言や習俗、動植物など様々な分野の把握調査を行い、平成2年(1990)までに『新居町史』の通史編2冊、風土編1冊、資料編8冊及び別巻1冊を刊行しました。

湖西市は昭和54年(1979)に市史編纂委員会を立ち上げ、歴史資料の編纂事業を始めました。古文書や石造物、考古資料などの把握調査を地区ごとに行い、平成元年(1989)までに『湖西市史』資料編9冊を刊行しました。また資料編の刊行終了後も、市史編纂事業は平成15年(2003)まで継続し、湖西市の歴史を平易な内容でまとめた『湖西風土記文庫』8冊と、『湖西市総合年表』1冊を刊行しました。

2. 文化財類型ごとの把握調査

類型ごとの把握調査の実施主体は、静岡県教育委員会によるものが多くあります。これまでに、有形文化財(建造物)や、無形の民俗文化財、遺跡及び埋蔵文化財の把握調査が比較的多く実施されました。

4-1 既往調査一覧

令和8年(2026)3月時点

類型・分類		小分類	調査報告書	発行者	発行年	備考
総合把握			「湖西市史」編さんに伴う把握調査	湖西市	1979～2003	資料編9冊・年表1冊、湖西風土記文庫8冊
			「新居町史」編さんに伴う把握調査	新居町	1960～1990	旧版資料編10冊、新居町史11冊
各計画書等			特別史跡新居関跡保存整備基本計画書	新居町	2000.3	
			新居町・歴史を活かしたまちづくり計画	新居町	2004.3	歴史的文化遺産等の分布状況の整理(旧新居宿内)
有形文化財	建造物	民家	静岡県の民家 (静岡県文化財調査報告書第12集)	静岡県教育委員会	1973	市内27軒の民家
		社寺	静岡県の近世社寺建築 (静岡県文化財調査報告書第19集)	静岡県教育委員会	1979.3	市内33寺社
		近代化遺産	静岡県の近代化遺産 (静岡県文化財調査報告書第54集)	静岡県教育委員会	2000.3	市内8か所
		近代建築	近現代建造物緊急重点調査(建築)報告書 静岡編	(公)日本建築士会連合会	2020.3	浜名湖競艇・浜名湖ユース・中央・新居図書館
			静岡県の近代和風建築 (静岡県文化財調査報告書第56集)	静岡県教育委員会	2002.3	市内20例の建築・住宅
		その他	静岡県の歴史的建造物・歴史的町並み	静岡県都市住宅部	1990.3	新居関所・本興寺・白須賀渡辺家
	美術工芸品	書跡・典籍	鷲津本興寺宝蔵聖教典籍目録	愛知県立大学中世史研究会	2020.8	本興寺所蔵典籍2016点
		古文書	新居町の古文書 目録編1～4	新居町教育委員会	1976～1988	新居町内古文書調査目録
			新居町近代役場文書目録 ―明治大正編―	新居町史編さん委員会	1981.3	旧新居町役場所蔵行政文書目録(明治～大正)
	民俗文化財	有形の民俗文化財	民具	新居町の民具 I・II	新居高校社会研究部	1995・1996
忘れられた民具				湖西市歴史民具保存研究会	2004	
無形の民俗文化財		風俗習慣・生業	静岡県の諸職 (静岡県文化財調査報告書第41集)	静岡県教育委員会	1989.3	市内6人の職人
			浜名湖における漁撈習俗Ⅰ (静岡県文化財調査報告書第30集)	静岡県教育委員会	1984.3	入出地区の角目網漁他習俗
			静岡県の方言調査報告書	静岡県教育委員会	1984.3	新居の方言(山口幸洋氏調査)
			伝統的生活文化実態調査事業報告書(郷土食)平成28年度	文化庁文化財部伝統文化課	2017.3	新居(すわま)、入出(魚めし・ボラみそ)
			静岡県民俗地図 昭和51・52年度 (静岡県文化財調査報告書第17集)	静岡県教育委員会	1978.3	入出・境宿・大倉戸を調査地点に衣食住、習俗
			静岡県の祭り・行事 (静岡県文化財調査報告書第53集)	静岡県教育委員会	2000.3	市内祭礼・行事18事例
		民俗芸能	静岡県の民俗芸能 (静岡県文化財調査報告書第50集)	静岡県教育委員会	1996.3	女河八幡宮例祭他市内21例の祭礼等
			全国の地芝居(地歌舞伎)調査報告書(平成27年度)	文化庁文化財部伝統文化課	2016.3	湖西歌舞伎保存会
			静岡県の民謡 (静岡県文化財調査報告書第34集)	静岡県教育委員会	1986.3	白須賀(6)、新所(18)、入出(5)、鷲津(9)、新居(81)

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

類型・分類		小分類	調査報告書	発行者	発行年	備考
記念物	遺跡	城館跡 遺跡等	静岡県の中世城館跡 (静岡県文化財調査報告書第23集)	静岡県教育委員会	1981.3	市内6か所の城跡
			静岡県の前方後円墳 (静岡県文化財調査報告書第55集)	静岡県教育委員会	2001	市内6か所の遺跡
			静岡県の古代寺院・官衙遺跡 (静岡県文化財調査報告書第57集)	静岡県教育委員会	2003.3	市内25か所の 遺跡・窯跡
			静岡県の中近世墓 (静岡県文化財調査報告書第69～71集)	静岡県教育委員会 ほか	2019～2021	市内8事例
			静岡県の古代文化 (静岡県文化財調査報告書第2集)	静岡県教育委員会	1963.3	市内7地点古窯跡・ 縄文～古墳時代遺 跡5地点
			静岡県の重要遺跡 (静岡県文化財調査報告書第52集)	静岡県教育委員会	1998.3	市内20事例
		窯業 遺跡	静岡県の窯業遺跡 (静岡県文化財調査報告書第42集)	静岡県教育委員会	1989	湖西市内窯跡17 か所 220地点
		街道・ 町並	静岡県歴史の道調査報告 東海道 (静岡県文化財調査報告書第20集)	静岡県教育委員会	1980.3	新居・白須賀の街 道施設
	静岡県の歴史的建造物・歴史的町並み		静岡県都市住宅部	1990.3	白須賀の町並み	
	名勝地	庭園・ 公園	名勝に関する総合調査—全国的な調査 (所在調査)の結果報告書	文化庁文化財部 記念物課	2013.4	片浜十三里
動物・植物・ 地質鉱物		天然記念物緊急調査 植生図・主要動植 物地図 22 静岡県	文化庁文化財 保護部記念物課	1971.3	梅田の食虫植物・ 水質植物群落	
		新居町の草花	新居町教育委員会	1992.3		
文化的景観			静岡県の文化的景観総合調査報告書 (静岡県文化財調査報告書第72集)	静岡県文化財 保護課	2022.8	船が並ぶ景観 (新居・入出) 宿場跡の街並み (新居・白須賀)
埋蔵文化財			湖西市文化財地図 改訂版	湖西市教育委員会	2022	市内207か所

第2節 把握調査の現状

令和8年(2026)3月時点の文化財把握調査の実施状況は、表4-2の通りです。

地区別にみると、新居地区は比較的把握調査が進んでいると言えます。一方でそれ以外の地区は把握調査があまり進んでおらず、実施が不十分か、未実施の類型が多くあります。

類型ごとにみると、考古資料、歴史資料、遺跡、伝承及び埋蔵文化財は把握調査が十分に実施されていると言えます。一方で、建造物、絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財は、把握調査が十分ではない地区が多くあります。

工芸品、書跡・典籍、名勝地及び動物・植物・地質鉱物、文化的景観は、把握調査が未実施の地区が多くなっています。

また、無形文化財、伝統的建造物群、文化財の保存技術は、すべての地区で把握調査が未実施です。

4-2 把握調査の現状

令和8年(2026)3月時点

類型		知波田	入出	新所	岡崎	鷺津	白須賀	新居	
有形文化財	建造物		△	△	△	△	△	△	○
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	×	×	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	×	×	×	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	○	△	○
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料	○	○	○	○	○	○	○
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	△	△	△	○	△	○	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	○	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	×	×	×	×	△	△	△	
	動物・植物・地質 鉱物	△	△	×	△	△	△	×	
文化的景観		×	△	×	×	×	△	△	
伝統的建造物群		×	×	×	×	×	×	×	
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○	○	
文化財の保存技術		×	×	×	×	×	×	×	
その他	伝承	○	○	○	○	○	○	○	

○：概ね調査済み △：調査不足 ×：未調査

第5章 湖西市が目指す将来像

第5章 湖西市が目指す将来像

第1節 将来像

本市の文化財は、^{はま な こ}浜名湖と^{こ さいれんぼう}湖西連峰の豊かな自然環境に育まれました。普段は意識することはありませんが、私たちは生活や信仰の面で多くの文化財と関わりを持っています。また、文化財を生涯学習に活かすことで郷土愛を育むとともに、観光産業にも役立ててきました。

これが可能なのは、先人が文化財を大切に守り、次世代につないできたからです。未来の湖西市民が文化財の恵みを享受できるよう、現代を生きる私たちも次世代へ文化財を確実に継承していかなければなりません。

上記を踏まえ、本計画は「湖西市が目指す将来像」を下記の通り定めます。そして、この将来像を実現するための取組を着実に実施します。

【将来像】

浜名湖と湖西連峰に育まれた文化財が次世代に続くまち



第2節 保存・活用の方向性

前節で定めた将来像を達成するために、文化財の保存・活用に関する取組を計画的に進めていく必要があります。そこで、「知る」、「守る」、「活かし、伝える」という3つの方向性を定め、これらに沿う取組を実施します。

① 知る

文化財を次世代へつなげるうえで、どのような文化財があり、それぞれにどのような価値があるかを理解する必要があります。一方で、未だに把握していない文化財や、価値が十分に見出されていない文化財は本市に数多く存在します。

文化財について知り、地域の宝として掘り起こす取組を計画的に進めるため、「知る」という方向性を定めます。

② 守る

長い歴史の中で生まれた本市の文化財は、人の手によって育まれ、今日まで守り伝えられてきました。現代を生きる私たちは、先人が遺した貴重な財産である文化財を、未来の人々につなげる使命を担っています。そのため、保存のための取組を市民一丸で絶えず続ける必要があります。

文化財を確実に保存し、本市の財産として継承していく取組を計画的に進めるため、「守る」という方向性を定めます。

③ 活かし、伝える

確実な保存を前提に文化財を活かし、その価値や魅力を伝えることは、人々の心の中に文化財の事を「知りたい」、「守りたい」という気持ちを育みます。そして、文化財の事を「知る」行動や「守る」行動につながります。

このことを踏まえ、文化財を活用し、その価値を共有する取組を計画的に進めるため、「活かし、伝える」という方向性を定めます。

第6章 文化財の保存・活用に関する 現状と課題・方針

第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針

本章で、「^{はまなこ}浜名湖と^{こさいれんぼう}湖西連峰に育まれた文化財が次世代に続くまち」という将来像を実現するうえで、解決しなければならない課題を整理します。そのうえで今後本市が実施する取組の方針を示します。なお、本章で示す現状と課題・方針は第5章で定めた、方向性①「知る」、方向性②「守る」、方向性③「活かし、伝える」に沿って記載します。また、現状と課題のうち課題に該当する箇所は、下線を引くことで示します。

第1節 方向性「知る」の現状と課題・方針

文化財の調査における現状と課題・方針を記載します。なお、文化財調査に関する用語は、以下の通り定義します。また、種類に関わらず広く調査全般を指す場合は「調査」と表記します。

6-1 調査に関する用語

調査の種類	内容
把握調査	文化財を新たに把握するための調査。
現況調査	既に把握されている文化財を対象に、その所在や保存状態、現在の所有者などを確認するための調査。
詳細調査	既に把握されている文化財を対象に、その詳細を調査し、文化財としての価値を確認するための調査(開発に伴う埋蔵文化財の試掘・確認調査も含む)。

1. 把握調査

【現状と課題】

第4章で記載した現状を踏まえると、旧湖西市域で文化財の把握調査が進んでいません。また、文化財の類型ごとにみると、建造物、絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財は把握調査が不十分であり、無形文化財、伝統的建造物群、文化財の保存技術は把握調査が未実施です。

本市は把握調査が未実施の類型が多く、全ての種類の把握調査を同時に行うことは、費用面や時間、人材などの観点から難しいというのが現状です。把握調査を継続していくうえで、類型ごとに優先順位を定め、計画的に進めていくことが求められます。そのため、旧湖西市域において、所有者の代替わりなどにより特に散逸や変容の危機が高いと考えられる文化財(建造物、絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財、及び伝統的建造物群)の把握調査を重点的に実施する必要があります。

【方針】

方針No.①-1

旧湖西市域を中心に、建造物、絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財、及び伝統的建造物群の把握調査を進めます。

2. 現況調査

【現状と課題】

既に把握した文化財の所在や、所有者に関する調査を過去に実施していません。把握調査の実施から長い期間を経たことで所有者が代替わりし、現況が分からなくなっている文化財があります。そのため、文化財の現況調査に取り組む必要があります。

【方針】

方針No.①-2	文化財の散逸を防ぐため、現況調査に取り組めます。
----------	--------------------------

3. 詳細調査

【現状と課題】

詳細調査は、未指定文化財の中から優先度の高い順に実施しています。一方で、近年は詳細調査が十分に実施できていません。そのため、未指定文化財の価値を確認するための詳細調査に取り組む必要があります。

埋蔵文化財包蔵地の調査は、開発の規模や遺跡の内容に応じて、分布調査や確認調査を実施しています。一方で、過去の調査の実施件数が少なく、市内の埋蔵文化財包蔵地の情報を十分に得られていません。そのため、埋蔵文化財包蔵地の分布調査や確認調査を継続的に実施する必要があります。



6-2 試掘調査風景

【方針】

方針No.①-3	未指定文化財の価値を確認するための詳細調査に取り組めます。
----------	-------------------------------

方針No.①-4	埋蔵文化財包蔵地の分布調査や確認調査を継続的に実施します。
----------	-------------------------------

第2節 方向性「守る」の現状と課題・方針

ここでは文化財の保存における現状と課題・方針を記載します。

1. 指定

【現状と課題】

詳細調査を行った未指定文化財の中で、歴史文化における価値が高いと認められるものに対して、国や県、市が指定等を行うことで重点的に保護しています。市の指定等文化財は湖西市文化財保護審議会へ諮問し、答申を経たうえで指定等がされます。一方で、近年は詳細調査が停滞しており、市の指定等による未指定文化財の保護が不十分です。そのため、特に重要な未

指定文化財に対して指定等を行い、後世へ確実につなぐ必要があります。

【方針】

方針No.②-1	特に重要な未指定文化財に対して指定等を行い、後世へ確実につなぎます。
----------	------------------------------------

2. 支援

【現状と課題】

本市は、指定等文化財を対象としたパトロールを実施しています。本市が任命する文化財巡回調査員は、劣化やき損などの異変を見つけた場合に、写真と報告書により市へ伝達します。所有者が常駐していない指定等文化財は劣化や損傷を速やかに確認できないおそれがあります。そのため、指定等文化財のパトロールを継続する必要があります。

本市は、所有者が管理をしきれなくなった資料のうち、主に古文書や民具を受け入れています。また、文化財の受入に関する周知は、市の広報紙で行っています。近年、住宅の建替や住民の代替わりに際し、未指定文化財が処分されてしまう事例が発生しています。そのため、文化財の受入の継続や、受入に関する周知の強化に取り組む必要があります。

無形の民俗文化財は、運営組織の高齢化や地域コミュニティの衰退、祭礼の担い手不足など、保護団体等ごとに様々な課題を抱えており、それに応じた支援が求められています。そのため、無形の民俗文化財の保護団体等がどのような支援を必要としているのかについて、十分に認識する必要があります。

指定等文化財の所有者が文化財の管理や修理、公開に関する取組を行う場合、補助金の交付や、指導及び助言を通じた技術的支援を行っています。指定等文化財に関する取組は、金銭面や技術面での問題から所有者単独の実施が難しい場合が多数あります。そのため、指定等文化財所有者に対し補助金の交付による金銭面での支援や、指導及び助言による技術的支援を継続する必要があります。

指定等文化財の修理費は高額となることが多く、国や県、市の補助金と所有者の負担金だけでは、財源が不足する場合があります。そのため、所有者の財源確保を支援する必要があります。

【方針】

方針No.②-2	指定等文化財のパトロールを継続します。
方針No.②-3	文化財の受入を継続するとともに、受入に関する周知を強化します。
方針No.②-4	無形の民俗文化財の保護団体等が必要としている支援を認識するための取組を実施します。
方針No.②-5	指定等文化財所有者に対し、金銭面での支援や技術的支援を継続します。
方針No.②-6	指定等文化財所有者に対し、財源確保の支援を行います。

3. 史跡整備

【現状と課題】

本市は、所有している史跡で日常の維持管理と併せ、見学者の利便性向上のための環境整備を実施しています。これらの史跡の一部は、経年劣化や老朽化が生じているものがあります。また、指定等がされて以降一度も十分な整備を実施していないため、樹木と雑草の繁茂や、イノシシによる掘り起こしが生じている史跡があります。そのため、史跡の適切な維持管理や整備に取り組む必要があります。



6-3 大知波峠廃寺跡の様子
(イノシシによる掘り起こし)

【方針】

方針No.②-7	史跡の適切な維持管理や整備に取り組みます。
----------	-----------------------

4. 資料管理

【現状と課題】

受入を行った文化財のうち、古文書の場合は目録作成を、民具の場合は台帳作成などの整理作業を行います。整理作業は継続的に実施していますが、未だに多くの古文書と民具が目録や台帳に記録されていません。そのため、古文書や民具の整理作業を継続的に行う必要があります。

文化財の整理作業は、主に湖西地域職業訓練センター内にある文化財整理室や、公共施設の会議室を借用して実施しています。文化財整理室は建物の老朽化が著しく、近い将来に廃止することが決まっています。しかし、移転先は未定であり、将来的に整理作業を行えなくなる可能性があります。そのため、文化財整理室の移設に取り組む必要があります。

整理作業を終えた資料は文化財の収蔵施設で保管しています。収蔵施設は、新居関所史料館、北部多目的倉庫及び民具倉庫の3か所がありますが、いずれの収蔵施設も老朽化や収蔵スペースの不足が生じています。そのため、収蔵施設の拡充や新設に取り組む必要があります。



6-4 新居関所史料館の収蔵庫

【方針】

方針No.②-8	古文書や民具の整理作業を継続します。
方針No.②-9	文化財整理室の移設を検討します。
方針No.②-10	文化財収蔵施設の拡充や新設を検討します。

5. 体制

【現状と課題】

本市の文化財保護業務は教育委員会が所管し、産業部文化観光課が補助執行をしています。令和8年(2026)3月時点で、文化財保護を担当する正規職員の数は4名(うち再任用職員1名を含む。)です。発掘調査の実施や文化財に関する届出の処理、史跡の保存・整備、及び施設管理といった幅広い業務を少人数で行っており、本計画に記載する取組を着実に進めるうえで、現状の体制では不十分であると言えます。そのため、文化財担当部署の体制強化に取り組む必要があります。

文化財所有者との連絡は、災害発生時などに必要に応じて行っています。一方で、指定等文化財所有者のリスト化は行っていません。また、代替わりや引っ越しにより、連絡先が不明確になっている所有者があり、有事の際に円滑な連絡調整を行えない可能性があります。そのため、指定等文化財所有者との連絡体制を構築する必要があります。

本市は、^{あらいのせきあと}新居関跡のボランティアガイドを行う「^{あら い}新居宿史跡案内人の会」、^{あら いしゆく}新居宿周辺のガイド及び^{こまつろう}小松楼の管理を行う「NPO法人新居まちネット」、^{ほうじんあら い}白須賀宿歴史^{しら す かしゆく}拠点施設の管理や^{しら す かしゆく}白須賀宿のガイドを行う「^{しら す かしゆく}白須賀宿歴史拠点施設運営協議会」などの市民団体と協働で文化財保護の取組を行っています。これらの団体では人員の不足や高齢化による後継者不足が課題となっています。そのため、文化財保護団体の活動や後継者育成の支援に取り組む必要があります。



6-5 白須賀宿歴史拠点施設運営協議会と連携した取組
(愛LOVEウォーク in 白須賀)

平成22年(2010)から平成24年(2012)にかけて、^{こまざわだいがく}駒澤大学と連携し^{かんざ こふんぐん}神座古墳群の発掘調査を実施しました。また、平成30年(2018)から現在まで、^{しずおかぶん か}静岡文化芸術大学と協働で^{げいじゅつだい}古文書整理を実施しています。そのため今後も大学と連携した文化財調査や活用を継続する必要があります。



6-6 静岡文化芸術大学の古文書調査

文化財保護に関する取組は、国や県の補助金を活用して行われる場合が多くあります。近年は、国や県の補助金及び市の予算だけでは財源が不足し、実施できていない取組があります。そのため、多様な財源の確保に取り組む必要があります。

【方針】

方針No.②-11	文化財担当部署の体制を強化します。
方針No.②-12	指定等文化財所有者との連絡体制の構築に取り組みます。
方針No.②-13	文化財保護団体の活動や後継者育成の支援に取り組みます。
方針No.②-14	大学と連携した文化財調査や活用を継続します。
方針No.②-15	国や県の補助金に限らない、多様な財源の確保に取り組みます。

第3節 方向性「活かし、伝える」の現状と課題・方針

文化財の活用における現状と課題・方針を記載します。なお、活用とは、文化財の特性や保存への配慮を前提に、文化財の価値や魅力を人々に伝えるための行為を指します。

1. 情報発信

【現状と課題】

本市の文化財に関する情報発信はパンフレットや広報紙などの紙媒体と、SNSやウェブサイトなどの電子媒体で行っています。近年は電子媒体での情報発信の需要が高まる一方で、パンフレット等の紙媒体のニーズも依然としてあります。そのため、文化財パンフレットを用いた情報発信を継続する必要があります。



6-7 本市が発行する文化財パンフレット

本市は、ウェブサイトやSNSを利用し、文化財イベントの広報や文化財の紹介をしています。また、文化財の価値をより広く周知するため、動画配信サイトの活用も行っています。今後、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信やデジタルコンテンツの需要が高まることが予想されます。そのため、ウェブサイトやSNSの更なる活用や、デジタルコンテンツの充実に取り組む必要があります。

過去に『湖西風土記文庫』や『新居ものがたり』など、市内の文化財や歴史について紹介する冊子を刊行しましたが、平成22年(2010)の合併以降は新たな冊子を刊行していません。また、文化財年報の刊行もしていないため、文化財保護業務に関して十分に周知できていません。そのため、文化財に関する概説書や文化財年報の刊行に取り組む必要があります。

県内のいくつかの市町は、古文書や絵図、目録のデジタルアーカイブ化を行い、ウェブ上で公開しています。デジタルアーカイブ化を進めることで、文化財の研究や調査がより効率的に行えるだけでなく、教育や観光、広報など、様々な分野での活用がさらに期待されます。そのため、デジタルアーカイブの作成について検討する必要があります。

本市は「GISこさい」上で様々な地図情報を無料で公開しています。一方で、埋蔵文化財地図は公開しておらず、埋蔵文化財に関する情報を広く周知できていません。そのため、埋蔵文化財地図のGISデータ化に取り組む必要があります。

【方針】

方針No.③-1	文化財パンフレットを用いた情報発信を継続します。
方針No.③-2	SNSの活用やデジタルコンテンツの拡充に取り組みます。
方針No.③-3	文化財に関する概説書や文化財年報の刊行に取り組みます。
方針No.③-4	デジタルアーカイブの作成について検討します。
方針No.③-5	埋蔵文化財地図のGISデータ化に取り組みます。

2. 公開

【現状と課題】

文化財の展示は、^{あら い せきしよ し りょうかん}新居関所史料館、^{あら い しゅく は た ご き の く に}新居宿旅籠紀伊国屋資料館及び^{しら す か しゅく れ き し きよてん し せつ}白須賀宿歴史拠点施設の3か所で行っています。いずれの施設も江戸時代の東海道や宿場文化に関する展示を行っています。一方で、市内に通史展示を行っている文化財展示施設がなく、市民は様々な時代や種類の文化財を、直接見て学ぶことができません。そのため、^{あら い せきしよ し りょうかん}新居関所史料館の企画展や公共施設を用いた実物資料の公開に取り組む必要があります。また、郷土資料館や埋蔵文化財センターなど、通史展示が可能な文化財展示施設の設置について検討する必要があります。



6-8 白須賀宿歴史拠点施設（おんやど白須賀）の展示室

江戸時代の関所空間や機能を見学者へ伝えるため、本市は、^{あら い の せきあと}新居関跡の復元整備に取り組んでいます。復元整備は平成10年（1998）の発掘調査から始まり、これまでに渡船場や大御門、裏御門、^{おん なあらため の なが や}女改之長屋を復元しました。一方で、近年は財政上の理由から復元整備が停滞しています。そのため、^{あら い の せきあと}新居関跡の復元整備事業を再開する必要があります。

文化財に関するイベントは、^{あら い しゅく し ら す か しゅく}新居宿や白須賀宿内の文化財を周遊するウォーキングイベントや^{お お ち ば と う げ は い し じ ぁ と}大知波峠廃寺跡の現地説明会、専門家による歴史講座、ワークショップなどを実施しています。文化財の価値を広く周知するうえで、文化財イベントの開催が重要です。そのため、文化財イベントの開催を継続する必要があります。



6-9 大知波峠廃寺跡の現地説明会

【方針】

方針No.③-6	新居関所史料館の企画展や公共施設を利用し、文化財の実物資料の公開に取り組めます。
方針No.③-7	通史展示が可能な文化財展示施設の設置について検討します。
方針No.③-8	新居関跡の復元整備事業を再開します。
方針No.③-9	文化財イベントの開催を継続します。

3. 教育

【現状と課題】

学校や市民団体からの依頼に応じて、市職員が現地に赴いて講座を行うアウトリーチ型の教育普及事業（出前講座）を実施しています。本市の歴史文化や文化財の普及啓発を行ううえで出前講座の実施は重要ですが、近年は利用団体数が伸び悩んでいます。そのため、出前講座の開催を継続するとともに、出前講座の周知を強化する必要があります。



6-10 出前講座の様子

本市は学校や市民団体、介護施設へ文化財の貸出を行っています。貸出用の文化財は教材セットとして整理されていないため、利用者側が借用する資料を一から選ぶ必要があります。そのため、実物資料を用いた教材の作成に取り組み、利用者の利便性を向上させる必要があります。

学校教育や社会教育に関する業務は、教育委員会部局に属する課が担当しています。そのため、教育委員会部局との連携を強化し、学校現場での文化財利用を促進する必要があります。

【方針】

方針No.③-10	出前講座の開催継続と周知に取り組めます。
方針No.③-11	実物資料を用いた教材の作成に取り組み、利用者の利便性を向上させます。
方針No.③-12	教育委員会部局との連携を強化し、学校現場での文化財利用を促進します。

4. 観光活用

【現状と課題】

見学者へ文化財の価値を伝えるために、解説看板を設置しています。過去に設置した解説看板は、設置から長い年月が経過したことで老朽化が進んでいるものがあります。また、^{あらいのせきあと}新居関跡の一部の解説看板は二次元コードを用いて多言語化しましたが、市内の解説看板の多くは未だに日本語表記しかありません。そのため、解説看板の維持管理や多言語化を継続する必要があります。

市内の公共交通機関は JR 東海道本線、天竜浜名湖線、そしてコミュニティバスがあります。しかし、路線ルートやダイヤの分かりにくさ、乗継等の利便性の低さにより、文化財の周遊にこれらの公共交通が利用される機会は多くありません。そのため、既存の公共交通の利便性を高める必要があります。



6-11 劣化した解説看板

新居宿の中心である新居関跡駐車場は、泉町発展会が毎月開催する「きらく市」など、様々なイベントの会場として利用されています。そのため、市民団体や外郭団体など様々な組織と連携し、より効果的な文化財の活用を行う必要があります。

江戸時代に宿場が置かれていた新居地区と白須賀地区を中心に、まち歩きや文化財に関するガイドの必要があります。新居宿は、新居宿史跡案内人の会と NPO 法人新居まちネットが文化財やまち歩きのガイドを行っています。また、白須賀宿は白須賀宿歴史拠点施設運営協議会がイベントの際にガイドツアーを行っています。一方で、文化財ガイドを行う団体に、ガイドを行うことができるスタッフが少なく、後継者不足が課題となっています。そのため、文化財ガイドを行う団体の活動や担い手育成を支援する必要があります。

【方針】

方針No.③-13	解説看板の維持管理及び多言語化を継続します。
方針No.③-14	公共交通のサービス水準の維持・向上を図ります。
方針No.③-15	多様な組織と連携した文化財の活用事業に取り組みます。
方針No.③-16	文化財ガイドを行う団体の活動や担い手育成を支援します。

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

第7章 文化財の保存・活用に関する取組

第6章で「^{はまなこ}浜名湖と^{こさいれんぼう}湖西連峰に育まれた文化財が次世代に続くまち」という目標を達成するうえでの現状と課題について整理し、今後本市が実施する取組の方針を定めました。これらの方針に基づき、今後本市が実施する具体的な取組や、実施期間の中で特に重点的に行う取組を定め、取組表に整理します。取組は、主に国費（文化庁文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など）、県費（文化財保存費補助金など）、市費の3つの財源を用いて取組を進めますが、必要に応じてふるさと納税やクラウドファンディング、民間助成などを活用します。

本計画の取組の実施期間は、上位計画である第6次総合計画の第Ⅱ期から第Ⅲ期までの計画期間に合わせ、令和8年度（2026）から令和15年度（2033）までの8年間とします。

取組表は以下の事柄も併記します。

【新規／継続】本計画の実施期間中に新たに着手する取組は「新規」、本計画の作成以前から継続的に実施している取組は「継続」と記載します。

【取組時期】令和8年度（2026）から令和11年度（2029）末までの4年間を「前期」、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）末までの4年間を「後期」とし、取組を実施する時期に「■」を記載します。

【取組主体】本市の文化財担当部署や関連部署を「行政」、文化財の所有者を「所有者等」、文化財保護審議会や大学を「専門機関」、ボランティアガイドや文化財保護団体を「市民団体」、観光協会や商工会などを「外郭団体」とし、主な取組主体に「◎」を、主な取組主体と連携して取組を進める主体に「○」を記載します。なお、行政の項目における各課の略称は以下の通りです。

（文）：文化観光課	（都）：都市計画課	（総）：総務課
（生）：スポーツ・生涯学習課	（資）：資産経営課	（DX）：DX推進課
（学）：学校教育課	（危）：危機管理課	（企）：企画政策課
（秘）：秘書広報課	（図）：図書館	

※順不同

7-1 取組表(方向性①「知る」)

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
把握調査	①-1	1	新規	文化財把握調査	大学や有識者と連携し、文化財の把握調査を進める。本計画期間は、把握調査が進んでいない旧湖西市域を中心に、建造物、絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財、及び伝統的建造物群の把握調査を重点的に行う。なお、上記以外の類型の把握調査は、計画の見直しの段階で、把握調査の進捗を考慮の上実施の可否を判断する。	■	■	◎ (文)		○		
	①-2	2	新規	文化財現況調査	既に把握されている文化財の所在を、指定・未指定を問わず調査する。特に古文書と美術工芸品は所有者不明や所在不明の点数が多いため重点的に調査する。		■	◎ (文)		○		
詳細調査	①-3	3	新規	【重点】 未指定文化財詳細調査	特に重要であると考えられる未指定文化財の詳細調査に着手する。調査は大学や有識者、その他専門機関と連携して行う。		■	◎ (文)		○		
	①-4	4	継続	埋蔵文化財 詳細調査	埋蔵文化財の詳細調査(分布調査や試掘・確認調査)に取り組む。	■	■	◎ (文)				
		5	継続	湖西窯跡群 詳細調査	湖西窯跡群の未報告資料の再調査や報告書の作成、分布調査の実施、総括報告書の刊行に取り組み、湖西窯跡群の価値を明らかにする。	■	■	◎ (文)				
		6	継続	梅田古墳群 詳細調査	梅田古墳群の分布調査や測量調査、発掘調査を行い、価値を明らかにする。	■		◎ (文)				

7-2 取組表(方向性②「守る」)

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
指定	②-1	7	継続	文化財の指定等	重要であると認められる文化財を条例に基づいて指定し、散逸や消滅を防止する。	■	■	◎ (文)		○		
支援	②-2	8	継続	指定等文化財の パトロール	市民や有識者と連携し、指定等文化財のパトロールに取り組む。	■	■	◎ (文)				
	②-3	9	継続	文化財の受入	市の歴史文化において重要な民具や古文書の受入を行うとともに、広報紙やウェブサイトを用いて文化財の受入の周知を行う。	■	■	◎ (文)				

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組 時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
支援	② -4	10	継続	無形の民俗文化財保護団体等へのアンケート実施	無形の民俗文化財の保護団体等がどのような支援を望んでいるのかを確認するために、アンケートを実施する。	■		◎ (文)	○			
	② -5	11	継続	指定等文化財所有者支援	指定等文化財の所有者が実施する、保存のための取組（修理や災害復旧、環境整備など）に対して、補助金の交付や技術的な側面から支援（助言や専門家の紹介など）を行う。	■	■	◎ (文)				
		12	継続	指定文化財周辺の危険木伐採支援	本興寺本堂や応賀寺薬師堂周辺の危険木の伐採への補助金の交付や技術的な側面からの支援を行う。	■	■	◎ (文)				
		13	継続	女河八幡宮例大祭神事祭礼用具新調	女河八幡宮例大祭神事の祭礼用具新調への補助金交付や技術的な側面からの支援を行う。	■		◎ (文)				
	② -6	14	継続	文化財所有者の財源確保支援	文化財保護に関する各種助成金やクラウドファンディングなど、財源に関する情報提供や支援を行う。	■	■	◎ (文)				
史跡の維持管理・整備	② -7	15	継続	新居関跡の維持管理	新居関跡保存活用計画に基づき、特別史跡の日常管理や修繕を計画的に実施する。	■	■	◎ (文)				
		16	継続	大知波峠廃寺跡の維持管理	大知波峠廃寺跡の草刈りや樹木管理に取り組む。	■	■	◎ (文)				
		17	新規	大知波峠廃寺跡保存活用計画の作成	大知波峠廃寺跡を確実に後世へつなぐため、保存活用計画の作成準備を開始する。		■	◎ (文)	○			
資料管理	② -8	18	継続	古文書目録の作成	大学や市民と協力し、市所有の古文書の整理を行い、目録を作成する。	■	■	◎ (文)		○	○	
		19	継続	民具台帳の作成	市所有の民具の整理作業を行う。作業は大学や市民と協働で行うことを検討する。		■	◎ (文)		○	○	
	② -9	20	新規	文化財整理室の移設検討	文化財整理室の移設可否について検討する。	■	■	◎ (文)				
	② -10	21	新規	文化財収蔵施設の拡充検討	文化財収蔵施設の拡充や新設について検討する。	■	■	◎ (文)				
体制	② -11	22	継続	文化財担当部署の体制強化	専門職員の資質向上のため、職員の研修派遣を積極的に進める。また、文化財業務を担う職員の増員を検討する。	■	■	◎ (文) (総)				
	② -12	23	新規	文化財所有者との連絡体制の構築	市内の文化財所有者や保存会の名簿作成を進め、連絡体制を構築する。	■	■	◎ (文)	○		○	

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組 時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
体制	②-13	24	継続	文化財保護団体支援	ボランティアガイドやNPO、保存会といった文化財保護団体に対して、運営に関する助言や指導、研修の開催、補助金の交付などの支援を行う。	■	■	◎ (文)	○		○	
	②-14	25	新規	大学との連携強化	大学と連携した文化財調査や活用に取り組む。	■	■	◎ (文)		○		
	②-15	26	新規	多様な財源確保の推進	文化財保護の財源として、ふるさと納税（企業版含む。）や、クラウドファンディングの利用について検討する。	■	■	◎ (文)	○			

7-3 取組表（方向性③「活かし、伝える」）

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組 時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
情報発信	③-1	27	継続	文化財パンフレットによる情報発信	文化財の普及啓発を図るため、市内の文化財を紹介するパンフレットを刊行する。	■	■	◎ (文)				
	③-2	28	継続	SNSによる情報発信	SNSを活用した情報発信を積極的に行い、文化財や文化財関連イベントの認知度を向上させる。	■	■	◎ (文) (秘)				○
		29	継続	デジタルコンテンツの拡充	市内の文化財に関するウェブサイトや動画などのデジタルコンテンツを拡充することで、市民が文化財の情報に気軽にアクセスできる環境を整える。	■	■	◎ (文)				
	③-3	30	新規	文化財に関する概説書の刊行	湖西市の文化財や歴史文化に関する概説書を刊行する。	■	■	◎ (文)		○		
		31	新規	文化財年報の刊行	文化財保護に関する市の取組や調査研究活動を紹介するための文化財年報を刊行する。	■	■	◎ (文)				
	③-4	32	新規	文化財デジタルアーカイブの作成	市民や研究者など、より多くの利用者が資料へアクセスしやすい環境を創出するため、古文書や絵図、目録などのデジタルアーカイブの作成を検討する。		■	◎ (文) (図)	○			
	③-5	33	新規	埋蔵文化財包蔵地地図のGIS化	埋蔵文化財包蔵地について広く周知するため、埋蔵文化財包蔵地地図をGISデータ化し、ウェブ上で公開する。	■		◎ (文) (DX)				
公開	③-6	34	継続	新居関所史料館の企画展開催	新居関所史料館の企画展で、新居関跡や本市の歴史に関する文化財を公開する。	■	■	◎ (文)	○		○	

項目	方針 No.	取組 No.	新規／継続	取組名	取組内容	取組時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
公開	③-6	35	継続	公共施設での文化財展示	図書館や公民館などの公共施設で、出土資料や民具を公開する。	■	■	◎ (文) (図) (生)				
	③-7	36	新規	文化財展示施設の設置検討	通史展示を行うことができる文化財展示施設の設置について検討する。		■	◎ (文) (資)				
	③-8	37	継続	新居関跡復元整備の再開	停滞している復元整備事業の再開のため、財源の確保や関係部署との調整に取り組む。復元整備は「特別史跡新居関跡保存活用計画」に基づき実施する。		■	◎ (文)				
	③-9	38	継続	文化財イベントの開催	遺跡及び出土資料の見学会や、ウォーキングイベントなど、文化財に関するイベントの開催を通じた普及啓発を行う。	■	■	◎ (文)	○		○	○
教育への活用	③-10	39	継続	出前講座の実施と情報発信強化	出前講座メニューの充実化や、出前講座の情報発信に取り組み、本市の歴史文化や文化財についての普及啓発を行う。	■	■	◎ (文) (企)				
	③-11	40	新規	文化財を用いた教材の開発	民具や出土資料など、文化財の実物資料を用いた教材の開発に取り組む。		■	◎ (文)				
	③-12	41	新規	教育委員会部局との連携	教育委員会部局と連携し、学校教育用の教材作成や、歴史文化講座の開催などの事業に取り組む。	■	■	◎ (文) (学) (生)				
観光活用	③-13	42	継続	文化財解説看板の維持管理・多言語化	解説看板の維持管理や解説文の多言語化に取り組む。	■	■	◎ (文)				
	③-14	43	継続	公共交通サービス水準の維持・向上	市内を移動するための交通サービス水準の維持・向上に取り組む。	■	■	◎ (都)				
	③-15	44	継続	多様な組織との連携	文化協会や観光協会といった多様な団体と連携し、文化財の魅力を市内外の人へ向けて発信する。	■	■	○ (文)		○	◎	◎
	③-16	45	新規	文化財ガイドの育成	文化財ガイド団体の人材育成活動に対し指導や助言、研修の開催、補助金の交付などを通じた支援に取り組み、担い手の増加につなげる。		■	◎ (文)			○	

第8章 文化財の防災

第8章 文化財の防災

文化財の防災に関する現状と課題を整理したうえで、今後の方針と取組について記載します。なお、文化財の防災は、第5章で設定した方向性②「守る」に該当します。しかし、防災は文化財のき損や滅失に直接的にかかわる重要な問題であるため、別に章を設定し記載します。

第1節 災害の歴史

(1) 地震・津波

遠州灘沖の南海トラフで生じる巨大地震（以下、南海トラフ地震）は、記録に残るだけでも過去に9回発生しています。このうち本市の被害が記録に現れ始めるのは、明応7年（1498）の明応地震からです。この地震は後述する風水害とともに、浜名湖に今切口が形成された要因の一つとなりました。慶長9年（1604）の慶長地震で、橋本地区周辺の民家80軒ほどが海に引き入れられ、人や馬が数多く死傷したことが記録されています。

宝永4年（1707）の宝永地震以降は、地震に関する複数の文字資料が残されるようになったため、本市の被害を詳しく知ることができます。宝永地震で、新居地区と白須賀地区の沿岸部が甚大な被害を受け、多数の犠牲者が出たことが分かっています。新居宿と新居関所は壊滅し、現在地への移転や建替を余儀なくされました。また、当時台地の下に位置していた白須賀宿や長谷集落〔白須賀地区〕も津波により壊滅し、現在地である台地上へと移転しました。移転前の長谷集落の所在地である長谷元屋敷遺跡〔白須賀地区〕の発掘調査で、明応地震、慶長地震及び宝永地震の津波堆積層や、宝永地震により壊滅する前の長谷集落が見つかりました。

嘉永7年（1854）の安政東海地震で本市沿岸部が津波に襲われ、建物の倒壊や液状化が生じました。新居関所も再び全壊したため、安政2～5年（1855～1858）に建て替えられました。

戦時中の昭和19年（1944）に発生した昭和東南海地震の際も、建物の倒壊や液状化、鷺津駅―新所原駅間の線路崩壊、新居関跡の関所建物の破損など、多数の被害が生じました。



8-1 長谷元屋敷遺跡
発掘調査により、当時の建物跡などが見つかった。



8-2 昭和東南海地震によりひび割れた
入出小学校の校庭

南海トラフ地震以外にも浜松市北部や三河湾^{みかわん}の活断層による地震が、有史以来度々発生しています。戦時中の昭和20年(1945)1月13日、三河湾^{みかわん}を震源として発生した三河地震^{みかわじしん}の際は、新居地区^{あらい}で震度5相当の揺れが生じました。



8-3 昭和東南海地震により半壊した建物

(2) 風水害

本市は、台風の影響を受けやすい立地にあり、これまでに洪水や強風、高潮が頻繁に発生しました。天平12年^{てんびょう}(740)に作成された『遠江国浜名郡輸祖帳』^{とおとうみのくに はまなぐん ゆそちょう}は、本市の風水害の様子を示す最古の資料です。この資料中に、新居郷^{あらいごう}から本来納められるはずだった税が風水害により損なわれたことが記されています。

明応7年(1498)から永正7年(1510)にかけて、遠江と三河で風水害が頻発しました。これは前述の明応地震^{めいおうじしん}とともに浜名湖南部に今切^{いまぎれ}が開口する要因となりました。特に永正7年(1510)の高潮は規模が大きく、浜名湖の南岸を決壊させ、今切口^{いまぎれぐち}が出現したことが複数の資料に記されています。高潮による被害は江戸時代の資料にも記録されています。特に元禄12年(1699)の高潮は新居関所^{あらいせきしよ}と新居宿^{あらいしゆく}に大きな被害を与え、移転を余儀なくさせました。

明治時代以降も台風や高潮の被害は毎年のように発生しています。昭和28年(1953)の台風13号で、196cmの高潮に見舞われ、新居弁天^{あらいべんてん} [新居地区]の全域で浸水被害が生じました。また、昭和34年(1959)の伊勢湾台風の際に、新居地区で風速39.1mを記録しました。

河川の改修や、道路排水設備及び防潮堤の整備が進んだ現代では、昭和時代以前と比べて洪水や高潮の発生頻度は低くなりました。しかし、平成2年(1990)の台風20号や令和5年(2023)の台風2号の際は、本市で斜面崩落や冠水、突風による倒木が発生しました。

第2節 文化財の防災における現状と課題・方針

【現状と課題】

本市は「湖西市地域防災計画」^{こさいしちいきぼうさいけいかく}に基づき、地震や風水害といった各種災害の予防や対策を実施しています。また、文化庁は令和元年度(2019)に「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」^{こくほうじゅうようぶんかざいけんぞうぶつとうぼうかたいさく}(令和2年12月改訂)及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」^{こくほうじゅうようぶんかざいびじゅつこうげいひんほかんはくぶつかんとうぼうかたいさく}を作成しました。静岡県も平成18年度(2006)に「静岡県文化財防災マニュアル」^{しずおかけんぶんかざいぼうさい}を作成しました。一方で、文化財所有者に対して、これらのガイドラインやマニュアルについての周知が十分にできていません。そのため、防火対策ガイドラインや防災マニュアルの周知に取り組む必要があります。また、本市の文化財の防災事業を進めるうえで、これらの防火対策ガイドラインや防災マニュアルを参考にする必要があります。

国や県の指定等文化財に設置されている消防用設備の維持管理費用や、消防用設備の設置費用に対し、国や県、市から補助金を交付しています。災害や火災による文化財の滅失を防ぐうえで、今後も指定等文化財の所有者が、消防用設備の設置や維持管理を継続することが重要です。そのため、指定文化財所有者が行う消防用設備の維持管理や設置に対する支援を継続する必要があります。

本市が所有する指定等文化財のうち、^{あらいのせきあと}新居関跡、^{はたご}旅籠^{き の くに や し り ょ う か ん}紀伊国屋資料館及び^{こ ま つ ろ う}小松楼まちづくり^{こうりゅうかん}交流館に消防用設備を設置しています。そのため、これらの消防用設備の維持管理を適切に行う必要があります。

本市が所有する文化財の消防用設備や電気設備に、著しく老朽化したものがあり、漏電により火災が発生する危険があります。また、耐震補強をしていない文化財があり、大規模地震の際に文化財の価値が損なわれる可能性があります。また、倒壊により見学者へ危害が及ぶ可能性もあります。そのため、老朽化した消防用設備及び電気設備の更新や、文化財の耐震化に取り組む必要があります。

火災への対策として、毎年1月に^{ほんこうじ}本興寺、^{おうがじ}応賀寺及び^{あらいのせきあと}新居関跡で文化財防火デーに併せて防火訓練を開催しています。市職員、所有者及び住民が連携し、文化財を焼失から守るための手順と行動を確認しています。より効果的な防火対策を行ううえで、市だけでなく所有者や住民が協力し、訓練を行うことが重要です。そのため、官民協働での防火訓練を継続する必要があります。

大規模災害の発生時、文化財担当部署の職員は市の災害対策本部に動員され、被災した文化財の救援や復旧業務を速やかに行うことができません。そのため、外部の専門機関や人材を活用した文化財レスキュー体制の構築に取り組む必要があります。

有事の際の文化財保護の体制が十分に整備されておらず、本市、所有者、消防本部及び警察といった関係機関の役割が不明確です。また、文化財防災センターや静岡県文化財等救済ネットワークなどの外部支援も存在しますが、本市の文化財防災の体制に位置付けられておらず、災害等が発生した際の要請に遅れが生じるおそれがあります。そのため、有事の際の体制を整備する必要があります。



8- 4 新居関跡の消火栓



8- 5 新居関跡の老朽化した電気設備



8- 6 文化財防火デーの様子 (本興寺)



8- 7 文化財防火デーの様子 (新居関跡)

【方針】

方針 防災-1	防火対策ガイドラインや防災マニュアルを広く周知します。
方針 防災-2	防火対策ガイドラインや防災マニュアルを参考にしながら、文化財の防災事業を進めます。
方針 防災-3	指定文化財の所有者が実施する消防用設備の維持管理や設置に対する支援を継続します。
方針 防災-4	本市所有の文化財に設置している消防用設備を適切に維持管理します。
方針 防災-5	本市所有の文化財に設置している老朽化した消防用設備及び電気設備の更新や、耐震補強に取り組みます。
方針 防災-6	官民協働での防火訓練を継続し、地域全体の防火意識を高めます。
方針 防災-7	災害時における文化財レスキュー体制を構築します。
方針 防災-8	有事の際の体制整備に取り組みます。

第3節 文化財の防災における取組

前節で定めた方針に基づき、今後実施する取組を表8-8の通り定めます。

8-8 取組表(文化財の防災)

項目	方針 No.	取組 No.	新規／ 継続	取組名	取組内容	取組 時期		取組主体				
						前期	後期	行政	所有者 等	専門 機関	市民 団体	外郭 団体
防災	防災-1	46	新規	防火対策ガイドラインの周知	国や県、市が作成した各種マニュアルやガイドラインを所有者へ周知する。また、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に記載されている点検を実施するように所有者へ指導する。	■	■	◎ (文)	○			
	防災-2	47	新規	防火対策ガイドラインの参考	国や県、市が作成した各種マニュアルやガイドラインを参考に文化財の防災事業に関する取組を進める。	■	■	◎ (文)	○			
	防災-3	48	継続	消防用設備設置に対する支援	指定等文化財へ消防用設備を新設する際に、所有者へ補助金の交付や技術的な側面からの支援を行う。	■	■	◎ (文)				
		49	継続	消防用設備維持管理に対する支援	国・県指定文化財の消防用設備の維持管理に対する補助金の交付を継続する。	■	■	◎ (文)				
	防災-4	50	継続	消防用設備維持管理	市が所有する指定等文化財について、消防用設備の点検や修繕などの維持管理を継続する。	■	■	◎ (文)				
	防災-5	51	新規	【重点】 新居関跡防災整備事業	新居関跡の関所建物の耐震診断や耐震工事、老朽化した電気設備や消防用設備の更新を、新居関跡保存活用計画に基づき計画的に実施する。	■	■	◎ (文)		○		
	防災-6	52	継続	文化財防火デーの実施	本興寺、応賀寺及び新居関跡等で実施している文化財防火デーの訓練を継続する。	■	■	○ (文)	◎		○	
	防災-7	53	新規	文化財レスキューの実施体制の構築	文化財防災センターなどの関連機関や文化財所有者と連携し、被災時における文化財レスキューの実施体制の構築に取り組む。	■	■	◎ (文) (危)	○	○	○	○
	防災-8	54	新規	有事の際の体制整備	有事の際の体制整備に取り組み、発災直後～復旧における関係機関の役割や行動を明確化する。また、文化財防災センターや静岡県文化財等救済ネットワークといった外部支援を体制の中に位置付ける。	■		◎ (文) (危)	○			

第9章 関連文化財群

第9章 関連文化財群

第1節 関連文化財群の目的と設定の考え方

1. 関連文化財群設定の目的

指定・未指定に関わらず、多種・多様な文化財を、歴史文化の特性に基づくストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものを、関連文化財群と呼びます。

本市には指定の有無を問わず非常に多くの文化財がありますが、これまでは、文化財の保存・活用は個別の文化財ごとに行っていました。そのため「新居関跡」や「大知波峠廃寺跡」など個別の文化財への理解は深まりますが、多数の文化財が織りなす歴史文化の特性の理解にはつながりにくいという課題がありました。

そこで本計画では、相互に関係している文化財を一体的に捉え、文化財が歴史文化において果たしてきた役割や価値を明確にし、歴史文化の特性を市民に正確かつ分かりやすく伝えるために、ストーリーにより関連文化財群を設定します。また、この関連文化財群ごとに今後の取組を定めることで、文化財の一体的な保存・活用を目指します。

2. 関連文化財群の設定

第3章で示した歴史文化の特性に基づき、以下の通り3つの関連文化財群を設定します。そのうえで、関連文化財群ごとに課題、方針及び取組を記載します。なお、今後の関連文化財群の追加設定は、関連文化財に関する取組の実施状況や文化財調査の進展に応じて検討します。

9-1 歴史文化の特性と関連文化財群の対応

歴史文化の特性	関連文化財群
①浜名湖と湖西連峰に育まれた暮らし	1. 浜名湖と共に生きる湖西の人々
③湖西を襲った自然災害と復興の営み	2. 江戸時代の自然災害と新居・白須賀
⑤モノづくりへの情熱 —須恵器生産から繊維工業、機械工業へ—	3. 近代の産業発展 —モノづくりのまち湖西への歩み—

第2節 関連文化財群の設定と課題・方針・取組

1. 浜名湖と共に生きる湖西の人々

浜名湖は豊かな水産資源に恵まれ、縄文時代から今日まで人々の暮らしを支えてきました。浜名湖岸の地域では漁労習俗に関する文化財が誕生し、現在まで受け継がれました。また、船囲い場跡や鷺津棧橋跡など湖上交通に関する文化財は、浜名湖が地域の交通や産業の発展に大きな影響を与えたことを伝えています。このように、はるか昔から浜名湖は人々の暮らしに欠かせない存在であり、現在も漁業や養殖業、競艇、マリンスポーツ、景勝地など様々に親しまれています。

(1) ストーリーの内容と構成文化財

浜名湖湖底遺跡群など浜名湖周辺の遺跡で、縄文時代から鎌倉時代にかけての漁具が多く出土しました。このことは、縄文時代から本市の人々が浜名湖の水産資源を利用しながら生活していたことを物語っています。

江戸時代になると水産資源の利用がさらに盛んになりました。漁業特権が与えられた入出村で六帖網と呼ばれる地引網漁が行われ、入出の港は漁師や仲買人でにぎわいました。浜名湖沿岸の村々は漁業だけでなく、浜名湖に自生する藻草の採取も盛んに行いました。明治時代になると、浜名湖の豊かな環境を利用した養殖業が始まりました。特にウナギ養殖は大正時代に成長し、浜名湖周辺は全国有数のウナギの産地となりました。大囲目網漁の漁法が確立された入出地区は、大量の魚が水揚げされ、各地へ出荷されました。このように、江戸時代以降の浜名湖で様々な形態の生業が行われました。その様子は、現在まで伝わる文献や民具からうかがい知ることができます。

浜名湖は湖上交通の面でも重要な存在でした。飛鳥時代から奈良時代にかけて本市で生産された須恵器は、浜名湖周辺の水運を通じて東日本の太平洋沿岸地域に流通しました。室町時代から江戸時代にかけて、今切渡船が浜名湖の東西の行き来利用されました。これにより新居が発展し、新居関所や新居宿が置かれました。明治時代以降も浜名湖の湖上交通は人々の大事な移動手段であり、明治40年(1907)に操業を開始した浜名湖巡行船株式会社は湖岸の人々の足として、また物資輸送のかなめとして重宝されました。

このように、はるか昔から人々の暮らしに欠かせない存在であった浜名湖は、現在も漁業や養殖業、競艇、マリンスポーツ、景勝地など様々に親しまれています。

9-2 「浜名湖と共に生きる湖西の人々」の構成文化財

番号	名称 概要	類型 指定等
1	鷺津棧橋跡	有形文化財 建造物
	明治から昭和にかけて運行した浜名湖巡行船の棧橋。	未指定
2	ボートレース浜名湖	有形文化財 建造物
	昭和 28 年(1953)に弁天島で開催され、昭和 41 年(1966)に現在地へ移転した。	未指定
3	表鷺津文書	有形文化財 古文書
	江戸時代の藻草を巡る争いを記録した古文書が含まれている。	未指定
4	入出村文書	有形文化財 古文書
	江戸時代の罟目網漁に関する古文書が含まれている。	未指定
5	浜名湖新居町沖湖底遺跡群 【ゼゼラ遺跡(地区)・スモテ遺跡(地区) 西浜名橋遺跡(地区)】出土品	有形文化財 考古資料
	浜名湖底で見つかった遺物であり、縄文時代の漁労具が多く含まれている。	市指定
6	吉美中村遺跡出土遺物(須恵器)	有形文化財 考古資料
	吉美中村遺跡から出土した須恵器。	未指定
7	海苔養殖用具	民俗文化財 有形の民俗文化財
	浜名湖の海苔養殖で使用された民具。	未指定
8	うなぎ養殖用具	民俗文化財 有形の民俗文化財
	浜名湖のウナギ養殖で使用された民具。	未指定
9	罟目網漁用具	民俗文化財 有形の民俗文化財
	罟目網漁で使用された漁具。	未指定
10	入出罟目網漁	民俗文化財 無形の民俗文化財
	スズキやボラの魚群を水中の大きな網で囲い込む、入出地区の伝統的な漁法。	未指定
11	入出の伝統食魚飯・ボラみそ	民俗文化財 無形の民俗文化財
	魚のほぐし身をだし汁で煮込んだものを、ご飯にかけたりとろろと混ぜたりした郷土料理。	未指定
12	日之岡港棧橋跡	記念物 遺跡
	明治 5 年(1872)に伊藤安七郎が新所地区に開いた棧橋の跡地。東海道本線開通まで本市の交通を支えた。	未指定
13	新居船囲い場跡	記念物 遺跡
	江戸時代に今切渡船で用いる船を係留した場所。	未指定
14	浜名湖	記念物 名勝地
	古くから静岡県をよく示すシンボルであり、静かな湖面に背後の山々がのびやかに広がる。	県指定
15	浜名湖岸の船が並ぶ景観(入出)	文化的景観
	護岸設備や岸壁を利用した船着き場に漁船が並ぶ景観。	未指定
16	浜名湖岸の船が並ぶ景観(新居)	文化的景観
	護岸に漁船が並び、船着き場に接して牡蠣小屋や漁業に関わる作業場が並ぶ景観。	未指定
17	浜名湖の水辺景観	文化的景観
	浜名湖の沖合では牡蠣や海苔の棚や筏が並び、沿岸ではウナギの養殖が行われている景観。	未指定
18	ゼゼラ遺跡	埋蔵文化財
	浜名湖新居町沖湖底遺跡群を構成する遺跡の一つで、縄文～江戸時代の遺物が出土した。	未指定

番号	名称 概要	類型 指定等
19	スモテ遺跡 浜名湖新居町沖湖底遺跡群を構成する遺跡の一つで、縄文～江戸時代の遺物が出土した。	埋蔵文化財 未指定
20	西浜名橋北遺跡 浜名湖新居町沖湖底遺跡群を構成する遺跡の一つで、縄文～江戸時代の遺物が出土した。	埋蔵文化財 未指定
21	新居弁天沖遺跡 浜名湖新居町沖湖底遺跡群を構成する遺跡の一つで、縄文～江戸時代の遺物が出土した。	埋蔵文化財 未指定
22	吉美中村遺跡 弥生～江戸時代の遺跡。古墳～奈良時代はこの遺跡から浜名湖を通じて各地へ運ばれた。	埋蔵文化財 未指定
23	入出の寝小屋 漁業に都合の良い湖岸に漁師が寝る小屋（寝小屋）が作られ、それが集落となり現在の入出地区の基礎になったという伝承。	その他 伝承 未指定



9-3 構成文化財位置図

（２）関連文化財群における現状と課題・方針・取組

【現状と課題】

浜名湖^{はまなこ}の漁労習俗に関する民具や古文書、伝承を十分に把握できていません。そのため、これらの文化財の把握調査を進める必要があります。

浜名湖^{はまなこ}の漁労習俗に関する民具や古文書は、住宅の建替や代替わりの際に処分されることがあります。そのため、貴重な文化財が失われる前に、市が積極的に受入を行う必要があります。

市がこれまでに受入を行った浜名湖^{はまなこ}の漁労習俗に関する民具の一部は、台帳作成が十分にされないまま保管されています。そのため、浜名湖^{はまなこ}の漁労習俗に関する民具の整理作業を進める必要があります。

入出村文書^{いり で むらもんじょ}は、市が所有者から寄託を受けて保管しています。一方で、目録が未作成のまま倉庫に長期間収蔵されており、適切な管理ができていません。そのため、入出村文書^{いり で むらもんじょ}の整理作業に取り組み、目録を作成する必要があります。

吉美中村遺跡^{き び なかむら い せき}は本市の人々と浜名湖^{はまなこ}が古くから関わっていたことを示す重要な遺跡です。昭和61年度(1986)から3年間発掘調査を行い、貴重な調査成果を得ました。一方で、未だに発掘調査報告書を刊行できていません。そのため、吉美中村遺跡^{き び なかむら い せき}の報告書を刊行する必要があります。

ゼゼラ遺跡^{い せき}やスモテ遺跡^{い せき}、西浜名橋北遺跡^{にしはま な ばしき たい せき}は浜名湖底^{はまなこ}に位置するため、市民が現地を訪れることができません。そのため、浜名湖新居町沖湖底遺跡群出土品^{はまなこ あらい ちょうおき こてい い せきぐんしゅつ ど ひん}の積極的な公開や活用を行う必要があります。

【方針】

方針No.関連 1 - 1	浜名湖の漁労習俗に関する民具と古文書の把握調査に取り組みます。
方針No.関連 1 - 2	浜名湖の漁労習俗に関する民具と古文書の受入を継続します。
方針No.関連 1 - 3	浜名湖の漁労習俗に関する民具の整理作業を継続します。
方針No.関連 1 - 4	入出村文書の整理作業に取り組み、目録の作成を進めます。
方針No.関連 1 - 5	吉美中村遺跡の発掘調査報告書の刊行に取り組みます。
方針No.関連 1 - 6	浜名湖新居町沖湖底遺跡群出土品の公開と活用に取り組みます。

9-4 取組表（浜名湖と共に生きる湖西の人々）

方針 No.	取組 No.	新規 / 継続	取組	取組内容	取組 時期		取組主体				
					前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
関連 1 - 1	55	新規	漁労習俗に関する文化財の把握調査	浜名湖の漁労習俗に関係する文化財の把握調査に取り組む。特に民具や古文書の把握を重点的に行う。		■	◎ (文)		○		
関連 1 - 2	56	継続	漁労習俗に関する民具・古文書の受入	浜名湖の漁労習俗に関係する民具や古文書について、所有者から寄贈の申し出があった場合に積極的な受入を行う。	■	■	◎ (文)	○			
関連 1 - 3	57	継続	漁労習俗関係民具の整理	漁労習俗に関係する民具の整理作業を進め、台帳に整理する。		■	◎ (文)				
関連 1 - 4	58	継続	入出村文書の整理	大学と協力し、入出村文書の整理作業を行い、目録を作成する。	■		◎ (文)		○		
関連 1 - 5	59	継続	吉美中村遺跡発掘調査報告書の刊行	吉美中村遺跡の発掘調査報告書を刊行し、遺跡の価値を周知する。	■		◎ (文)				
関連 1 - 6	60	継続	浜名湖新居町沖湖底遺跡群出土品の活用	浜名湖新居町沖湖底遺跡群出土品の展示公開、及び学校教育や出前講座における活用に取り組み、浜名湖と人々の関わりについて周知する。		■	◎ (文)				

2. 江戸時代の自然災害と新居・白須賀

江戸時代の本市は幾度も大規模な自然災害に襲われました。特に太平洋沿岸部に位置する新居と白須賀は、高潮や津波により何度も壊滅的な被害を受けました。しかし、人々は災害の度に力強く復興してきました。自然災害の被害とそこからの復興の営みは、遠州灘沿岸部の遺跡や当時の人々が残した文字記録、現在まで残る宿场景観などの文化財により、現代まで伝えられています。また、災害に関する古文書は現代の防災に役立てられています。

(1) ストーリーの内容と構成文化財

江戸時代の東海道は、本市の沿岸部を通っていました。東海道の沿線は集落が広がり、新居宿や白須賀宿、新居関所が置かれていました。これらは全て宝永地震の津波により壊滅しました。現在の長谷元屋敷遺跡の所在地は、宝永地震以前に長谷集落があった場所です。発掘調査によって宝永地震の津波で運ばれた土砂や、壊滅した村の様子が見つかりました。特に、非常に厚く積み重なった津波堆積層は、新居と白須賀の津波被害の凄惨さを物語っています。

宝永地震の後、現在地に移転した新居関所と新居宿は、嘉永7年(1854)の安政東海地震により再び壊滅しました。関所建物は地震により倒壊した後、1丈(約3m)もの高さの津波に襲われました。現在、新居関跡に残されている関所建物は、安政5年(1858)に再建された建物です。台地上に移転していた白須賀宿でも、多数の住居に被害が生じました。

このように、自然災害により何度も大きな被害を受けながらも、本市の人々はその度に移転や再建を重ね、力強く復興してきました。現在の白須賀宿と新居宿の町並みや、新居関跡の関所建物は、当時の人々の復興の営みを現在に伝えていています。また、安政東海地震に被災した人々は、被害を詳細に記録しました。これらの記録は古文書として現在に受け継がれ、ハザードマップの作製など現代の防災に役立てられています。

9-5 「江戸時代の自然災害と新居・白須賀」の構成文化財

番号	名称 概要	類型 指定等
1	土肥孫兵衛奉納石燈籠(附願書)	有形文化財 建造物
	宝永の新居宿移転の際に作事奉行であった土肥孫兵衛が、移転の完了した宝永5年(1708)4月に諏訪神社へ寄進した石灯籠と願書。	市指定
2	宝永五年子之歳此処引越津波前之図写	有形文化財 絵画
	元禄14年(1701)までの新居関所と新居宿を描いた絵図の写し。	未指定
3	浜名湖口変遷図(6枚組)	有形文化財 絵画
	奈良時代から江戸時代までの浜名湖口の変遷を描いた絵画。	未指定
4	白須賀宿所替えに関する証文	有形文化財 古文書
	宝永地震における白須賀宿の被害や、その後の宿の移転費用について記した古文書。	未指定
5	飯田家(武兵衛本陣)所蔵文書	有形文化財 古文書
	「飯田家ヶ系草稿」という資料に、安政東海地震の被害状況が記録されている。	未指定
6	遠州新居今切旧記全	有形文化財 古文書
	享保6年(1721)に新居付役人がまとめた資料を後世に山本忠佐が整理した資料。元禄の移転の様子が記載されている。	未指定
7	新居関跡	記念物 遺跡
	宝永地震と津波で壊滅的な被害を受けた新居関所は、宝永5年(1708)に現在地へと移転した。その後、嘉永7年(1854)の安政東海地震と津波により建物が倒壊したため、安政2～5年(1855～1858)に建て替えられた。現在の関所建物はこの時に建てられた。	国指定
8	白須賀の宿場跡の町並み	文化的景観
	宝永地震と津波で壊滅的な被害を受けた白須賀宿は、宝永5年(1708)に現在の潮見坂上の地へと移転した。現在も移転後の町割りの名残がみられる。	未指定
9	新居の宿場跡の町並み	文化的景観
	宝永地震と津波で壊滅的な被害を受けた新居宿は、宝永5年(1708)に現在地へ移転した。移転の際には基盤の目状の町割りに区画され、現在も移転後の区画の名残がみられる。	未指定
10	長谷元屋敷遺跡	埋蔵文化財
	かつて長谷集落が所在した場所。明応地震から宝永地震にかけての津波の堆積層や、宝永地震により壊滅した集落の様子が残されていた。	未指定
11	元町遺跡	埋蔵文化財
	宝永地震で壊滅するまで、白須賀宿が置かれた場所。宝永地震をきっかけに白須賀宿は現在の潮見坂上の地へ移転した。	未指定
12	大元屋敷跡	埋蔵文化財
	慶長5年(1600)から元禄14年(1701)まで新居関所及び新居宿が置かれた場所。元禄12年(1699)の暴風雨をきっかけに、中屋敷と呼ばれる場所へ関所と新居宿の一部が移転した。	未指定
13	元新居遺跡	埋蔵文化財
	元禄14年(1701)から宝永4年(1707)まで、新居関所と新居宿が置かれた場所。宝永地震とそれに伴う津波により壊滅的な被害を受けたことで、宝永5年(1708)に新居関所と新居宿は現在地へ移転した。	未指定
14	潮見観音	その他 伝承
	池田藩主の池田綱政が白須賀宿の本陣に宿泊した際、夢に現れた潮見観音が宝永地震の発生を告げたことで、津波の被害を逃れたという伝承。	未指定



9-6 構成文化財位置図
※個人蔵は除く

（２）関連文化財群における現状と課題・方針・取組

【現状と課題】

自然災害の被害を伝える伝承や石碑、古文書を十分に把握できていません。そのため、これらの文化財の把握調査に取り組む必要があります。

元町遺跡や大元屋敷遺跡、元新居遺跡は、災害により移転する前の宿場や関所があった場所で、当時の被害の痕跡が残されている可能性があります。一方でこれらの遺跡の確認調査は十分に実施できていません。そのため、元町遺跡や大元屋敷遺跡、元新居遺跡の確認調査を継続する必要があります。

江戸時代の自然災害と復興の歴史を市民に広く伝えるため、令和7年（2025）に新居地区で災害関係の遺跡を巡るウォーキングイベントを開催しました。過去の災害と復興の歴史を現代の防災に活かすうえで江戸時代の自然災害に関する普及啓発が重要です。そのため、江戸時代の自然災害にまつわる文化財を活用し、市民の防災意識向上につなげる必要があります。

新居関所は自然災害により合計3回の移転と建替を経験しました。これは他の関所では見られない特徴です。一方で、新居関所史料館で移転や建替に関する展示は行っていません。そのため、新居関跡や新居関所史料館で、自然災害に関する展示を行う必要があります。

長谷元屋敷遺跡の発掘調査で、明応地震から宝永地震にかけての津波堆積層が確認されました。調査後にこの層を剥ぎ取り、南部地区構造改善センターと白須賀宿歴史拠点施設で展示しています。津波の恐ろしさを伝えるうえで、長谷元屋敷遺跡の調査成果や、展示している津波堆積層の更なる活用が有効です。そのため、調査成果や出土資料の更なる活用に取り組む必要があります。

【方針】

方針No.関連2-1	江戸時代の自然災害に関する伝承や石碑、古文書の把握調査に取り組めます。
方針No.関連2-2	元町遺跡や大元屋敷遺跡、元新居遺跡の確認調査を継続します。
方針No.関連2-3	江戸時代の自然災害にまつわる文化財を活用し、市民の防災意識向上につなげます。
方針No.関連2-4	新居関跡や新居関所史料館で自然災害に関する展示を行います。
方針No.関連2-5	長谷元屋敷遺跡の調査成果や出土資料の積極的な活用に取り組めます。

9- 7 取組表（江戸時代の自然災害と新居・白須賀）

方針 No.	取組 No.	新規 / 継続	取組	取組内容	取組 時期		取組主体				
					前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
関連 2- 1	61	新規	災害関係文化財 把握調査	江戸時代の自然災害に係る文化財の把握調査に取り組む。特に伝承や石碑の把握を重点的に行う。		■	◎ (文)		○		
関連 2- 2	62	継続	元町遺跡・大元屋敷 遺跡・元新居遺跡 確認調査	元町遺跡と大元屋敷遺跡、元新居遺跡で、開発行為に伴う確認調査に取り組む。	■	■	◎ (文)				
関連 2- 3	63	継続	江戸時代の自然災害に 関する文化財の活用	白須賀地区や新居地区を中心に、江戸時代の自然災害に関する文化財を巡るウォーキングイベントや、津波被災遺跡からの出土品の活用を通し、防災に関する普及啓発を行う。	■	■	◎ (文)		○		
関連 2- 4	64	新規	新居関跡での 災害史展示	新居関跡や新居関所史料館で江戸時代の自然災害に関する展示を行い、来館者へストーリーや構成文化財を周知するとともに、防災意識の向上につなげる。		■	◎ (文)	○		○	
関連 2- 5	65	新規	長谷元屋敷遺跡 出土資料の活用	おんやど白須賀で、長谷元屋敷遺跡の出土資料や津波堆積層についての展示解説や出前講座を行い、防災に関する普及啓発を行う。	■	■	◎ (文)				

3. 近代の産業発展 - モノづくりのまち湖西への歩み -

鷺津駅わしづえきの設置をきっかけに、本市はモノづくりのまちへと歩み始めました。時代の移り変わりとともに製糸業から綿工業、機械工業、自動車関連産業へと主要産業の転換を繰り返しながら、現在も成長を続けています。鷺津地区わしづは、東海道本線とうかいどうほんせんの敷設や戦前の繊維工業に関係する文化財が複数残されています。また、かつて盛んに行われた養蚕に関する民具や石碑などの文化財が、市内の各地に伝わっています。

(1) ストーリーの内容と構成文化財

明治21年(1888)に東海道本線とうかいどうほんせんの鷺津駅わしづえきが開業し原料や製品の長距離輸送が可能になったことで、本市の工業化が急速に進みました。特に製糸業や綿工業といった繊維産業が栄え、静岡県でも有数の工業都市になりました。また、豊田佐吉とよだ さきちによる動力織機の発明は、本市の繊維産業発展の一因でした。かつて田園風景が広がっていた鷺津地区わしづは、鉄道駅が設置されたことに加え、湖上交通の拠点でもあったため急速に発展し、大規模な製糸工場がいくつも建てられました。製糸業の隆盛に伴い、農村で蚕の飼育や桑の生産が盛んに行われました。

その後、世界恐慌により生糸生産が衰退すると、綿工業が台頭し、昭和4年(1929)に富士紡績株式会社ふじぼうせきかぶしきがいしゃ鷺津工場わしづこうじょうが操業を開始しました。全国でも指折りの紡績会社の進出は、本市の綿工業の隆盛を象徴する出来事でした。しかし、第2次世界大戦が近づき軍需品の需要が増えると綿工業は衰退し、代わりに鉄工業や機械工業が成長しました。特に、戦前に繊維工場が数多く進出し工業の地盤が完成していた鷺津地区わしづは、軍需品に関わる工場が数多くできました。戦争が終結すると、戦時中に建設された鉄工場や機械工場は平和産業へと転換し、衰退していた綿工業も復活しました。その後、昭和25年(1950)の朝鮮戦争ちょうせんせんそうをきっかけに、自動車産業が成長しました。昭和30年代(1955～1964)以降は道路整備やモータリゼーションの進展、積極的な企業誘致により、綿工業から自動車産業への転換がさらに加速しました。昭和45年(1970)に鈴木自動車湖西工場すずき自動車湖西工場が操業を開始し、自動車産業に関係する工場や企業が続々と進出しました。現在もトヨタバッテリーなど大規模工場の進出は続いており、本市も「モノづくりのまち」として飛躍を続けています。

9-8 「近代の産業発展 - モノづくりのまち湖西への歩み -」の構成文化財

番号	名称 概要	類型 指定等	
1	一ノ宮川拱渠	有形文化財	建造物
	明治21年(1888)に建設されたアーチ橋梁で、明治36年(1903)に東海道本線が複線化した際に増設された。拱渠は鉄道の盛土区間に河川や道路を通すために設置された構造物で、市内に4か所が存在している。	未指定	
2	茶屋松拱渠	有形文化財	建造物
	市内の4か所にある拱渠の一つで、現在も生活道路として使用されている。	未指定	
3	前田川拱渠	有形文化財	建造物
	市内の4か所にある拱渠の一つで、現在も生活道路として使用されている。	未指定	
4	梶田避溢拱渠	有形文化財	建造物
	市内の4か所にある拱渠の一つ。3つの拱渠が連なる構造をしている。	未指定	
5	旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫(浜名湖れんが館)	有形文化財	建造物
	明治37年(1904)に設立された宮崎製糸鷺津工場の繭倉庫。現在は大きく改築され、浜名湖れんが館として貸館が行われている。	未指定	
6	小池家旧蔵文書	有形文化財	古文書
	新居地区で玉糸製糸を行っていた、小池製糸場に関する文書。	未指定	
7	豊田佐吉関係資料(特許証、勲記、勲章)	有形文化財	歴史資料
	鷺津地区で生まれ、近代の紡績産業の発展に大きく貢献した豊田佐吉の勲記や勲章、特許証。	未指定	
8	伊藤安七郎彰功碑	有形文化財	歴史資料
	日の岡への港の設置、新所・浜松間の航路開設、及び養蚕業の奨励など、明治初期の湖上交通と産業の発展に尽力した伊藤安七郎の顕彰碑。	未指定	
9	山本庄次郎頌徳碑	有形文化財	歴史資料
	白須賀地区で玉糸製糸の導入や養蚕業組合の設立を行った山本庄次郎の顕彰碑。	未指定	
10	養蚕関係用具	民俗文化財	有形の民俗文化財
	市内で盛んに行われていた養蚕業で使用された民具。	未指定	
11	日の岡港棧橋跡	記念物	遺跡
	明治5年(1872)に伊藤安七郎が新所地区に開いた棧橋の跡地。東海道本線開通まで本市の交通を支えた。	未指定	
12	山口織布工場跡	記念物	遺跡
	明治29年(1896)に豊田吾吉が設立した山口織布工場の跡地。現在はレンガ造の門の一部が残されている。	未指定	
13	豊田佐吉邸	記念物	遺跡
	豊田佐吉生誕の地。佐吉の生家(復元)や佐吉にまつわる資料が公開されている。	市指定	



9-9 構成文化財位置図

（２）関連文化財群における課題・方針・取組

【現状と課題】

養蚕や製糸業、紡績業など近代産業に関する民具や古文書を十分に把握できていません。そのため、これらの文化財の把握調査に取り組む必要があります。

個人所有の近代産業に関する民具や古文書は、住宅の建替や代替わりをきっかけに処分されてしまう場合があります。そのため、本市で積極的に受入を行う必要があります。

本市が保管する近代の古文書に、明治時代以降のモノづくりに関係する資料が多数あります。これらの古文書のうち新居地区の資料は概ね整理できていますが、旧湖西市域の資料整理はあまり進んでいません。そのため、旧湖西市域の近代の古文書の整理作業に取り組む必要があります。

旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫は、浜名湖れんが館として開館する際に内外装が大きく改築されましたが、建物の主要部分は当時のまま残っています。しかし、建築時や内外装の改築の図面が残っておらず、建物構造や現在の状態、文化財としての価値について詳しくわかっていません。そのため、旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫の詳細調査を行い、その価値を明らかにする必要があります。

伊藤安七郎彰功碑や山本庄次郎頌徳碑は、近代産業の発展に尽力した人物をたたえる石碑です。設置されてから長い年月を経たことで、地域住民に石碑の存在や意義が十分に認識されていません。そのため、これらの石碑を周知し、近代産業発展の歴史や文化財としての重要性を伝える必要があります。

豊田佐吉邸の史跡指定地は山林や法面が含まれており、災害発生のリスクが高い環境にあります。令和５年度（２０２３）には、大雨により法面が崩落しました。そのため、豊田佐吉邸の災害復旧や整備に対する支援を継続する必要があります。

本市のモノづくりの歴史を市民に周知できていません。そのため、ストーリーや構成文化財の更なる活用に取り組み、シビックプライドの醸成につなげる必要があります。

【方針】

方針No.関連 3-1	近代産業に関する民具や古文書の把握調査に取り組めます。
方針No.関連 3-2	近代産業に関する民具や古文書の受入を継続します。
方針No.関連 3-3	旧湖西市域の近代の古文書の整理作業に取り組めます。
方針No.関連 3-4	旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫の詳細調査を行い、価値を明らかにします。
方針No.関連 3-5	地域に存在する彰功碑を周知し、近代産業の発展の歴史や、文化財としての重要性を市民に伝えます。
方針No.関連 3-6	豊田佐吉邸の災害復旧や整備への支援を継続します。
方針No.関連 3-7	近代産業に関するストーリーや構成文化財を積極的に活用し、シビックプライドの醸成につなげます。

9-10 取組表(近代の産業発展-モノづくりのまち湖西への歩み-)

方針 No.	取組 No.	新規 / 継続	取組	取組内容	取組 時期		取組主体				
					前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	外郭団体
関連 3-1	66	新規	近代産業関係民具・古文書の把握調査	近代産業に係る文化財の把握調査に取り組む。特に養蚕や製糸業、紡績業に関する民具や、モノづくりに関する古文書の把握調査に取り組む。		■	◎ (文)		○		
関連 3-2	67	継続	近代産業関係民具・古文書の受入	近代産業に係る民具や古文書の受入を積極的に行う。広報紙やウェブサイトなどを用いて、文化財の受入に関する周知を行う。	■	■	◎ (文)				
関連 3-3	68	継続	旧湖西市域の近代の古文書整理	大学と協力し、旧湖西市域の近代の古文書を整理し、目録を作成する。	■		◎ (文)		○		
関連 3-4	69	新規	旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫の詳細調査	旧宮崎製糸鷺津工場繭倉庫に関する資料の収集や建築図面の作成など、詳細調査の実施を検討する。		■	◎ (文)		○		
関連 3-5	70	新規	地域の彰功碑の周知	近代産業に関する彰功碑について、市の広報紙への紹介記事の掲載やウォーキングイベントの開催など、周知のための取組を行う。	■		◎ (文)			○	
関連 3-6	71	継続	豊田佐吉邸保存事業	豊田佐吉邸の所有者が実施する保存のための事業(修理や災害復旧、環境整備など)に対して、補助金の交付や技術的な側面からの支援を行う。	■	■	◎ (文)	○			
関連 3-7	72	継続	近代産業に関する文化財の周知	学校や市内団体への出前講座の実施や、パンフレットの刊行などを通し、近代の産業発展の歴史について市民へ周知する。	■	■	◎ (文)				

第 10 章 文化財の保存・活用の推進体制

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

本市の文化財の保存・活用の推進体制は、10-1のとおりです。計画作成後も、文化財保護を主管する文化観光課文化係を中心に、多様な主体と連携し、事業に取り組みます。

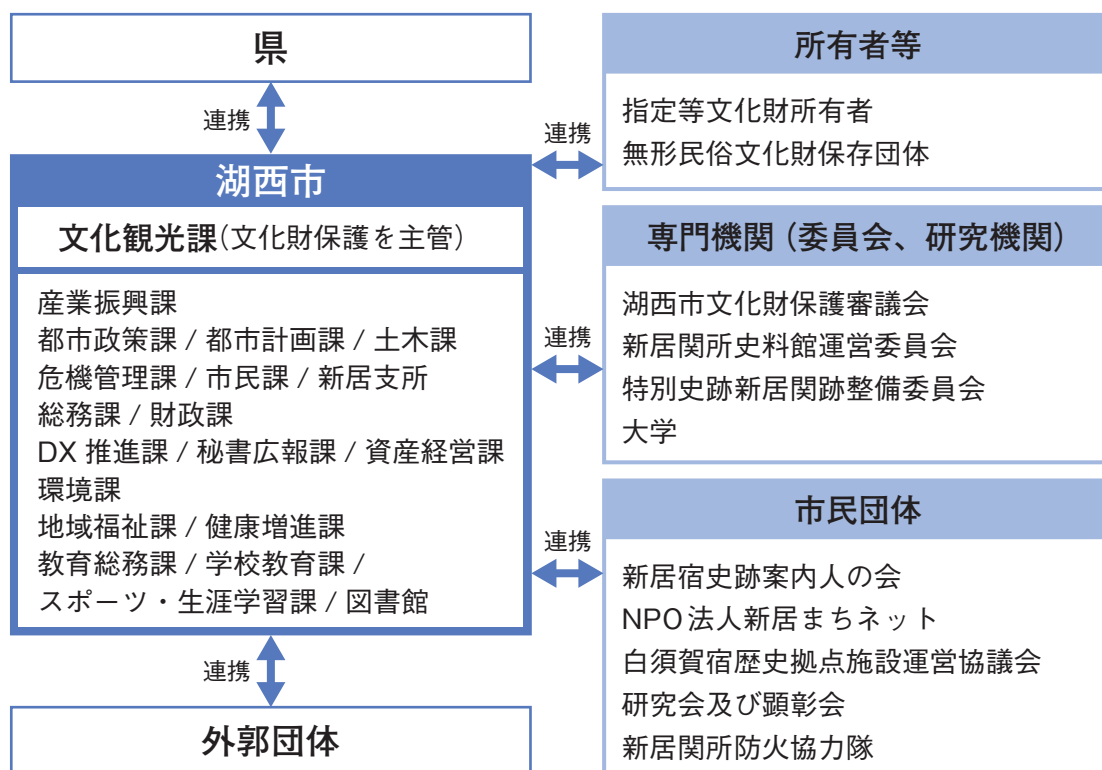
10- 1 計画の推進体制

行政（湖西市）	
産業部	■文化観光課 【文化係】 正規職員 4 名（うち埋蔵文化財専門職員 1 名、古文書の専門職員 1 名） ・市内文化財の保護（指定文化財保護、埋蔵文化財保護、文化財の収集及び活用など）に関すること。 ・文化財展示施設（新居関所史料館、新居宿旅籠紀伊国屋資料館、白須賀宿歴史拠点施設及び小松楼まちづくり交流館）の維持管理。 ・文化財保存施設（北部多目的倉庫、民具倉庫）の維持管理。 【観光係】 ・観光振興。観光協会。道の駅の管理・運営。新居今切体験の里の管理・運営。
	■産業振興課 浜名湖れんが館の管理。森林保護整備関係。商業の振興。鳥獣被害対策。
都市整備部	■都市政策課 道路、河川及び公園等の整備に係る調査、企画及び調整。都市計画の調査、研究及び計画策定。景観法。
	■都市計画課 バス運行。デマンド型乗合タクシーの運行。土地利用対策会議。風致地区。空き家対策。
	■土木課 道路・橋梁・河川・公園の維持補修及び建設。災害復旧工事。道路・河川愛護。公園の使用。浜名湖船艇対策。
市民安全部	■危機管理課 地域防災計画。水防対策。地震・津波対策。
	■市民課 自治会等コミュニティの推進。多文化共生・国際交流。市民協働の推進。
	■新居支所 新居地域の自治会や自主防災会など公共的団体との連絡調整・相談窓口。新居地域センターの貸館業務及び改修・維持管理。遠州新居手筒花火。
総務部	■総務課 職員の人事、研修。

総務部	■財政課 財政計画。予算の編成、管理。
企画部	■DX推進課 情報化施策の企画・調整・推進。地域情報化。庁内情報化。庁内情報処理基盤の整備・運用・管理。
	■秘書広報課 広報（広報紙、ウェブサイト、SNS等）。報道機関への情報提供。魅力発信（SNS）。
	■資産経営課 公共施設の適正管理・再配置。公共施設包括施設管理。
環境部	■環境課 環境施策の企画。環境基本計画。環境保全の普及啓発。自然保護（静岡県立自然公園等）に関すること。
健康福祉部	■地域福祉課 戦没者の追悼事業。 ■健康増進課 健康こさい21の推進。食育推進事業。
教育委員会事務局	■教育総務課 教育委員会の招集、提出議案調整。職員の人事、服務、給与、福利厚生。教材、教具の整備。学校等の施設の整備、修繕、建設。
	■学校教育課 学校経営の指導。教職員の服務・研修。教育課程。
	■スポーツ・生涯学習課 社会教育の企画。幼児・青少年・家庭・成人・高齢者教育の振興。地域社会教育の振興。生涯学習の推進。西部地域センター、北部・南部構造改善施設の維持管理。講座の開催。
	■図書館 図書館の維持管理。図書館業務。
行政（県）	
【県】 ■静岡県スポーツ・文化観光部文化財課 ■静岡県埋蔵文化財センター	
所有者等	
■指定等文化財所有者 ■無形民俗文化財保存団体（女河八幡宮氏子会、八幡諏訪神社氏子総代、古見八幡神社氏子総代、熱田一宮神社氏子総代、二宮神社氏子総代、遠州新居手筒花火保存会、大倉戸のチャンチャコチャン保存会）	

専門機関（委員会、研究機関）
■湖西市文化財保護審議会 ■新居関所史料館運営委員会 ■特別史跡新居関跡整備委員会 ■大学
市民団体
■新居宿史跡案内人の会 ■NPO法人新居まちネット ■白須賀宿歴史拠点施設運営協議会 ■研究会及び顕彰会（湖西市文化研究協議会、夏目甕磨顕彰会、佐吉翁に学ぶ会、佐吉翁ゆかりの寺子屋妙源寺） ■新居関所防火協力隊
外郭団体
■公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー ■湖西市商工会 ■新居町商工会 ■一般社団法人湖西・新居観光協会 ■湖西市文化協会

※関係各課の所管業務については、文化財に関係するもののみを記載しました。



10-2 推進体制図

資料編

資料編

資料1 計画の作成体制

【湖西市文化財保存活用地域計画協議会】

令和6年(2024)5月1日時点

氏名	分野	団体名・役職
西田 かほる	歴史学	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授
牧野 茂	郷土史	文化財保護審議会委員
渡辺 貢	文化財保護団体	白須賀宿歴史拠点施設運営協議会会長
大林 裕子	文化芸術	湖西市文化協会副会長 / 芸能部長
永田 晴康	観光振興	湖西・新居観光協会会長 / 新居町商工会副会長
二橋 和久	商工業振興	湖西市商工会事務局長代理
田村 隆太郎	文化財行政	静岡県スポーツ・文化観光部 文化局 文化財課 主幹
事務局		湖西市産業部文化観光課

【湖西市文化財保護審議会】

令和6年(2024)5月1日時点

氏名	分野	団体名・役職
渡辺 和敏	歴史学	愛知大学名誉教授
平野 克典	建築	静岡県文化財建造物監理士 / 一級建築士
牧野 茂	郷土史	元高校教諭
後藤 建一	考古学	日本考古学協会会員 / 歴史学博士(考古学)
片山 愛司	学校教育	市内小学校教諭 / 湖西フロンティアクラブ代表
小林 浩二	植物	庭之小林代表 / 樹木医

資料2 計画の作成経過

令和5年度(2023)	
6月～9月	市民意識調査の実施
6月16日	文化庁事前協議
8月18日	文化財保護団体へのアンケート実施
1月16日	令和5年度湖西市文化財保護審議会 【審議内容】 ・計画の概要 ・作成スケジュール等についての説明 ・計画案に関する意見聴取
令和6年度(2024)	
5月17日	第1回庁内検討委員会
6月24日	第1回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 【議題】 1. 文化財保存活用地域計画の概要説明 2. 文化財の現状と課題に関する意見聴取
8月5日	文化庁協議(1回目)
8月20日	第2回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 【議題】 (1) 湖西市の歴史文化の特性 (2) 文化財の保存・活用に関する目標(将来像) (3) 文化財の保存・活用に関する課題方針
11月13日	第2回庁内検討委員会
11月20日	文化庁協議(2回目)※現地指導
11月27日	令和6年度湖西市文化財保護審議会 【審議内容】 ・進捗報告及び今後の作成スケジュール ・文化財の現状と課題、取組に関する意見聴取
2月18日	第3回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 【議題】 (1) 歴史文化の特性の再確認 (2) 保存・活用の方向性の再確認 (3) 文化財の保存・活用に関する取組の再確認 (4) 文化財の保存・活用計画の推進体制について (5) 関連文化財群・保存活用重点区域の設定について
3月18日	文化庁協議(3回目)

令和7年度(2025)

6月3日	第4回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 【議題】 (1) 歴史文化の特性 (2) 保存・活用の方向性 (3) 文化財の保存・活用に関する課題・方針 (4) 関連文化財群
8月1日	文化庁協議(4回目)
10月10日	第5回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 【議題】 (1) 歴史文化の特性 (2) 関連文化財群
10月16日	文化庁協議(5回目)
10月22日	令和7年度湖西市文化財保護審議会 【審議内容】 ・計画案に関する説明及び意見聴取
11月14日	第6回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 ※書面開催 【議題】 (1) パブリックコメント前の計画案の確認
12月15日 ~1月15日	パブリックコメントの実施
2月27日	第7回湖西市文化財保存活用地域計画協議会 ※書面開催 【議題】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画案の最終確認
3月12日	定例教育委員会 【議題】 (1) 湖西市文化財保存活用地域計画(最終案)の承認

資料3 関連計画の概要

位置 付け	計画名	計画期間
		計画概要
上位計画	第6次湖西市 総合計画	令和3年度(2021)～令和15年度(2033) 本市の最上位に位置する計画。計画内で、2040年における本市の理想の姿を次の通り示している。 ①「安心して暮らすことができるまち」 ②「結婚・出産・子育ての希望がかなえられ、誰もが活躍できるまち」 ③「稼ぐ力に満ち、安心して働けるまち」 ④「新たなつながりを築き、新しいひとの流れがあるまち」 また、本市が実施するまちづくりのキャッチフレーズとして、「ひと・自然・業(わざ)」がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI」を掲げる。
	第3次湖西市 教育振興基本計画	令和8年度(2026)～令和11年度(2029) 今後の教育行政を総合的かつ計画的に推進するための計画。教育基本法第17条第2項に規定される、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられる。 基本理念、基本理念の実現に向けた柱、及び基本目標を以下の通り掲げている。 【基本理念】 ・未来の湖西を創る“ひと”づくり 【基本理念実現に向けた2つの柱】 1. ふるさとに学び、ふるさとを知り、ふるさとに応える 2. だれもが主役、一人一人のウェルビーイングの実現 【基本目標】 ・『幼児・学校教育』 主体的に学び続ける力、未来を切り拓く力を育む幼児・学校教育を推進します ・『生涯学習・文化』 生涯にわたり学び、活躍できる環境をつくれます ・『生涯スポーツ』 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しむことができる生涯スポーツを推進します

位置 付け	計画名	計画期間
		計画概要
勘案	静岡県文化財 保存活用大綱	令和2年(2020)3月～ 今後の静岡県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を示した大綱。基本理念、基本方針及び基本目標を以下の通り定める。 【基本理念】 「美しい“ふじのくに”の文化財を県民総がかりで守り、誰もが、親しみながら、未来へつなぐ」 【基本方針】 ①「地域の宝が未来に確実に継承されている」 ②「文化財を担う人材が各地域で活動している」 ③「住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している」 【取組】 ①文化財の確実な保存 文化財の総合的把握、指定文化財の適切な保存に必要な支援 ②文化財を支える多様な人材の育成 文化財行政職員の育成、地域で文化財を支える人材の育成、調査・研究機能の強化 ③文化財の効果的な活用 地域資源としての効果的な情報発信等、観光やまちづくり等との連携促進
		平成26年度(2014)～ 都市計画法第18条の2に規定される、市町村の都市計画に関する最も基本的な方針となる計画。基本理念、本市の将来都市像、及び将来都市構造を以下のとおり定める。 【基本理念】 ①「職住近接」による持続可能な集約・連携型都市の構築 ②産業の集積と連携により新たな価値と活力を想像する都市の構築 ③災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築 ④豊かな自然や歴史などの地域資源を活用した都市の構築 【将来像都市像】 「産業活力」と「職住近接」により持続可能な発展を目指す都市 湖西 【将来都市構造】 集約・連携型の都市構造 また、分野別都市づくり方針として ○コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの公共交通サービスの維持・充実 ○湖西連峰、浜名湖岸及び遠州灘海岸の緑地の保全 ○水や緑を主な構成要素とした、湖西ならではの良好な景観の保全・形成 などを挙げる。
関連計画	湖西市都市計画 マスタープラン	

位置 付け	計画名	計画期間
		計画概要
関連計画	湖西市地域防災計画	— 災害対策基本法第4条に基づき作成した防災対策の大綱。予想される災害に応じた対策方法を示す。「地震対策編」では、平常時に文化財所有者が行うべき耐震対策を次の通り挙げている。 (1) 文化財等の耐震措置の実施 (2) 安全な公開方法、避難方法の設定 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 (5) 文化財等の搬出、復旧のための総合支援体制の整備 (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備 また、防災思想の普及啓発事業の一つとして「文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める」ことを挙げる。
	湖西市国土強靱化地域計画	令和3年(2021)3月～ 防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。「強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり計画」を目指すという基本理念を示したうえで、以下の基本目標を掲げる。 ① 人命の保護が最大限図られること ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興 また、文化財に関する取組について、以下の3つを挙げている。 ・文化財レスキュー実施体制の構築 ・新居関跡の耐震予備診断 ・新居関跡の耐震基礎診断及び専門診断
	第3次湖西市観光基本計画	令和8年度(2026)～令和11年度(2029) 観光交流に関する取組の方向性を示した計画。基本戦略及び重点戦略として以下を挙げている。 【基本戦略】 「魅力的な湖西市を観光から～自然と歴史の再発見と体験をあなたに～」 【重点事業】 ① 郷土愛を育む観光地域づくり ② 地域ブランドによるプロモーション ③ 体験観光の強化

位置 付け	計画名	計画期間
		計画概要
関連計画	第3次湖西市生涯学習推進計画	令和8年度(2026)～令和12年度(2030) 生涯学習の振興を図るために、本市が果たすべき役割と方向性について示した計画。第3次計画では、基本目標、基本施策を次の通り掲げる。 【基本目標】 ・生涯にわたり学び、活躍できる環境をつくります。 【基本施策】 1. 学びの提供 2. 学びの環境づくり また、文化財に関する施策を「成人・成熟期に応じた学び」に位置付け、具体的な施策として以下を挙げる。 ・伝統文化、地域芸能に触れる機会を充実させます。 ・郷土の歴史や文化を守り関心を高めるため、指定文化財や歴史的文化財を保存します。
	湖西市公共施設等総合管理計画	平成28年度(2016)～令和27年度(2045) 本市が所有する公共施設の全体を把握したうえで、計画的に施設の更新や統廃合、長寿命化を実施するための計画。基本方針に以下の4つを挙げる。 【基本方針】 ①施設総量の縮減 ②安全性の確保と機能の複合化 ③運営の適正化 ④広域的な活用 また、本計画に基づき、適正配置の実施における施設ごとの行動計画を示した湖西市公共施設再配置基本計画(計画期間2017～2045年度)、個別施設ごとの具体的な取組スケジュールおよび想定事業費を示した湖西市公共施設再配置個別計画(計画期間2017～2045年度)を策定。
	第3次湖西市環境基本計画	令和3年度(2021)～令和15年度(2033) 湖西市環境基本条例に基づいて策定された計画。環境に関する施策全般の基本方針と取組を示す。第3次計画では、将来における本市の「望ましい環境像」として「自然と環境に配慮したきれいなまち KOSAI」を掲げる。 また、「自然環境」の項目で文化財に関する取り組みを次の通り挙げている。 【文化財の保護と活用】 ①文化財の指定・保存・修理 ・文化財の調査と指定を行う ・天然記念物の保全を進める ・文化財の保全・補修に対して支援する ・伝統芸能等の保全・継承を支援する ②文化財の活用 ・パンフレット等の文化財の情報発信を行う ・市内の祭礼の公開を支援する

位置 付け	計画名	計画期間
		計画概要
関連計画	健康こさい21 (第4次健康増進計画・第4次食育推進計画)	令和6年度(2024)～令和13年度(2031)
		健康寿命の延伸を目標とした健康増進計画と、総合的かつ計画的に食育を進める食育推進計画を一体的に策定した計画。 第4次食育推進計画は基本目標に「健やかで持続可能な食の推進」を掲げ、基本方針として以下の3つを示す。 ・健やかな食生活に関心を持ち、実践しやすい食環境づくり ・食を通じたコミュニケーションで食の大切さや楽しさを実感 ・自然や生産者等への感謝の気持ちを育み、環境にやさしい食生活を実践 また、文化財に関わる取り組みとして「各地域団体を通して、郷土料理や行事食等の市民への普及を実施」、「伝統食すわまづくり」を挙げる。
下位計画 (文化財の 個別計画)	特別史跡新居関跡 保存活用計画	令和6年度(2024)～令和16年度(2034)
		特別史跡新居関跡の本質的価値や構成要素を再確認し、将来にわたって新居関跡を適切に保存管理していくための方針や取組を示した計画。大綱及び基本方針を以下の通り定める。 【大綱】 「新居関跡を未来へ確実に継承するとともに、まちなみ・まちづくりの核として磨き上げ、将来にわたって周辺地域の発展に寄与していく」 【基本方針】 ・保存管理 計画的な保存管理や防災対策、適切な現状変更等の運用を行い、本質的価値を後世へ確実に継承する。 ・活用 新居関跡の魅力を積極的に発信するとともに、誰もが学び、享受することができる活用事業を展開することで、新居関跡の本質的価値を広く伝える。 ・整備 本質的価値の確実な保存を前提としたうえで、江戸期の関所空間を視覚的に伝えるための復元整備や効果的な活用事業を推進するための構内整備に取り組む。 ・運営体制 保存活用を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、関係する組織や地域住民との連携を深め、効果的な運営体制の構築を目指す。

資料4 静岡県レッドデータブックカテゴリー一覧及び湖西市を含むメッシュで確認された希少動植物

【静岡県レッドデータブックカテゴリー一覧】

カテゴリー	基本概念
絶滅	静岡県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
ⅠＡ類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
ⅠＢ類	ⅠＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種 (静岡県独自のカテゴリー)	
現状不明	現状が不明な種
分布上注目種等	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種
部会注目種	その他各部会で注目すべきと判断した種

【湖西市を含むメッシュ内で確認された種(植物・菌類)】

植物(2004年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠＢ類	トキワマンサク、ナガボナツハゼ、クサタチバナ
絶滅危惧Ⅱ類	ミズニラ、ニセコクモウクジャク、ヌカイトチシダマガイ、イワタカンアオイ、イトトリゲモ、トリゲモ、ツツイトモ、エンシュウムヨウラン、ホソバヒカゲスゲ、キシウナキリ、アズマガヤ、ミスミソウ、ヤブサンザシ、ミヤマワレモコウ、ナガバジュズネノキ、スズメハコベ、ウラギク
準絶滅危惧	コアマモ、シラン、エビネ、キンラン、タシロラン、クロヤツシロラン、ウスギムヨウラン、イヌセンブリ、クサナギオゴケ、カリガネソウ、タチキランソウ、マネキグサ、オオヒキヨモギ
要注目種(分布上注目種等)	マシカクイ
要注目種(部会注目種)	エダウチホングウシダ、ツクシイワヘゴ、ミズオオバコ、シュスラン、シロガヤツリ、コマツカサススキ、ハスノハカズラ、ツゲ、ナガボノアカワレモコウ、ホソバハマアカザ、イナモリソウ、フナバラソウ
菌類(現地調査、聞き取り調査で確認された種)	
絶滅危惧ⅠＢ類	アバタケシボウズタケ
要注目種(部会注目種)	ダイダイイグチ、アオゾメクロツブタケ

【湖西市を含むメッシュ内で確認された種(動物)】

動物(2009年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠB類	コアジサシ、チュウヒ
絶滅危惧Ⅱ類	ヒクイナ、シロチドリ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、 ホウロクシギ、ハマシギ、キリアイ、ハイタカ、サシバ
準絶滅危惧	オオタカ
要注目種(部会注目種)	ゴイサギ、ミサゴ
爬虫類(2004年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠA類	アカウミガメ
要注目種(部会注目種)	ヒガシニホントカゲ
両生類(2004年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠA類	ナゴヤダルマガエル
準絶滅危惧	トノサマガエル、ツチガエル
要注目種(部会注目種)	アズマヒキガエル、ネバタゴガエル
淡水魚類(2004年以降確認された種 カテゴリーは静岡県西部に該当するもの)	
絶滅危惧ⅠB類	ニホンウナギ、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、 トウカイナガレホトケドジョウ
絶滅危惧Ⅱ類	アユカケ
準絶滅危惧	ミナミメダカ
情報不足	ドジョウ
要注目種(分布上注目種等)	カワムツ、カワヨシノボリ
要注目種(部会注目種)	アカメ
昆虫類(2000年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠA類	ベニイトトンボ、エゾトンボ、ベッコウトンボ
絶滅危惧Ⅱ類	モートンイトトンボ、アオヤンマ、ハネビロエゾトンボ、ウラ ナミアカシジミ
準絶滅危惧	オツネイトンボ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、マイコア カネ、ハマベゾウムシ
情報不足	ツヤネクイハムシ、ヒメタイコウチ
要注目種(分布上注目種等)	オオチャバネセセリ、コムラサキ、エサキアメンボ
要注目種(部会注目種)	コオイムシ、ミゾナシミズムシ、ムツボシツヤコツブゲンゴロ ウ、キベリマメゲンゴロウ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガ ムシ、サトキマダラヒカゲ、ヒメジャノメ
陸・淡水産貝類(2005年以降確認された種)	
準絶滅危惧	ヨシダカワザンショウガイ、ヒラマキガイモドキ、ヒラマキミ ズマイマイ

資料：まもりたい静岡県の野生生物 2019－静岡県レッドデータブック＜動物編＞－(平成31年3月 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課)

まもりたい静岡県の野生生物 2020－静岡県レッドデータブック＜植物・菌類編＞－(令和2年3月 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課)

